

令和4年度 公園緑地研究所調査研究報告

一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所



P ARKS AND O PEN SPACE R ESEARCH I NSTITUTE R EPORT 2022

P ARKS AND O PEN SPACE R ESEARCH I NSTITUTE

目 次

巻頭言

公園緑地研究所 所長 進士 五十八	1
-------------------	---

I. 研究報告

01. 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究 金成 太郎	10
02. 中核市における公園緑地の課題に関する調査研究 本野 優	14
03. Park-PFI 推進支援ネットワークの運営について 金成 太郎	16
04. 令和4年度 講習会総括 多田 啓哉・本野 優	18

II. 都市公園制度制定 150 周年記念事業中間報告

05. 都市公園制度制定 150 周年記念事業について 浦田 啓充	24
06. 都市公園制度制定 150 周年記念事業 別添資料 1～3	28

III. 研究顧問等発表論文

07. 計画的な公園リノベーションと市民参画のあり方～身近な公園の再生の視点～ 平田 富士男 研究顧問(兵庫県立大学大学院 教授) (公園緑地 Vol. 83 No. 3 2022 論説)	41
08. これまでもこれからも「法食両輪」 ^{ほうじきりょうりん} 布達第 16 号 150 年に学ぶ緑政の要諦 進士 五十八 研究所長(東京農業大学 名誉教授/福井県立大学 名誉教授) (公園緑地 Vol. 83 No. 4 2023 巻頭論説)	47
09. 日本の公園 150 年史(1) 太政官布達：日本初の公園制度から 150 年を迎えて 越澤 明 研究顧問(北海道大学 名誉教授) (公園緑地 Vol. 83 No. 4 2023 特別連載)	52
10. 日本の公園 150 年史(2) 明治期に全国で公園が支持され、広まった 越澤 明 研究顧問(北海道大学 名誉教授) (公園緑地 Vol. 83 No. 5 2023 特別連載)	60
11. 公園を活用した社会的包摂 林 まゆみ 理事(一般社団法人みどり・人・まち研究所 代表理事/ 兵庫県立大学 客員研究員) (公園緑地 Vol. 83 No. 5 2023 論説)	68

IV. 資料

一般社団法人日本公園緑地協会 研究所長・研究顧問 名簿	72
-----------------------------	----

■巻頭言

国交省の「公園緑地・景観課」の大きな意義を考える

「永平寺町景観計画 2023-2032」のまち研・リープロ方式は小さな観光立町推進のモデルプラン

公園緑地研究所 所長：進士 五十八

●わが国 公園150年の次は

明治6年太政官布達第拾六号にはじまった近代日本の公園行政も150年の節目。職制も内務省の施設課、建設省都市局公園緑地課、国土交通省都市局公園緑地・景観課へと変化した。それ以上に職掌も広汎になり多様多彩な分野をカバーしていく。関係者に期待される業務の多様化、グローバル化、多極化・深化への施策立案力、総合的判断力の過重への適応ストレスが心配なほどである。

『公園緑地』誌の150年では、当然なこと乍ら社会的認知の弱かった150年前の先人の苦勞から始まり、公園法のみならず時代的要請に応えた数多くの立法や施策政策、事業展開がトレースされ、それぞれの時代的社会的要求をクリアにした華々しい業績が詳細に論じられ、未来に継承されるべき“公園人精神のバックボーン”が明示されたといえる。

そこで私は全国各自治体の公園人の本命である「公園緑地」については、公園のユーザーの求めるモノを熟知推量しつつ、日々尽力されることをのぞむばかりである。

ただ、本省における「・景観課」の意味と、そのことが地方自治体の現場にあって、如何なる実体にあるかを改めて再考いただきたいと思い、本稿のテーマとしたい。

自治体の公園行政は、長らく都市計画施設のひとつとして「営造物公園」の建設、維持管理が前提とされ、河川や道路と同様に土木建設分野の行政体系の一部に位置づけられて

きた。ところが「景観」概念は、特定の敷地や施設に限定されないし、特定施設の計画設計施工、維持管理といった行政組織で対応できるといった性格の行政業務でもない。であれば、いったいどうする“公園マン”。

●公園緑地課から公園緑地・景観課の ランドスケープ・アーキテクチャへ

周知のとおり国交省は、内閣の方針「観光立国」推進に向け、2003年「美しい国づくり政策大綱」をまとめ、2004年「景観・緑三法」が制定された。その主幹課が公園緑地課で、「・景観課」改名の所以である。(改名は2008年7月1日)

早とちりして、“美しい景観づくりには緑化が大切だからだろう”等と矮小化しては困る。もちろん昔から、公園緑地が果たす機能に「都市景観の改善」が言われてきたし、屋上・壁面緑化など都市緑化の景観や環境面での重要性は論をまたない。

しかし本当は、作庭、公園造成、緑化などの専門技術学としての「造園学」、職能としての「造園」「造園家」「景観の創出・形成・修景・保育」そのものにあることもしっかり理解しなければならない。

英語のLandscape Architectureを日本では「造園」と訳しているが、中国では「風景園林」、韓国では「造景」と訳している。Landscapeは「風景・景観」であり、Architectureは「建築」だから、庭園や公園を造る「造園」であると同時に風景や景観を創出する専門「造景」であることが直ちに理

解できよう。

昔から日本の造園界は言葉の制約で悩んできた。世界的に評価の高い日本庭園などの作庭・造庭・造園は業界の主力であって、捨て難いし、一方景観や風景、ランドスケープの語意・語感も活かすべき意義も大きいからである。かつて佐藤昌先生らが主導して「造園修景」の新造語を普及すべく日本造園修景協会や造園修景大事典を編刊したのも、こうした経緯があったからであろう。

以上長々と前置きを解説したのは、全国各地の自治体行政の最前線にはランドスケープ・アーキテクチャや景観の政策やデザインを専門に学んできた職員は、ほとんどゼロか極めて少数しかおられないからである。

造園・造景の専門職に対して、公園行政も景観行政も本務だから両方に注力してねと言うことは出来るが、たまたま公園管理を担当する一般職や土木職の職員にとっては、“公園”と“景観”の根っ子が同じだと言われても腑に落ちるわけはなからう。

強いて言えば、庭園であっても公園であっても、その立地や場所を生かしつつ、その利用目的にふさわしく自然豊かで美しく魅力的な空間世界を創り育てて施主や利用者を悦ばせ感動させるのがランドスケープ・造園専門家の職能であると説明することもできよう。

ただ美しい景色を創出する目的では「公園」も「景観」も共通するが、対象が限定され公的に管理運営される公園と、近景から中景遠景へと敷地を超えて種々雑多の、人工的自然的、私的公的な多様な土地利用が混在する広く開かれた環境風景を対象とする「景観行政」では、その方法やアプローチは大幅に異なる。

●井下清の「百年後は国土美化装景」の心

かつて「公園の井下」と呼ばれ東京市の公園行政をリードした井下清は、『庭園と風景』の昭和3年10月号(1928)に百年後に

は公園は無くなる一百年後の公園夢物語」をかいている。当時、東京市保健局公園課長であった井下は、なんと現代都市計画手法でよくやられている“バックキャスト”のようなアイデアで自分の公園観をかくのである。「現代(百年後—2028年)からみると、百年前(1928年)の日本は様々な興味深い社会制度や社会施設の濫腸期であった」と説明。「百年前までは金持ちになり自己所有地に邸宅をつくり家族の幸福だけの為に健康を損ない道義に反するような生き方をしていた。この極端な生存の反動として自然人としての生存と幸福を得たいと絶叫」。「ついに今日の幸福なる『自然生活』社会制度が産み出されたと見る事が出来る。」(…このように百年後からふり返ったふうに文章は続く。)

ところで「100年前の社会施設には他の制度より一步すすんだものがあつた。それは公園なるもので、とにかく或る自然地の内では自由平等に楽しく相愛し、相援けて人生を楽しまんとするものであつて此の公園思想が百年後の我々の社会制度をつくり出したものといえる……。」「今日我々は特に公園なるものをもたないが、其の当時としては地獄の中の樂園、此の僅かな処だけが真に人間らしい生き甲斐のある自己を見出し得る処であつたのである。」と、いわば井下は「公園は途中段階であつて(理想は)争鬪的社会組織から脱した昭和百余年に在つては、特に許された自由平等の地(=公園)などは全然必要とせず、科学の発達は居住者の密集生活を要せぬので、自己の趣味に合う自然地に居宅を構え、全国土総てが美化装景されている。古代芸術の保存地である庭園以外、特に庭園・公園と名づけて僅かな地のみを装景するが如きことの無くなったことは、大いに誇りとしてよいと思う。」とさえ述べているのである。

もちろん井下の本音は、この世に公園とい

う天国をもたらした当時の挑戦は、歴史的に画期的なヒューマンイズムの産物であることを強調しているのだ。

現代では井下のビジョンは、「都市公園から公園都市へ」のスローガンになったり、本稿で私が強調したい“閉じた公園”のみならず、緑の都市、そして美しい都市、出来れば“美し国・日本”といった「美しい国土と景観からのまちづくり」への潮流につながっている。

当時は「国土装景」の語がよくつかわれたようである。ドイツにおける「国土美化」や「ハイマートシュッツ（郷土愛護）」の影響もあったかも知れない。もちろん、志賀の日本風景論、小島の日本山水論、上原の日本風景美論など独自の風景論、また日本造園学会では「風景地計画」の数多い実践もあった。井下自身も深くコミットしていた関東大震災後の復興計画における「都市美協会」や都市美運動と樹植祭（後の植樹祭）、戦後の「国土緑化推進委員会」「首都緑化推進委員会」へと、公園、美化、緑化、都市美、風景、景観、ランドスケープ、観光と言葉は変化し多様化するがめざすものは基本的に同じである。

要するに特定の公園や建築物など施設単位ではなく、当に土地・Landの上に広く展開する風景・scapeの質的向上を目指そうという視点の必要性がいわれているのである。

●地方創生・観光力に向けた

地域多様性ファーストの景観行政を

景観行政というと、広告看板規制、電柱地下埋設、色彩基準だと、短絡的に反応する有識者が多い。

行政担当者はどこでも景観審議会というところと色彩の専門家を必ずメンバーに加えるし、そのこと自体に問題はない。しかし色彩心理学を専攻し、マンセル値で表示される色相、明度、彩度と色彩調和論だけで現実の景観まち

づくり支援になることは先づない。景観要素としての色や形やスケールをそれぞれ分解して専門的に論じては実際にはならない。

例えていえば、色彩は、木材か鉄アルミニウムなど金属か、コンクリートか、レンガか、レンガタイルか、プラスチックか、要するに色は素材・材料に帰属するものであって、ペイントなど彩色材がひとり歩きできるわけがない。私から言えば、土を焼いた本物のレンガなら焼成過程でどんなに赤く発色していても、土という自然に由来する赤色であって、景観上何の問題もない。

しかし私が会長をつとめた或る自治体の担当者は決められた色彩基準の範囲を超えているので、審議会で議論してもらわないと許可できないという。では花木の赤く咲いた花はどうするの？と嫌味のひとつも出ようというものである。

外部に曝される景観材料がプラスチックであると、太陽光で数年にして褪色する。可塑材が色も強度も劣化させてしまうのだ。結果、景観審査時の色彩のチェックは意味をなさなくなってしまう。

いま、一例をあげたが、色、形、大きさと言った要素で、全体景観の質を論じることは殆どナンセンスであろう。

造園学では、Total Landscape（全景）というが、風景や景色は、背景(地)の森林や山並み、町並み、家並み、緑化、点景(図)としての建造物など多彩な要因を、この地域、この場所にふさわしいか、トータルに判断してこそホンモノの風景になることを忘れてはならない。

以上は、景観行政、すなわち、よりよい“わが町・わが村”とは何か？という究極の行政目標を議論もせず、従来型のBOD、ppmといった公害規制の如き科学的基準やチェックリストで点検評価しようとする基準行政の範疇で“景観・風景・ふるさとのあり方”を捉えられると考えるお役所型思考の限

界を示している。

もうひとつ、私が地方自治体の現場を体験してしみじみ思うことは、美しい景観とか、いい風景というものには、こういう色、こういう形なら○、あれでは×というものが厳然として存在するとの考え方が、地域社会の常識になっているということだ。大都市とちがってありのままに十分に豊かな景観を保持している方々でさえそのように錯覚しているのだ。

「景観法」が、それぞれの好ましい景観像は、地方、地域で主体的に皆でルール化したり決めれば良いという本質にもとづいていることが、意外に地方公務員に理解されていないという事実だ。

景観法からまだ20年の行政経験しか無いのだから当然かもしれないが、その点で行政現場にこそ「景観教育」が必要だと痛感する。

自治体の自主景観条例の前歴と、事業者の景観意識、高まる美しいふるさとへの希求、観光活性化への必要性があいまって、昔に比べて日本の風景は格段に向上したとはいえる。

しかし、その結果は工業製品による画一的な景観、全国どこも同じ景観の再現という没個性的な地域づくりの普及であった。

景観法が求める、日本らしさと地域らしさ、景観多様性に富み魅力的な「美し国・日本」は、未だこれからの公民連携の努力次第なのである。

景観行政の目標は、全国各地がそれぞれの良さが生きる“地域性景観を尊重したまちづくり”であることを改めてしっかり確認したいものである。

●ランドスケープダイバーシティに富む

日本列島を

ところで、景観のみならずデザインにおいては、昔から“多様の統一”がよくいわれ

る。もちろん、多様性が過ぎると“混乱”するし、統一性が過ぎると“退屈”になるので、混乱と退屈の半ばに、ほどの良さは求められる。

もっとも、そのほどの良さは、地域や場所、その特性やねらいによって異なり、正答は、ひとつではない。私は2010年以來「多様性からのランドスケープ論」を主張してきた。いまや、世界は「多様性（diversity）の世紀」で、Bio-diversityのみならず、Lifestyle diversity、Economy diversity、そしてLandscape diversity（景観多様性）を目指すべきだと私は考えている。

私が思う「景観法」（2004）の優れた特色は、目指すべき“景観像”を示していない法律だという点である。建築基準法が典型的だが、日本中一律に斯くあるべしと建築の多方面にわたる在るべき形や基本要件が細部にわたって規定されている。気候風土条件は国土の東西南北、海岸部と山間部では皆んな異なり、雪国では別世界と思うほど条件がちがう。もちろん住生活への期待もライフスタイル等住民の志向も地域差が大きい。

にもかかわらず、全国統一の法規が支配する。安全安心は全国一律で考えるのが立法的立場からは正しいと考えるのだろう。

しかし、人権や平和のような普遍性に関わるものと、自然風土に支配される「景観」はちがう。何よりも現代日本最大に課題は地域特性をアピールして「地方創生」につなげ、“住んでよし、訪れてよしのまちづくり”をすすめる「観光立国・観光立県」である。

人口集中の大都市ひとり勝ちが進む一方で、地方の中小都市や農村部は人口の社会減自然減が激しく、地域活力の低下はもとより消滅の危機さえ叫ばれている。

現代都市は、工業的で工場製品の大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄と金融資本にとりこまれ、世界は画一的景観に向か

う。これまでの大地性、地方の自然風土や歴史文化、生活による地域性、場所性の美しさや味わいを探しだすには、よほど特別の好奇心や関心をもたなければならない。それほどに国土は画一的で無機質な人工材料で埋め尽くされてしまっている。

私が「ルーラル・ランドスケープ・デザイン」を提唱したのは、それへのオルタナティブテクノロジーとしてであった。

ほんとうは、人間の目は鋭い。ひとは一目瞭然で、その土地の生き方、在り様を見抜く力がある。

東京市時代の都市美運動の標語に「都市の美醜は市民の心」があるが、あたかもその人の生き方がその人の顔を美しくも醜くもするといわれるのである。

異日常・非日常体験を求めて旅に出るのが観光行動。「観光」とは、風景を資源とする経済ということもできる。その土地に暮らす生活者との異文化コミュニケーションも重要な旅の楽しみである。標準化され、マニュアル化されたガイドラインに沿った人的交流やサービスではなく、それぞれローカルな地域性（地域らしさ）や地場性（場所らしさ）に富んだ生の交流交歓にこそツーリストの満足感が高まるものである。

目に映る景観質をどのようにして個性化し、魅力化できるか。そのことは拙著『ルーラル・ランドスケープ・デザインの手法』（学芸出版社、1994）や『風景デザイン』（学芸出版社、1999）、『緑のまちづくり学』（学芸出版社、1987）、『進士五十八の風景美学』（マルモ出版、2019）等に譲ることにするが、そのポイントと事例を以下に述べておく。

●世界が求める大きな「禪」の道場 大本山永平寺がある小さな永平寺町の「景観計画」の大胆な私たちの挑戦

景観法にもとづく自治体政策の根本は「景

観計画」である。

前出の如く、その地域にとって望ましい景観像を地域主体でどう描くか。その目標に向かって行政や市民は何をなすべきか。そのためには地域住民が合意した約束事やルールはどのようなものに仕立てておくべきか。

こうしたことについては国としても『景観計画策定・改定の手引』や『景観まちづくり計画の質向上アイデア集』を編集サポートしている。ただ巨大都市から政令都市、中核都市、そして地方中小都市、農山村など自治体の性格やスケール、立地環境や住民意識など凡そ状況がそれぞれちがすぎる。しかし一方で、景観専門職員が皆無の小規模な基礎自治体では、一般職が担当するしかない。にもかかわらず、私のように景観行政は基準行政であってはならないと本質論をぶつけられる。マンパワー不足や財政上の専門職不在は、ほとんどの地方の市町の現実で在り、常態である。

にもかかわらず、それなりの専門職やマンパワーを前提とした景観行政の枠組みが呈示されている。結局、建築指導行政のように基準を提示して、事業者の届け出・審査・許認可の流れである。東京23区役所のようなスタッフ力、専門員雇用力のある景観行政団体と、凡そ景観行政団体としての体制とは言い難い地方の役場とを、計画行政だからと同列のシステムで「景観計画」を策定して実を挙げることなどほんとうに可能だろうか？

私はこのように考えて、2022年3月まで公立大学法人福井県立大学長として在任中であつた大学地元の福井県永平寺町の「景観計画2023-2032」を審議会長として策定することを了解した。多量の申請案件があつて、一律の諸基準（基準）を事前に用意するような大規模自治体と異なり、役場職員が町内の地域地区の実情に精通し、開発整備動向やその在るべき姿を共有できている基礎自治体にふさわしい計画モデルを創らなければという思い

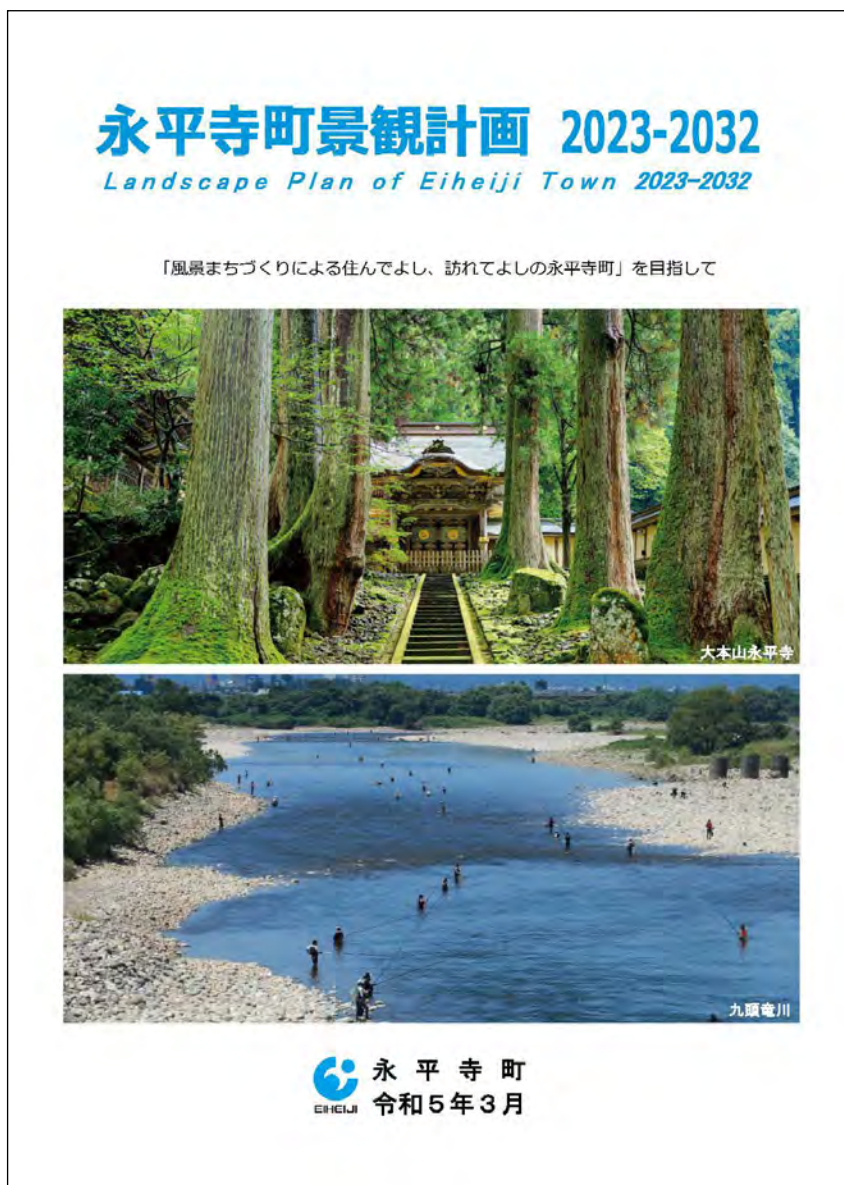
からだ。もちろん標準形の報告書に甘んじるコンサルタント任せにもしない方式。長年「自治体学会」活動を経て代表をもつとめた私の経験から、職員のオンザ・ジョブ・トレーニングともなる「まち研方式」を活用する方法だ。町長を会長にオール役場の職員参加による「まちづくり研究会」を事前にスタートし、審議会がコラボし「風景まちづくり・リーディングプロジェクト方式」を提案した。

他のこうした小規模自治体で、観光活性化と町民環境福祉（まちづくり）の両方を目標とする「計画モデルの提示」をも目指したの

である。

具体的な計画手法や内容については『永平寺町景観計画2023-2032』（永平寺町、2023年3月）を参照いただきたいが、職員、町民、事業者への本計画作成の背景や計画のすすめ方などの独自性と意義を私からのメッセージとして書いた計画書巻頭の小文を次頁以下に転載しておく。ご参考になればと思う。

（東京農業大学名誉教授・元学長／福井県立大学名誉教授・前学長／福井県政策参与／日本公園緑地協会理事）



永平寺町の新「景観計画」策定に当たって



永平寺町景観審議会会長 進士 五十八

(日本造園学会元会長／日本都市計画学会元会長／
福井県立大学名誉教授・前学長／東京農業大学名誉教授・元学長)

私はこれまでに東京都、北海道、長野県、福井県、さらに都内の新宿区、豊島区、世田谷区、千代田区、江戸川区、また三鷹市、名古屋市など自然的文化的条件や地域社会特性が異なる自治体の景観計画策定や景観審議会長を経験してきた。

そこでは、いろいろな課題があった。

永年、美しいまちづくりには財政支出を浚る行政文化が支配的であった日本では、景観行政の歴史も浅く、自然景観、歴史景観の保全への関心、また建築景観、河川景観への特定対象に関心を寄せる専門家はいたが、まち・むらの地域全体の全景・Total landscape を評価し、改善点を指摘できる景観計画設計専門家が極めて少ないこと。さらに日本のマスコミやオピニオンも、電柱の地下埋設、看板や色彩の規制などを指摘することで事足りとしていたこと。また行政関係者自体が、それまでの規準列記・点検型の統一的建築指導行政手続きに準ずるものとしてしか理解していないこと、等々。

そんななか、地方創生の切り札・観光振興に向けて景観意識が高まり、住民にとっては「ふるさとと呼べる風景まちづくり」への期待も大きくなっている。いよいよ官・公・民あらゆる景観創出の担い手が、みんなで協力一致して「トータルな景観向上への取組み・ムーブメント」につなげることが最も大切な時代になってきた。

もちろん、こうした認識は、国以上に地方自治体が先行していた実体もある。古都であることに商品価値があった京都や鎌倉などでは、古都の風致を壊すような巨大な建築工作物やケバケバしい色彩を法的に抑制すべく、地元自治体が自主条例による風致保全に努めてきた。

こうして観光地から始まった景観の保全と向上への世論は、やがて特定の観光地でなくとも自分たちが住むまちを見て住みよいものにと願う一般住民の気持ちの高まりによって、一般市街地さらには農山漁村へと自主条例策定が進む。全国で 500～600 以上の自治体が自主条例を定めた。ただ、法律的には、親法無しでは強制する権限も弱く十分な規制誘導も出来ない状況が続いた。

一方、物づくり大国日本の製造現場は国外に移転し産業の空洞化がすすむ中、日本政府はインバウンドの受け入れ促進等「観光立国」を前面に打ち出す。そのためには、緑豊かで、地域らしさに富む「美しい国・日本」の創出が不可欠との認識の下「美しい国づくり政策大綱」

(2003)、次いで「景観法」制定(2004)となる。こうして自治体では景観法にもとづく景観計画の策定が努力義務化されたのである。

そこで重要なことは「景観・風景」の本義を、しっかり理解することだということになる。景観は、英語でランドスケープ(Landscape)。ランド(land)は、土地・自然のこと。スケープ(scape)は、端から端まで目に映るすべて、視覚的環境の全体像のこと。大地の上に展開する自然・生産・生活・民俗・歴史・文化・産業・経済など、視野にはいる諸活動のすべて

だといってよい。要するに、普通よく使う「まちづくり・むらづくり・地域づくり」と同義だと考えてよいだろう。

ところで「観光」の語は中国の易経にあるが、「国の光を観る」の意。その国、その地方、その町、その村、その里、固有の光：素晴らしい景色・場所、美しい山や川、農山村の美田美林、社寺の祭や集落、仕事人の働く姿、子どもたちが遊ぶ風景までそのすべてが「生活風景」である。その一部には他地域からの訪問者（ビジター）には物珍しく、異日常体験と感動やインスピレーションを与えてくれる「探勝風景」もある。

現代文明社会は、大量生産・大量流通・大量消費の工場生産された規格品・画一的工業製品で覆われて、没個性・地域らしさを喪失してしまい、わざわざ訪れる観光客には魅力を感じにくい都市景観になってしまった。

そこで「景観法」では、これまでの先人が育んでくれた多様性に富んだ地方、地域、場所らしい風景を保存し、一方で新たに創り出す“個性的な地域づくり”を計画的にすすめるための方策を立案し、推進することを強く求めている。

だから、「景観法」では、このような形の美しい景観にきなさい！という統一規準を示していない。むしろ積極的に独自の計画の保全と創出を自治体（景観行政団体）に求めているのである。

もともと日本列島は、南北に長く亜熱帯から温帯、さらに亜寒帯に及び、修験の地ともなった3千m級の高山も少なくないし、列島各地には万に及ぶ鎮守の森と里地里山集落が広がる。また関東・東海の太平洋岸、山陰・北陸の日本海岸の気候風土のコントラストは極端にちがう。遠浅でゆったりとした松原と砂浜もあれば、変化にとんだリアス式の海岸もある。日本列島は実に「景観多様性」に富んだ「観光の国」なのである。

福井県も永平寺町も、そうした日本列島の縮図である。古墳時代の古代遺跡も少なくないし、大本山永平寺所在の志比庄の北側には北陸を代表する九頭竜の大河が流れ、12曲りの松岡城下の名残りもある。

こうした豊かな地方文化を下地にして、豊饒芳醇な発酵未来産業、伝統の精進料理や食品を育む元気な農林業、風土の産物繊維産業はもとより楽器ハーブのような音の芸術にまで及ぶ。さらに2大学のキャンパスと学術拠点も展開する。

これまで日本の自治体では、人口規模が地域のステイタスと錯覚していたが、ヨーロッパの芸術首都、文化首都、環境首都などは数千から数万のヒューマンスケールが普通である。この例にならない永平寺町の将来ビジョンをヒューマン・シティとすれば、現実的なまちづくり、その見える化の形である「景観計画」が極めて重要になる。

そこで大切になるのは、景観計画の方針と構成である。これまでほとんどの自治体が前提としてきた建築指導行政モデルは景観行政には不適切である。景観要因となる建物のサイズや色彩などを届けさせ、行政窓口がチェックし許可するやり方の許認可方式では、魅力的な風景づくりは無理だからだ。

そこで私は、ヒューマンスケールの「永平寺町の新・景観計画」では、従来型の規準項目チェック方式を最小限に止め、永平寺町のこれからの景観まちづくりをリードできる骨格的事業を「リーディングプロジェクト」と位置づけ、行政のマンパワーと町民の協働によって実効性の高い施策構成とすることを提案した。

なお、永平寺町域の景観基本軸は、「大河川軸」の九頭龍川、「小河川軸」の永平寺川。志比口から永平寺七堂伽藍の禅境に向う「禅の道軸」。「山林地軸」。「道路軸」と鉄道沿線と駅勢圏と理解できる。勿論そのなかに、多彩な景観特性を見せる志比地区、吉峰地区、京善地区、栃原地区等の集落景観が広がっている。

ところで、一般的な風景構成は地と図（背景と点景）が基本である。たとえば風景画では山や川や森など大自然が「地」の風景をなす。この背景「地」の上に、橋が架かり、斜面には棚田が墾かれ、山辺には民家が並ぶ。これらの「図」が点景として背景に調和する。景観デザインとは、地と図の調和ある関係を修景もしくは造景することだ。緑濃い山を背にしてこそ民家集落は美しく見える。

さてそこで、永平寺町の景観まちづくりをリードできるポイントを考えよう。永平寺町の世界的ブランドは、なんといっても大本山永平寺に象徴される「禅」(ZEN)である。ステイブ・ジョブスのような世界のオピニオンは、岡倉天心の『茶の本』に目覚め、鈴木大拙の『禅と日本文化』を読み、日本第一の禅の道場・永平寺での座禅三昧に憧れている。

一方、地元永平寺町民の誇りは松岡城址や12曲りと町並みである。世界史上の「禅」の核心と、町民と共に歩んだ「城下の町並」の両方の歴史を町民の皆さんと共に育みたいものである。

また、永平寺町には若者が集まる2つの大学キャンパスや学術拠点もあり、その賑わいも期待したい。近年、子育て環境の良さもあって永平寺町には新しく転入する若い世代も多い。永平寺温泉、道の駅・禅の里などを中心に楽しい子どもの遊び場や永平寺町民のコミュニティセンターゾーンの充実も今後の大きな課題だ。

そうした内なるコミュニティの充実と共に、未来への夢も重要だ。永平寺町のもうひとつのお宝、九頭龍川の大景観を生かした「未来型インダストリアルツーリズム拠点、ルーラル・リゾートづくり」が始まっている。地元企業によるふるさと貢献プロジェクト・ESHIKOTO（黒龍酒造）である。九頭龍川の清流に臨み、川音を聴く好立地に立つ臥龍棟と酒楽棟。先祖が日本近代建築の祖ジョサイア・コンドルに繋る老練なイギリス人サイモン・コンドル、気鋭の建築家古谷俊一の美しい設計作品で、十分にインバウンドや大都市圏からのゲストにも歓迎される高いランドスケープクオリティをもつ。新幹線開業後の福井県の新名所として、さらなる修景と進化が期待される。

以上、永平寺町「新・景観計画」では①風景づくりの基調となる「地と図、背景と点景の調和」を永平寺町民みなさんの理解、町民参画によって推進すること、②5地点の点景的景観拠点化。その造景と修景を公共事業ベースで推進することの2方向で「風景まちづくりリープロ方式」とした。

私としては、永平寺町景観計画政策のすすめ方は、景観まちづくりを本気で進めようとする自治体の皆さんにもお推めしたい新方式だと確信している。

なお、本計画は、景観審議会委員はじめ、永平寺町役場内の河合町長を研究会長とするまちづくり研究会、建設課、(株)日本海コンサルタントのコラボの成果でもあったことを明記し謝意を表したい。

I . 研究報告

■研究報告 I-01

大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究

事業部事業課長：金成 太郎

1. はじめに

大都市都市公園機能実態共同調査は、平成3年から東京都と全国の政令指定都市が参加して、各都市の都市公園担当者が抱える共通の課題について調査することを目的に始められた。その成果は、国へ提言することで制度の改善や新規施策として盛り込まれるなどしてきている。

2. 令和4年度大都市都市公園機能実態共同調査について

令和4年度は以下の5つの調査を行った。

表-1 調査項目一覧

番号	調査項目
(1)	「都市公園における公民連携事業の取組み状況」に関する調査研究
(2)	「都市公園のトイレに関する諸課題」に関する調査研究
(3)	「今後の都市公園の整備」に関する調査研究
(4)	「都市公園における適正管理のための規制内容とその運用」に向けた調査研究
(5)	「事例調査とHPデータの再整理」に関する調査

(1) 「都市公園における公民連携事業の取組み状況」に関する調査研究

1) 調査の目的

都市公園における公民連携事業の取組みに

ついて、先行事例の事業実施段階において発生・顕在化した課題等についての協議・調整とその対応策等についての実情を探る。

また、民間事業者が設置管理する新たな公園施設の状況や、法令等における解釈及び運用状況、民間事業者が事業展開することにより、新たに課題となる様々な事柄等について事例収集と検証を行う。

2) 調査の内容

①都市公園における公民連携事業についての基礎調査（継続調査）

②事業実施段階における民間事業者との調整・協議

③Park-PFI活用ガイドライン拡充要望についての調査

④先進事例調査の実施

3) 調査結果と課題

①各都市の都市公園における公民連携事業の基礎調査として、過去の回答事例を整理し、令和3年度調査以降における新規事例の実施状況について、継続調査を行った。また、先進的な公民連携事例については、事例調査を実施した。

②各都市、各公園においてPark-PFI等の公民連携の取組みが進む中、行政が対応すべき問題点や課題は、個別具体的になり、多様化してきていることが把握された。

③Park-PFI活用ガイドライン拡充要望は、要望を調査し、検討会において意見交換し、要望を提出した。

(2) 「都市公園のトイレに関する諸課題」に関する調査研究

1) 調査の目的

各都市におけるバリアフリー化の状況及び管理状況と想定される諸課題等について整理するとともに、今後のトイレ設置の条件等を検討することで、各都市における改訂ガイドラインへの対応の参考資料として取りまとめることを目的とした。

2) 調査の内容

- ①街区公園のトイレに関する諸課題について、既存調査の整理および街区公園のトイレに関する確認された課題の整理
- ②国のバリアフリーガイドラインへの対応における課題の整理
- ③都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂）への対応の検討

3) 調査結果

- ①街区公園のトイレに関する状況を再確認・整理したうえで、改訂バリアフリーガイドラインへどう対応していくかを検討した。
- ②街区公園のトイレそのものも老朽化や維持管理の財源が課題となる中で、改訂バリアフリーガイドラインにおいてオストメイト等の設置義務が明記されたこともあり、こうした内容に準拠していない状況を早急に改善していく必要がある。このためにも、トイレ整備・改修の財源確保とそのスピードアップを図ることが急務となっている。
- ③この問題の解決に向けた大きな方向性は、ひとつは設置トイレ数を必要な個所に絞ること、もう一つはトイレ整備・改修のコストダウンを図ることである。
- ④こうしたトイレに関する諸課題を解決していくための検討フローを作成した。

(3) 「今後の都市公園の整備」に関する調査研究

1) 調査の目的

大都市においては、過去の公園整備によるストック蓄積が進められてきた反面、都市内には整備水準の地域格差が存在し、今後一層

進行することが見込まれる人口減少や少子高齢化、財政制約等に対応した公園の再編・再整備の推進が行政課題となっている。今後の公園整備の具体的な進め方、人流データ活用の可能性と課題について検討するほか、今後の整備推進に向け公園緑地の整備に伴う経済的価値に関する知見の整理を行うことを目的とする。

2) 調査の内容

- ①各都市の公園整備・再整備に関する方針と取組事例
- ②人流データ活用の可能性と課題の検討
- ③政令市における代表的な公園緑地空間が周辺の地価形成に与える影響の調査
- ④公園整備の進め方や整備価値等に関するとりまとめ

3) 調査結果

- ①公園の新規整備・再整備における実施状況と課題、実施箇所の優先性の評価、公園に代わる代替施設の確保、社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）・防災・安全交付金以外の国庫補助による公園整備・再整備、国庫補助制度の活用事例を整理した。
- ②人流データの概要を整理、人流データの精度検証及び子どもの利用者数の推定、人流データの活用に関する有識者ヒアリング、公園緑地行政における人流データの具体的な活用方法を整理した。
- ③公園緑地のもつ経済波及効果の整理、ヘドニック・アプローチの概要把握、既往研究における経済波及効果に関する評価内容の整理、公園のもつ経済波及効果の整理・視点に対応した該当論文一覧の作成、視点に対応した知見の整理を実施した。
- ④今後の都市公園の整備のあり方について、
 - ・優先性の評価を行う場合は、地域の実情や社会情勢等に対応した取組としていくことに留意することが求められる。
 - ・補助制度、特に国土交通省以外の府省庁が所管するものの中にも公園事業に活用可能な

なものがある。それらについて継続的にアンテナを張り巡らせることが望ましい。

- ・人流データは、まちなかの小規模公園を含め、公園の利用状況を比較的安価に把握できる貴重な情報ツールであるが、現状、情報の精度やサンプル規模、空間分解能には限りがある。データの精度等の特性を踏まえたうえで、一定の誤差や偏りを許容できる範囲内または補正措置を講じたうえで、活用していくことが望ましい。

- ・公園と地価形成の関係性について、公園の規模、公園からの距離に比例し、地価への影響は大きいものの、都市を代表する公園のもつ影響力は一定あるものの、周辺の商業集積等の影響力に劣る等の知見が確認できた。

(4)「都市公園における適正管理のための規制内容とその運用」に向けた調査研究

1) 調査の目的

各都市の公園条例の規定により禁止する行為の解釈とその運用実態を踏まえ、公園利用における許容範囲に対する考え方などを調査することで共通認識を深め、公園利用ルールの方向性について検討するとともに、今後の適正な公園管理について検討することを目的とする。

2) 調査の内容

- ①都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言の内容把握
- ②各都市の公園条例における公園利用等に関する記載内容
- ③各都市の公園利用における禁止事項の概要
- ④都市公園において規制すべき行為の設定とルールづくりに向けた検討
- ⑤規制行為の検討、設定における課題及び課題解決に向けて
- ⑥都市公園において規制すべき行為およびルール作りについて

3) 調査結果

- ①条例および調書によって、禁止行為規制行

為を把握し整理した。

- ②公園の自由使用を前提として規制を設けたくないとする考え方が基本にあるものの、他の利用者や近隣に迷惑をかける危険な行為や、公園の管理上支障がある行為、営利目的など公園本来の利用ではない行為については、規制をやむをえないとしているものが多い。一方で、最低限のマナーの順守や、十分に安全が確保でき、責任がとれる体制や条件を整えることで、規制する行為の範囲を限定する・減らしていく取り組みも行われていることが確認された。

- ③規制行為について問題点・課題を整理し、それぞれについて対応を整理した。

- ④規制すべき行為を整理し、ローカルルールによる弾力化の方向性を念頭に、対応を整理した。

- ⑤ルール作りにおける合意形成について事例整理を行い、推進方策をとりまとめフローを作成した。

(5)「事例調査とHPデータの再整理」に関する調査

1) 調査の目的

公園緑地に関する個別課題について、各都市の現状や対応状況を調書、文献調査、ヒアリング等を通じて把握・整理することで、今後の施策展開の参考に資する事を目的とするものである。

2) 調査の内容

①「公園や街路樹における維持管理手法」に係る事例調査

各都市の公園や街路樹の維持管理については、直営管理、指定管理、外部委託（業務委託等）、市民協働等によりおこなわれているが、管理対象施設の増加や老朽化に対して管理費は横ばい・削減の状況であり、良好な維持管理が難しくなりつつある。一方でP-PFI制度の導入によって公園緑地がリニューアルされ、新たな管理手法で運営・維持管理され

ている事例も多く見受けられるようになってきている。

そこで各都市の公園緑地や街路樹の維持管理に関わる予算状況を把握するとともに、現在の維持管理手法以外でコスト縮減となり、かつ、良好な維持・運営管理が可能となり公園緑地の魅力が向上となる維持管理手法について参考となる資料を取りまとめることを目的として調査を実施した。

②「市民協働事業の担い手不足解消」に係る事例調査

これまでも担い手不足という課題に対し、活動紹介や会員募集等の広報、講座の開催等の取組みが行われてきたが、中間支援組織で行われるより効果的なフォローアップや情報発信、地域活動の負担軽減の取組事例を情報収集する。また、公園緑地に参考となる他の市民協働事業ではどのように担い手不足解消を進めているかを調査した。

③「開発行為に伴う公園等の義務付け」に係る事例調査

都市計画法第33条ならびに施行令第25条第6号に基づく開発許可制度において、開発区域の面積に応じた公園等の設置規定、また緩和規定が定められている。これについて、平成28年度の都市計画法施行令の一部改正により、開発区域内の居住者の利便等に影響を与えない範囲内において、条例により、地方公共団体の判断において公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度の緩和（0.3haから1haを超えない範囲で）が可能となった。

この施行令改正への対応、各都市独自の緩和施策の実施状況等については平成30年度にも調査を行なったが、その時は改正への対応を実施した都市がなかったこともあり、数年経過した最新状況について改めて調査した。

④「都市公園・緑地に関する市民アンケート」に係る事例調査

本調査は、過去に3回実施した共同調査参加

都市の住民を対象とするアンケートだが、前回から15年が経過し、社会状況の変化やコロナ禍を経て公園緑地を取り巻く様々な状況が変化している中で、市民意識がどのように変化しているのかを把握する目的で実施した。

質問項目は、

- ・10年前と比べた都市の緑の増減
- ・今後増やす、守るべき緑
- ・緑化活動や緑化保全活動への参加意向
- ・身近な公園の利用頻度
- ・大規模公園の利用頻度
- ・公園の管理や運営への参加意向
- ・公園樹木の管理で優先すべきこと
- ・公園管理の予算不足に対して
- ・Park-PFIについて

などの32項目とした。

■自主研究 I-02

中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究およびアンケート調査について

事業部事業課課長補佐：本野 優

1. はじめに

本調査は全国の中核市、施行時特例市、県庁所在市（政令市除く）、東京23区などを含む一定の人口規模を持つ地方公共団体（以下、「中核市等」と呼ぶ）における公園緑地に関する問題や課題を把握するために実施した。令和4年度は公園緑地における公民連携の取組状況・課題について調査を行った。

2. 調査概要

本調査は、調査対象団体にアンケートを郵送配布（URLからダウンロードまたはメールによる再配布）し、原則e-mailにて回収し解析を行った。

(1) 調査対象団体

中核市：62団体、施行時特例市：23団体、県庁所在市：3団体（県庁所在市のうち、中核市、施行時特例市は、それらに区分）、東京都23区：23団体、一定の人口規模（12万人以上）：97団体の計208の地方公共団体を対象とした。なお、本調査に政令市は含まない。

(2) 調査年月日

令和4年6月3日から7月29日

(3) アンケート回答状況

○回答：134団体

<内訳>中核市：38団体、施行時特例市：17団体、県庁所在市：1団体、東京都23区：16団体、その他の市：62団体

○回答率：64%

(4) 調査項目

■公園緑地における公募設置管理制度

（Park-PFI）について

1. Park-PFIの取組み状況
2. Park-PFIの取組み事例
3. Park-PFIの取組み予定の事例
4. Park-PFIをいずれ取組みたい理由等
5. Park-PFIを取組もうと思わない理由等
6. Park-PFIの課題や意見

3. 調査結果のまとめ

(1) 公園緑地におけるPark-PFIの取組状況

「現在Park-PFI取組み事例あり」が15%、「取組む予定がある」は23%、「いずれ取組みたい」は43%、「取組もうと思わない」は19%となり、「いずれ取組みたい」まで含めると、Park-PFIの取組みに前向きな都市は約8割となった。

(2) Park-PFIの取組み事例

1) 取組み概要

Park-PFIに取組んでいる21事例について、調査個票に具体的な取組み事例を回答頂いた。Park-PFIを導入している公園種別をみると、総合公園5件、運動公園2件、特殊公園（風致公園）4件など、比較的規模の大きい公園での導入事例が目立ち、街区公園は1事例に留まった。約半数が指定管理者制度も適用しており、Park-PFIと指定管理者制度を併用する事例が定着してきていると考えられる。特定公園施設への交付金を導入しているのは20事例中11事例と約半分であった。

2) 事業化で苦労した点

Park-PFIの事業化にあたり、苦労した点では、「事業条件の決定と公募指針の策定」、

「事業者選定後の公民の協議・調整」、「マーケットサウンディングの実施」、「公民のリスク分担」などを挙げる都市が多かった。

3) 今後のPark-PFIへの取組意向

Park-PFI取組事例21件中、11件が「他でも取組みたい」、3件が「他では改善して取組みたい」と半数以上が今後もPark-PFIに取組む意向があった。改善点としては、「住民との合意形成」、「官側の意思を公募設置等指針で明確に示す」などが挙げられた。

4) 過去にPark-PFIに取組んだが中止になった事例

Park-PFIの導入を中止した1件については、サウンディング型市場調査の結果、Park-PFIではなく、通常の設置管理許可制度を適用した。都市公園における公民連携事業は、Park-PFIに限定することなく、導入したい事業に合わせて、従来からの設置許可、管理許可等を採用することも必要である。

(3) 取組む予定がある公民連携

(1)で「Park-PFIに取組む予定がある」と回答した31都市において、都市公園は34公園であった。公園種別では、近隣公園が13件、総合公園8件の順となった。公民連携事業の内容は、カフェ等の飲食施設等の設置を求めるものが多いが、公園の特性に応じた公園施設・機能の整備にPark-PFIを活用しようとする事例も見られた。

公民連携の導入理由では、ほとんどの都市で「財政負担を軽減しつつ公園の魅力向上」、「賑わい創出を図る」が挙げられた。

(4) いずれ取組みたい理由

(1)で「現在予定はないが、いずれPark-PFIに取組みたい」と回答した58都市において、取組みたい理由として「経費節減」に言及する都市が最も多く、ついで「利便性・サービスの向」「魅力向上・質の向上」が挙げられた。

現在Park-PFIに取組めない理由として過半数以上の都市が挙げた理由は「ノウハウが不

足しているため」「情報が不足しているため」「体制が確保できない」であった。

(5) 取組もうと思わない理由

(1)で、134都市中26都市が「Park-PFIに取組もうと思わない」と回答した。Park-PFIに取組もうと思わない理由で、もっとも多かったのは「Park-PFIを実施する適当な公園がない」で、26都市中16都市と過半数が回答している。ついで「ノウハウが不足している」が9都市であった。

「情報不足」「体制が確保できない」「財源が確保できない」「民間事業者がいない」などを理由に挙げる都市はそれぞれ5~6都市と同数程度あった。

「実施する必要がないと考えるため」と回答した都市では「指定管理者と比較して良い点等の検証が行えていない」や「公民連携においてPark-PFI以外の制度を活用している」といった回答があった。

(6) Park-PFI制度の課題や意見

中核市等を対象とした本調査において、Park-PFI制度への課題や意見について、32都市から回答があった。以下に主な意見を整理する。

- ・民間事業者の収益性や、特定公園施設の整備削減について、地域格差がある。都市圏では優位だが地方部では困難で支援措置が必要。
- ・行政手続きについて「煩雑で時間を要する」や「要綱や条例の改正が必要なため相当量の仕事が生じる」などの意見。
- ・Park-PFIに適した公園の見極め方法。民間参入が厳しい公園における参入促進方法、街区公園に活用できるメリットの追加（なども求められる。
- ・そのほか「公の施設で民間事業者が収益を上げられる制度への反対意見がある」といった意見もあった。

本調査結果を公園緑地行政の活性化に向けて有効利用して頂ければ幸いです。

■自主研究 I-03

Park-PFI 推進支援ネットワークの運営について

事業部事業課課長：金成 太郎

1. はじめに

平成29（2017）年5月、都市公園法が改正され、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場などの整備、改修などを一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」（以下「Park-PFI」）が創設された。

本制度は、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園利用者の利便性の向上を図るとともに、行政側の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上を図ることが期待されるものである。

一般社団法人日本公園緑地協会（以下「当協会」）では、Park-PFIの更なる普及推進に寄与すべく、公民連携のためのポータルサイト「Park-PFI推進支援ネットワーク（Park-PFI Promotion Support Network 略称：PPnet ピーピーネット）」（以下「PPnet」）を設置し運営している。

本稿では、当協会の概要とPark-PFIの概要、PPnetの機能など、Park-PFI推進のための当協会の取組みについて紹介する。

2. Park-PFI（公募設置管理制度）の概要

Park-PFIとは、都市公園において、飲食、売店などの公園施設（これらを「公募対象公園施設」という）の整備と、当施設からの収益を活用し、園路・広場など（これらを「特定公園施設」という）の整備を行う事業者を、公募により選定する手続きである。Park-PFIによる事業には、都市公園法上の特

例措置が適用される。

(1) 特例措置

- ・設置管理許可期間（通例は10年）の特例として、Park-PFIに基づき選定された者（以下「選定事業者」）に、上限20年の範囲内で設置管理許可期間を保証された。
- ・建ぺい率（原則2%）は、Park-PFIの特例として10%の上乗せが認められた。
- ・占用物件の特例として、選定事業者は自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔（「利便増進施設」という）の設置が認められた。

(2) Park-PFIの活用メリット

1) 公園利用者のメリット

飲食店、売店などの施設が充実することで利用者へのサービスが向上する。また、老朽化し質が低下した施設の更新が期待でき、公園の利便性、快適性、安全性が高まる。

2) 公園管理者のメリット

民間資金を活用することで、公園整備、管理運営にかかる財政負担が軽減される。また、民間の創意工夫も取り入れた整備、管理、運営により、公園のサービスレベルの向上が見込まれる。

3) 民間事業者のメリット

都市公園内でのビジネスチャンスの拡大が挙げられる。特例措置により、従前に比べ規模の大きな施設の設置管理や、長期の設置期間も保証され、長期的視野での投資、経営が可能となる。また、緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に整合した広場などを一体的にデザイン、整備できることで、収

益の向上にもつながる質の高い空間を創出できる。

なお、公募対象公園施設は都市開発資金、特定公園施設は社会資本整備総合交付金による支援の対象となっている。

(3) Park-PFIの実施事例

令和4（2022）年12月末時点で、135件の公募案件があり、そのうちの開業済みが50件となっている。継続的な制度の活用事例の増加が認められる（当協会調べ）。

実施事例としては、国営明石海峡公園の温浴施設、むつ市代官山公園のグランピング施設、名古屋市徳川園のレストラン・カフェのリニューアル、久留米市中央公園のカフェ、我孫子市手賀沼公園のオープンカフェ、加賀市山代スマートパークの新設整備、渋谷区恵比寿南一公園のリニューアル、志木市いろは親水公園のカフェ、守谷市常総運動公園のキャンプ場・ドッグラン・コミュニティガーデンなど地方都市への広がりが見られる。

3. Park-PFI推進のための取り組み

(1) 「Park-PFI推進支援ネットワーク（PPnet）」

Webサイト「Park-PFI推進支援ネットワーク（PPnet）」（<https://park-pfi.com/>）は、Park-PFIにかかる公民の情報を一元的に収集・発信に加えて、相互の情報交換ができることにより、初期段階における制度の周知・普及と事業の実現化に寄与することを目的と



図-1 PPnet トップページ
（<https://park-pfi.com/>）

したプラットフォームであり平成30（2018）年2月1日に開設、運営している（図-1）。

参加にあたっては、情報の保護および反社会的勢力などの排除のため登録制とし、国の制度推進を目的としていることから、参加費用は無料としている。参加団体は、地方公共団体およびPark-PFI制度に賛同する公益法人や民間事業者である。

令和5年3月末現在の登録者数は地方公共団体が802団体、民間事業者は712社の合計1,514団体である。業種は銀行、鉄道、不動産、建設、メンテナンス、造園、コンサルタント、商社、製造販売、飲食などである。

(2) Webサイトの構成・特徴

- I. サウンディング情報、社会実験、公募情報（整備・管理運営）
- II. 地方公共団体情報・事業発案前の情報収集、民間事業者情報・参画希望情報
- III. プロポーザル情報（調査・検討）
- IV. 実施事例（Park-PFI、PPP事業）
- V. トピックス
- VI. 講習会、セミナー開催情報
- VII. 関連情報

これまで、Park-PFIを含むPPP事業のサウンディング情報約350件、社会実験約10件、公募情報約230件を結果も含め提供した。実施事例（Park-PFI、PPP事業）は約70件を提供した。

そのほか、Park-PFIなどに関する講習会の開催情報や、トピックスとして国土交通省の公民連携支援事業など関連情報も提供した。

Webサイトの特徴的な機能としては、地方公共団体担当者もしくは民間事業者担当者から、直接、民間事業者の担当者に連絡できるフォーム機能が挙げられる。活用方法は、サウンディングや、公募の際に登録されている民間事業者の中から目的にあった民間事業者を抽出し、直接連絡を行い、参加を促すことができる。情報交換の場として、活発な利用を期待したい。

■自主研究 I-04

令和4年度 講習会総括

企画部企画課課長 多田 啓哉
事業部課長補佐 本野 優

1. はじめに

誰もが安全・安心な暮らしができる社会や地域の実現に向け、当協会では公園緑地等の計画・施行・管理・運営等に携わる人材の育成や専門的知識・技術の普及啓発をはかることを目的に講習会を実施している。令和4年度は、毎年実施している「令和4年度公園緑地講習会」、「行政施策講習会」、「パークマネジメント講習会」、「プールの安全管理のための管理責任者講習会」、一般社団法人日本公園施設業協会と共催している「遊具の『日常点検講習会』」に加え「公募設置管理制度Park-PFIの実務を学ぶ講習会」、「公園緑地における利用者対応講習会」、「グリーンインフラを考える～公園緑地分野における戦略的展開」の計8つの講習会を開催した。その他「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会第一部の事例発表会「公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年のNo.1はこれだ”」を開催した。

2. 令和4年度の講習会実施状況

(1) 令和4年度公園緑地講習会

本講習会は、公園緑地に関する調査、研究、事例等の講義および現地視察研修により、実務者として必要な専門的知識、技術の向上を図ることを目的とした講習会である。

令和4年度は12月6日(水)と7日(木)の2日間、会場での対面講習とWEB配信により実施し68名(会場24名、WEB44名)の方に参加いただいた。

講義では、1日目は初めに国土交通省より

「公園緑地行政をめぐる最近の動向」、についてお話いただき、次に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言についてお話をいただくとともに関連する事例についてお話をいただいた。2日目は国土交通省より「都市緑化行政の動き」についてお話いただきとともに、管理運営をテーマとしたお話をいただいた。

3日目の視察研修については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。



【テーマ・講師等】

1日目：12月6日(火)

テーマ等	講師等(敬称略)
公園・緑地行政をめぐる最近の動向	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 課長 伊藤 康行
「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言について	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 公園利用推進官 曾根 直幸
豊田市における利用者ニーズを捉えた公園整備	豊田市都市整備部 副部長 稲吉 健司
自然・人・まちが元気になる公園づくり	NPO法人 NPO birth 事務局長 佐藤 留美

2日目：12月7日（水）

テーマ等	講師等（敬称略）
都市緑化行政の動き	国土交通省都市局公園緑地・景観課 緑地環境室 室長 湯澤 将憲
地域の小さな公園を守る公園ボランティアの今	一般社団法人みんなの公園愛護会 代表理事 梶田 里佳
オープンスペースから都市を創る公園を活用した社会的包摂	一般社団法人みどり・人・まち研究所 代表理事 兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 客員研究員 林 まゆみ
新 かつ市の公園活用	むつ市都市整備部都市計画課 みどりと景観グループ 主査 羽根田 雄斗
福岡市の公園における新たな取り組み	福岡市住宅都市局公園部 整備課 課長 井上 雄介

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、回答者の96%の方々が満足（53.1%）、ほぼ満足（43.7%）との回答をされており、参加者には高い評価を得たものと考えている。

（2）行政施策講習会

本講習会は、主に公園緑地に携わる地方公共団体の担当者等を対象に、公園緑地に関わる行政施策や最新情報等について、有識者や国土交通省公園緑地・景観課の方に解説をしていただき、今後の公園緑地のあり方や施策内容等についての理解を深めていただくとともに、その専門的な知識や技術の向上を図ることを目的とした講習会である。

令和4年度は6月30日（金）に会場での対面講習とWEB配信により実施し46名（会場9名、WEB37名）の方に参加いただいた。講習の内容については「公園緑地行政をめぐる最近の動向」と題して公園及び緑地行政の現在の状況と今後の取り組みについてお話いただくとともに、公園緑地工事積算体系への「緑地育成」の追加及び、「都市公園

の移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂内容についてお話いただいた。その後「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に関連して障害者団体の公益社団法人日本オストミー協会からオストメイトとオストメイト対応トイレの現状についてお話いただいた。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等（敬称略）
公園緑地における技術基準の最近の動向 ・公園緑地工事積算体系（緑地育成の追加） ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】の概要	国土交通省都市局公園緑地・景観課 企画専門官 佐々木 貴弘
公園緑地行政をめぐる最近の動向	国土交通省都市局公園緑地・景観課 国際緑地環境対策官 辻野 恒一
オストメイトとトイレ	公益社団法人日本オストミー協会 須田 紗代子 会長 木下 静男

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみるとすべての方に「満足」もしくは「ほぼ満足」と回答をいただいております、参加者には高い評価を得たものと考えている。



(3) パークマネジメント講習会

本講習会は、公園緑地に携わる地方自治体や指定管理者等を対象に、専門家による講義や先進事例を紹介することで、「パークマネジメント」の基本的な考え方、導入の効果や課題等について学んでいただき、公園の管理運営に関する知見の拡大や知識の向上に役立てていただくことを目的とした講習会である。

令和4年度は11月7日(月)に会場での対面講習とWEB配信により実施し80名(会場19名、WEB61名)の方にご参加いただいた。

講習の内容については、制度創設から20年がたつ指定管理者制度について、最近の新たな取り組みに関し、その方向性をお話いただくとともに、市内公園を包括して指定管理者を公募した事例と指定管理とPark-PFIを同一事業者が行う公募を実施された事例についてお話いただいた。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等 (敬称略)
都市公園における指定管理者制度 指定管理者制度導入から20年、今後の制度活用に向けて	元東京農業大学 地域環境科学部教授 金子 忠一
公民連携のこれからの方向性	一般財団法人公園財団 常務理事 町田 誠
東村山市における小規模公園の包括的指定管理	東村山市まちづくり部みどり公園課 課長 中澤 恭
山代スマートパーク ～創るところから考える管理・運営～	加賀市建設部都市計画課リーダー 高辻 貴嘉 共同事業体「山代プラス」 代表構成団体 株式会社岸グリーンサービス 代表取締役社長 岸 省悟
(仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園 地元企業のノウハウを生かすきめ細かな運営管理	さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課 計画係長 西川 裕一 スウパーク共同企業体 株式会社内田緑化興業営業部

主任 清水 まゆ実
スウパーク共同企業体 有限会社プラネット・コンサルティングネットワーク 設計室長 鎌原 史英



【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて100%「満足」と回答をいただいております、参加者には高い評価を得たものと考えています。

(4) プールの安全管理のための管理責任者講習会

プールの管理については、平成19年3月に文部科学省、国土交通省から出された「プールの安全標準指針」において、「プールを安全に利用できるよう適切かつ円滑な安全管理を行うため、『管理責任者』等からなる管理体制を整えることが必要である」とされており、本講習会では、主にプールの管理責任者に携わられる方を対象に、安全で衛生的な管理及び運営の知識や技術を体系的に修得していただくことを目的に平成20年より実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったが、令和3年度にWEBによるライブ配信により実施し、令和4年度も5月13日(木)、14日(金)の2日間にわたりライブ配信により実施し16名の方

に参加いただき、講習会の最後に行う修了試験において、すべての方が所定の成績をおさめたため、修了証を発行した。

(5) 遊具の「日常点検講習会」

本講習会は、日常的に都市公園や保育園、幼稚園、小学校等において遊具の点検を担当している方々に、より精度の高い日常点検を行うための専門知識と技術を習得していただくことを目的に、(一社)日本公園施設業協会と共催で、平成17年度より全国主要都市で実施している。

令和4年度は全国7か所で計8回の講習会を実施し、計737名の方に参加いただいた。

開催都市・日時	会場
札幌 8月25日	北海道立総合体育センター
東京1 9月14日	東京フレンドホール
東京2 9月28日	東京フレンドホール
吹田 10月5日	第1サニーストンホテル
名古屋 10月6日	名古屋市公会堂
仙台 10月13日	サンフェスタ
福岡 10月21日	福岡県立ももち文化センター
広島 10月20日	広島商工会議所

(6) 公募設置管理制度 Park-PFI の実務を学ぶ講習会

本講習は、「公募設置管理制度 Park-PFI」を活用した公民連携による都市公園事業の実務における知識習得や対応能力向上を図ることを目的とした講習会である。

令和4年度は7月26日(火)に対面開催し102名の方に参加いただいた。

講習の内容については、初めに「Park-PFI 実務の手引きの解説」と題して当協会が発行した Park-PFI 実務の手引きの概要とポイントについて解説した。その後、各都市の Park-PFI 取り組み事例について紹介頂き、最後に参加者に対する Park-PFI に関する質

疑応答を実施した。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等 (敬称略)
Park-PFI 実務の手引きの解説	(一社)日本公園緑地協会 事業部長 関 哲哉
都市公園における官民連携の動向について	国土交通省公園緑地・景観課公園利用推進官 曾根 直幸 ※当日 利用企画係長 長尾 潤に変更
横浜市における Park-PFI の取り組みについて	横浜市環境創造局公園緑地管理課担当係長 今村 隆
名古屋市における Park-PFI の事例	名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課長 安藤 有雄
神戸市における Park-PFI の取り組みについて	神戸市建設局公園部整備課設計担当課長 野田 泰史
別府市の Park-PFI 事業	別府市建設部公園緑地課公園整備係長 小野 能久
鞍ヶ池公園ミライプロジェクト	豊田市公園緑地つかう課担当長 打田 知充
質疑応答	司会 前 中央大学研究開発機構機構教授 椰野 良明 回答者 ・今村 隆 ・安藤 有雄 ・野田 泰史 ・小野 能久 ・打田 知充

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて97%の方々から「満足」と回答をいただいております、参加者には高い評価を得たものと考えています。



(7) 公園緑地における利用者対応講習会

本講習会は、公園緑地の管理運営に携わる公益団体、法人、公共団体、個人を対象として、「コロナ禍で多様化するクレーム対応」を含む利用者からの要望・要求への対応について、基本的な考え方を認識いただくとともに、一般的なクレーム対応の基礎を紹介することで、対応方法について学んでいただき、クレームや利用者満足度向上に関する知識習得や対応能力の向上を図ることを目的とした講習会である。

令和4年度は2月1日（水）にライブ配信により実施し、83名の方にご参加いただいた。

講習の内容については「クレーム対応の基礎を学ぶ」と題してクレームに関する基礎知識やクレーム対応のための体制整備、カスタマーハラスメントについてお話頂くとともに、事例について紹介いただいた。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等（敬称略）
「クレーム対応の基礎を学ぶ」	ジャイロ総合コンサルティング株式会社 釘宮 悦子

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて65%の方々から「満足」と回答をいただいた。一方、10%の方が「やや不満」「不満」と回答しており、カリキュラム、事例について今後検討していきたい。

(8) 講習会「グリーンインフラを考える」

国土交通省では、令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表するなど、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みとしてグリーンイン

フラを推進している。これを受け、「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に『緑の基本計画において、グリーンインフラを体系的に組み込めるよう市町村をサポートするとともに、官民連携・分野横断により緑地・緑化等の創出を図るグリーンインフラの取り組みを支援し、持続可能で成長力の高い都市の形成を推進する』旨が記載される等、公園・緑地行政におけるグリーンインフラを推進するための効果的・効率的な施策の取り組みが進められている。

このような状況を受け、地方公共団においてグリーンインフラ政策について具体的に取り組むにあたっての考え方や、緑の基本計画への位置づけ、および先進事例を紹介する講習会を開催した。

令和5年3月16日（木）にライブ配信により実施し48名の方にご参加いただいた。

講習では、公共団体がグリーンインフラ政策を進めるうえでどのような戦略が考えられるか、グリーンインフラを実装していくための考え方、現在取り組まれている事例をご紹介いただいた。

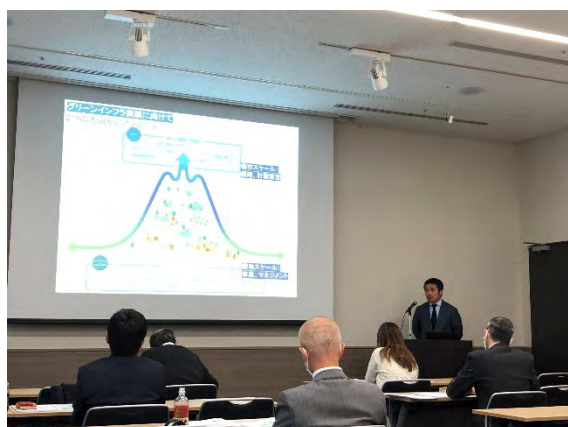
【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等（敬称略）
公共団体におけるグリーンインフラ政策の戦略的展開（仙台市を事例に）	宮城大学名誉教授 一般社団法人日本公園緑地協会 副会長 舟引 敏明
グリーンインフラの実装に向けて	東京農業大学 地域環境科学部 造園学科 准教授 福岡 孝則
緑の基本計画に基づくグリーンインフラの社会実装の推進に向けて	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 企画専門官 野村 亘
横浜市のグリーンインフラの取り組みと「横浜市水と緑の基本計画」	横浜市環境創造局政策調整部政策課担当係長 井上 卓哉 横浜市環境創造局課長補佐（みどりアップ推進部みどりアップ推進課担当係長） 井上 雅人

都市再生機構におけるグリーンインフラの取り組み ～豊島区としまみどりの防災公園、コンフォール松原・松原団地記念公園の事例～	独立行政法人都市再生機構 本社 都市再生部公園課長 山口 亜希子 独立行政法人都市再生機構 本社 技術コスト管理部環境計画課長 島田 潤
--	--

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて100%「満足」と回答をいただいております、参加者には高い評価を得たものと考えています。



3. その他

(1) 事例発表会「公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年のNo.1はこれだ”」

「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会第一部の事例発表会「公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年のNo.1はこれだ”」は、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会と全国1級造園施工管理技士の会(一造会)及び当協会が共同で平成30年度より行っているもので、各々の団体が実施しているコンクールの最優秀作品等の発表を行った。なお、都市公園等コンクールで国土交通大臣賞を受賞した、設計部門「安満遺跡公園」(受賞者:株式会社空間創研、高槻市、独立行政法人都市再生機構西日本支社)については全国大会2部で報告いただいた。

公園緑地関連三賞受賞作品発表会発表一覧
“今年のNo.1はこれだ”

(敬称略)

ランドスケープコンサルタンツ協会賞	
最優秀賞 (調査・計画部門)	作品名 東京都立松沢病院のランドスケープと長期的な取り組み 発表者 (株)愛植物設計事務所 取締役 設計計画部長 山野 秀規 氏
最優秀賞 (設計部門)	作品名 大手町ビル SKYLAB 発表者 (株)三菱地所設計 デザインスタジオ チーフアーキテクト 荒井 拓州 氏
一造会大賞	
最優秀賞 (造園工事)	作品名 地域との繋がりを目指した取り組みと施工にあたる課題対策と小さな工夫 発表者 (株)石勝エクステリア 造園緑化事業部 工事部 工事三課 係長 武内 将司 氏
都市公園等コンクール	
国土交通大臣賞 施工部門	作品名 金沢八景権現山公園 ～歴史的景観の継承～ 発表者 横浜市環境創造局 公園緑地部 公園緑地整備課 南部担当係長 伊藤 香織 氏
国土交通大臣賞 管理運営部門	作品名 石巻南浜津波復興祈念公園施設整備工事 発表者 (一財)みやぎ公園協会 理事 永井 佐代子 氏
国土交通大臣賞 特定テーマ部門	作品名 としまみどりの防災公園 官民連携の取り組み 発表者 (独)都市再生機構東日本都市再生本部 基盤整備計画部 基盤整備課 担当課長 赤埴 文子 氏



Ⅱ. 都市公園制度制定 150 周年記念事業中間報告

■都市公園制度制定 150 周年記念事業中間報告

都市公園制度制定 150 周年記念事業について

1. 都市公園制度150周年記念事業の実施

(1) 都市公園制度150周年記念事業の準備

国土交通省、日本公園緑地協会、公園財団、都市緑化機構、東京都、大阪府、仙台市からなる準備会合が開催され、都市公園制度150周年記念事業に関する準備検討を行った。期間については、令和5年1月から12月までとし、都市公園制度150周年記念事業推進委員会(以下、推進委員会)を組織し事業実施方針等を協議決定し、それに基づき地方公共団体、国営公園、緑・公園関係団体に実施を依頼すること、ロゴマークを制作することなどが協議された。

(2) 都市公園制度150周年記念事業の実施

令和4年8月10日に第1回推進委員会を開催(事務局:日本公園緑地協会)し、記念事業の趣旨・目的、期間、実施体制、取組方針等に関する事業実施方針を審議決定した。決定した事業実施方針を推進委員会より地方公共団体、緑・公園関係団体宛て通知した(別添1:推進委員会規約、事業実施方針)。

(3) 都市公園制度150周年記念事業ロゴマークの制作と配布

推進委員会よりランドスケープコンサルタンツ協会にロゴマークの制作を依頼し、ロゴマークが提出された。提出されたロゴマークを推進委員会に報告し「都市公園制度150周年記念事業ロゴマーク」として決定した。

決定したロゴマークを推進委員会より地方

公共団体、緑・公園関係団体宛て通知するとともに、日本公園緑地協会及びランドスケープコンサルタンツ協会のホームページに掲載した。なお、ロゴマークは以下のようなデザインであり、「漢字の十を15組み合わせることで150年を表し、樹木が枝を広げ成長する様子を表現したもので、十が交差する点には錯視効果により見えない果実が浮かび上がる」ようデザインされており、ポジ型とネガ型でワンセット(どちらかのみまたは両方同時に使用可)となっている。



図 ロゴマーク

(4) 都市公園制度150周年記念事業の実施状況

事業実施方針を踏まえ、地方公共団体、国営公園、緑・公園関係団体において都市公園制度150周年記念事業が計画されている。国土交通省において、検討中のものも含め調査とりまとめが行われた(別添2)。今後、春季における都市緑化推進運動期間や秋季都市緑化月間を中心に全国の公園において150周年を記念する事業等が展開される予定である。

これまで、実施された又は実施中の取組の主なものは以下の通りである。

1) 地方公共団体における取組

東京都では、都及び都立公園の指定管理者からなる実行委員会を組織し、情報発信のためのポータルサイトを開設するとともに、上野公園等の150周年を迎える公園を中心に都立公園全体で様々な取組を実施している。令和4年12月10日には、都立駒沢オリンピック公園において、上野公園のマスコットキャラクターである「うえのん」を特別アンバサダーに任命するなどのキックオフイベントが行われた。また、太政官第16号が公布された1月15日を記念し当日に東京都庁本庁舎やレインボーブリッジのライトアップが実施された。現在も都立公園において様々な事業が実施されている。



写真 レインボーブリッジの緑のライトアップ

東京都北区では、区立飛鳥山公園が150周年を迎えることを踏まえ、区報の新年号において公園の特集が組まれた。

岐阜県では、養老公園が県営になってから開園100周年となることと併せて都市公園150周年の記念イベントが開催されている。

大阪府では、150周年となる住吉公園、浜寺公園の開設150周年のポータルサイトが設置されており、両公園において記念イベントが計画されている。

熊本市では、「150周年記念！公園へ行こう in winter」と題する公園イベント使用料無料キャンペーン、熊本城天守閣のグリーン・ライトアップ、市の都市公園事業についてのパネル展示など、都市公園制度制定150周年を契機とした様々な取組が展開されている。



写真 熊本市役所庁舎でのパネル展示

2) 国営公園における取組

全国の国営公園でも、それぞれの公園の特性に応じた事業等が予定されている。

一足早く暖かい季節を迎えている国営沖縄記念公園では、都市公園制度制定150周年記念事業として、春到来！彩(いろどり)廻り「第18回 美ら海花まつり」が開催され、春の花・夏の花を中心に多種多様な花の展示が行われ、利用者を楽しませた。

また、国営明石海峡公園では、150周年を記念し「芝生の地上絵」が登場し、好評を博している。



写真 国営沖縄記念公園の立体花壇



写真 国営明石海峡公園の芝生の地上絵

3) 緑・公園関連団体における取組

日本公園緑地協会では、令和5年1月17日に「都市公園制度制定150周年記念フォーラム」を開催し、五十嵐康之国土交通省大臣官房審議官の基調報告、越澤明北海道大学名誉教授による基調講演などが行われた。また、協会ホームページにはポータルサイトを設けるとともに、機関誌「公園緑地」では1年間にわたり150周年を特集した情報発信を行うなどの取組を進めている。

また、ランドスケープコンサルタンツ協会では、「都市公園の歴史・今・未来を語ろう」をテーマとしたランドスケープ・フォーラム(令和5年1月27日開催)、公園財団では、「都市公園の管理運営を再デザインする!」をテーマとした公園管理運営フォーラム(令和5年2月21日開催)が都市公園制度制定150周年を記念して開催された。

2. 都市公園制度150周年記念フォーラム

令和5(2023)年は、太政官布達から150周年を迎える記念の年となることを踏まえ、これまでの我が国の都市公園の歴史や果たしてきた役割を振り返りつつ、公園の意義・必要性を広く再認識してもらい、将来に向けた公園のあり方を提案・発信していくことを通じて、都市公園の更なる発展を図る機会とするため「都市公園制度150周年記念フォーラム」を開催した。



写真 都市公園制度制定150周年記念フォーラム

■開催日時 令和5年1月17日13時～17時

■開催場所等

日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホール(東京都千代田区)及びライブ配信

■プログラム

- ①基調報告:都市公園150年の歴史と今後の展望 国土交通省大臣官房審議官 五十嵐康之
- ②基調講演:太政官布達から150年 北海道大学名誉教授 越澤明
- ③講演:太政官布達と文化財行政の展開～今、私たちのなすべきこと～ 文化庁文化財第2課主任文化財調査官 平澤毅
- ④講演:公園発祥の地から国際博覧会へ 横浜市環境創造局みどりアップ推進担当理事 橋本健/公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会推進戦略室長 脇坂隆一

3. 公文史料における太政官第16号の収集・整理

国立公文書館、国立国会図書館等では、公文史料がデジタルデータとして保存されており、都市公園制度のはじまりとされる「明治6年太政官第16号」についても、これらを通じて確認することができる。今般、公文史料に収録された太政官第16号が8件確認できたのでこれらの収集、整理を行った(別添3)。

太政官第16号の文書種別については、呼称の問題であり、そのこと自体にはそれほど大きな意味は無いと思われるが、明治初期の政府文書には、布告、布達、達等の種類があり、明治4年7月の正院事務章程では、太政官発令に係る「布告」、諸省発令に係る「布達」という区別がなされてはいるものの、行政文書の取り扱いが整備される過渡期であったこともあり、今日残されている太政官第16号を掲載している公文史料では、様々な文書種別の表記がみられる。

今回収集した公文史料をみると、公文録及び太政類典における大蔵省から太政官への伺書にある「布告」という表記、太政官日誌における「御布告書」という表記、太政類典にある「府県へ布達」という表記、法令全書における「(布)」という表記、現行法令輯覧における「布告」という表記、東京府史料及び東京市史稿における「達」という表記など、布告、布達、達それぞれを支持する資料が存在している。また、布告、布達という用語が文書の区分を指すだけでなく、文書発令の行為を示す言葉であることも文書種別の呼称の混乱の一因となっているのではないかとと思われる。

さらに、文書の内容的な側面に着目すると、太政官第16号が上位機関である太政官から下部機関である府県へ宛てた通「達」的な内部連絡文書と捉えれば、達とすることが適当であると考えることができ、事実、東京府、東京市の史料では達という表記がなされ

ている。この達が布達の達なのか、単なる達なのかについても議論のあるところであるが、これまでこの両者がやや混同して扱われてきたのではないかとと思われる。一方、太政官第16号は、公園という新しい概念を生み出し、それを設置する手続き(行政内部の手続きではあるが)を定めているものであり、今日的にみれば、法律的要素を持っていると考えられることもでき、その意味からすれば布告と捉えることが適当と考えることもできる。

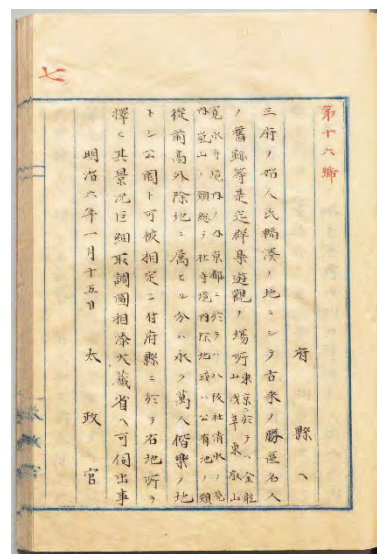
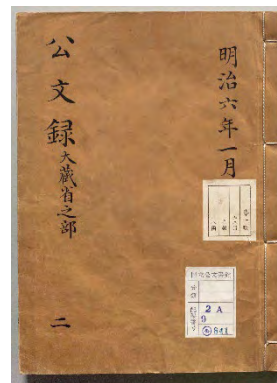


写真 「公文録」掲載の明治6年太政官第16号
国立公文書館所蔵

(文責：常務理事 浦田啓充)

別添1 都市公園制度150周年記念事業推進委員会規約及び事業実施方針

都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、我が国の都市公園制度の始まりである明治6（1873）年1月15日の太政官布達から150周年の記念の年となる令和5（2023）年を迎えるに当たり、都市公園の意義・必要性を国民一般に広く再認識いただき、その更なる発展につながる「都市公園制度制定150周年記念事業」を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業実施方針の策定に関すること
- (2) 上記方針に基づく事業の推進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 推進委員会は、第2条の目的に賛同する国、地方公共団体及び関係団体をもって組織する。

2 推進委員会に別表に掲げる委員7名を置く。

(役員)

第5条 推進委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、一般社団法人日本公園緑地協会会長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、推進委員会を代表し、その会務を総理する。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長があたる。

2 会議においては次の事項を審議する。

- (1) 推進委員会の規約に関する事項
- (2) 事業実施方針の策定及び同方針に基づく事業の推進に関する事項
- (3) その他会議運営に必要な事項

3 会議は、推進委員会構成員の二分の一以上の出席をもって成立する。ただし、代理又は委任状による出席を認めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事務局)

第9条 推進委員会の事務を処理するため、事務局を一般社団法人日本公園緑地協会の中に置く。

(解散)

第10条 推進委員会は、その目的を達成したときに解散する。

附 則

この規約は、令和4年8月10日から施行する。

別表 都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会 委員名簿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長
東京都建設局公園緑地部長
大阪府都市整備部公園課長
仙台市建設局全国都市緑化フェア推進室長
一般社団法人日本公園緑地協会会長
一般財団法人公園財団理事長
公益財団法人都市緑化機理事長

都市公園制度制定 150 周年記念事業 事業実施方針

1. 記念事業の趣旨・目的

- 明治 6（1873）年 1 月 15 日の太政官布達第 16 号により公園制度が設けられ、明治 20（1887）年までに全国で約 80 公園が設置されるなど、我が国の都市公園の基礎が築かれた。
- 令和 5（2023）年は、この太政官布達から 150 周年を迎える記念の年となることから、これまでの我が国の都市公園の歴史や果たしてきた役割を振り返りつつ、公園の意義・必要性を国民一般に広く再認識してもらうことや将来に向けた公園のあり方を提案・発信していくことを通じて、都市公園の更なる発展を図るまたとない機会となる。
- このため、「都市公園制度制定 150 周年記念事業」と題して、国・地方公共団体・関係団体が連携した取組を進めていくものとする。

2. 記念事業の期間

- 太政官布達が 1 月に発せられたことを踏まえ、令和 5 年 1～12 月の 1 年間にわたり、記念事業を行うこととする。

3. 記念事業の実施体制

- 都市公園の整備・管理に関わる国・地方公共団体・関係団体が連携して効果的な取組を進めることに鑑み、これらの者を構成員とする推進委員会を設置する。
- 推進委員会において、記念事業全体の取組方針を整理した上で、全国の地方公共団体及び全国レベルの関係団体（緑・公園関係団体協議会構成団体）に対して文書等にて取組実施への協力を呼びかけるものとする。（地方レベルの関係団体には、適宜、関係する地方公共団体から呼びかけを行ってもらうこととする。）

<参考>緑・公園関係団体協議会のメンバー（五十音順）

沖縄美ら島財団、公園管理運営士会、公園財団、国際花と緑の博覧会記念協会、
全国 1 級造園施工管理技士の会、都市緑化機構、日本植木協会、日本運動施設建設業協会、日本家庭園芸普及協会、日本公園施設業協会、日本公園緑地協会、日本造園学会、
日本造園組合連合会、日造園建設業協会、日本造園修景協会、日本緑化センター、
ランドスケープアーキテクト連盟、ランドスケープコンサルタンツ協会

4. 記念事業の取組方針

- 100 周年・120 周年の記念事業の取組内容も参考に、以下に記す①都市公園制度制定 150 周年記念全国大会の開催、②都市公園制度制定 150 周年記念顕彰、③「都市公園制度制定 150 周年」を記念する事業の実施、④都市公園制度制定 150 周年関係の刊行物の作成、の 4 本柱を軸にした取組を行う。
- 個々の事業の実施に当たっては、実施団体の自主性を尊重する。他方、実施内容に過度な重複が生じないよう、必要に応じ推進委員会で調整を行う。

○広く国民一般の関心、参加を得るため、記者発表の実施を含め、できるだけマスコミに取り上げてもらえるような工夫をするとともに、ダイレクトな情報発信としてポータルサイトの開設や SNS 等の活用を行うことも検討する。

○記念事業の終了後には、一連の取組を記した記録誌の作成を行う。

①都市公園制度制定 150 周年記念全国大会の開催【日本公園緑地協会】

毎年度 10 月に実施している「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会の一環として開催する。また、多くの方が視聴できるよう、事後にダイジェスト版を作成し、SNS 等で発信することも検討する。

②都市公園制度制定 150 周年記念顕彰【国・日本公園緑地協会】

上記全国大会において、都市公園制度制定 150 周年記念して、半世紀を中心に公園行政に対し多大な貢献・顕著な功績のあった者並びに新しい公園像を創出した都市公園の顕彰等について検討する。

③「都市公園制度制定 150 周年」を記念する事業の実施【国・地方公共団体・関係団体】

国営公園において、公園に対する理解の増進に資する行催事や WEB コンテンツ等による公園の歴史や役割等の広報、公園の利用機会の創出につながる無料開園日の設定など記念事業としての取組を実施する。

これらの取組を全国の地方公共団体や関係団体に周知し、公園の意義・必要性を国民一般に広く再認識してもらう等の記念事業の趣旨・目的を踏まえつつ、これまで都市緑化月間中に実施してきた事業等を基に「都市公園制度制定 150 周年」を記念する事業の実施について、太政官布達により設置された公園の有無に関わらず、全国の地方公共団体及び関係団体に対し要請する。

なお、全国の公園が一丸となって記念事業を進めていることを PR するため、記念事業の統一ロゴの作成や、太政官布達の紹介や公園の役割等を記した各地方公共団体が共通で使用可能な WEB コンテンツの作成も検討する。

④都市公園制度制定 150 周年関係の刊行物の作成【日本公園緑地協会その他の関係団体】

120 周年時に記念誌が刊行されて以降の都市公園の歴史や制度の変遷、最新の動向等について、学識者や行政による寄稿文や座談会の記事、また、太政官布達による設置公園リスト、同公園の現在、公園緑地関係年表、公園の整備現況等の関係資料を掲載し、将来にわたり参照できる刊行物の作成を検討する。

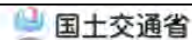
なおこの一環として、「公園緑地」において複数号にわたる特集（5 回程度を想定）を組み、これらの内容について掲載する。

また、その他の全国レベルの関係団体や各都道府県レベルの関係団体の機関誌等においても適宜特集記事を組んでいただけるように呼びかける。

⑤その他

全国都市公園整備促進協議会におけるみどりの日の新聞広告での記念事業の紹介を呼びかける。

都市公園制度制定150周年記念事業の例（国営公園）



○ 国営公園では、「都市公園制度制定150周年記念事業 事業実施方針」に基づき、令和5年1月以降、下記の記念事業実施を検討中。

■ 入園者に対する普及啓発

- ・150周年記念ロゴを印字した入園券の発行
- ・150周年記念ロゴを印字した公園スタッフの名刺や缶バッチの作成
- ・公園HPへの150周年記念ポータルサイトのバナー掲示等

■ 既存イベント等に合わせた普及啓発

- ・公園が発行するイベントチラシ等への150周年記念ロゴの掲載
- ・「都市公園制度制定150周年記念」の冠を付けた既存イベントの実施
- ・公園の周年記念イベント等と合わせたパネル展示等
- ・既存コンクール等で「都市公園制度制定150周年記念」の特別賞の設定等

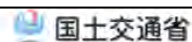
■ 催しの実施

- ・150周年記念植樹
- ・150周年記念をあしらった花壇や芝生地上絵の設置
- ・150周年記念をモチーフとした既存施設のライトアップ等

※上記以外の取組についても検討中

1

都市公園制度制定150周年記念事業の例（地方公共団体）



○ 地方公共団体が管理する都市公園において、令和5年1月以降、下記のとおり「都市公園制度制定150周年」を記念した催しの実施等を検討中。

■ 催しの実施

- ・太政官布達公園シンポジウムの開催
- ・150周年記念植樹
- ・150周年記念をあしらった花壇の設置
- ・150周年記念をモチーフとしたライトアップ
- ・公園の無料開放やイベント等に伴う公園使用料を減免するキャンペーンの実施
- ・「都市公園制度制定150周年記念」の冠を付けたイベントの実施等

■ その他の普及啓発

- ・イベント期間中におけるパネル展示の実施
- ・公園が発行するイベントチラシ等への150周年記念ロゴの掲載
- ・既存コンクール等での「都市公園制度制定150周年記念」の特別賞の設定
- ・150周年記念ロゴを印字したポスター、缶バッチ、カード等の作成
- ・公園HPへの150周年記念ポータルサイトのバナー掲示等

※上記以外の取組についても検討中

2

公文史料にみる明治6年太政官第16号



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

我が国の都市公園制度の始まりとされる明治6(1873)年1月15日付太政官第16号が掲載されている公文史料は、国立国会図書館、国立公文書館等においてデジタルデータとして公開されています。これらがどのように残されているのか紹介します。



都市公園制度制定150周年記念
公文史料にみる明治6年太政官第16号

明治初期の行政文書



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

明治政府は、発足当初から記録の編纂、保存、管理の体制を整えてきましたが、明治6(1873)年5月5日の未明に発生した皇居の火災により、太政官庁舎が類焼し、公文書・図書等の所蔵資料の大半が焼失しました。政府は被害の状況を把握するとともに、焼失した資料の復元を計画し、同年5月8日に「皇城炎上記録焼失二付御達願伺書謄写可差出旨省府県へノ達」を發出し、建省以来の御達願伺届等を謄写して提出することを各省・府県等へ命じました。各省府県等が提出した謄写物により、太政官では焼失した資料の復元作業が行われました。

公園設置に関する明治6年太政官第16号は、この火災以前のものであり、原本は焼失したものと推測されます。さらには、本件を大蔵省から引き継いだ内務省においても、大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災により文書が全焼しています。

奇しくも今(2023年)からちょうど150年前と100年前の出来事ですが、これらの災禍によって、公園関連古文書は厳しい状況に置かれることとなりました。とは言うものの、その都度編纂された行政文書録が残されており、これらを通じて明治6年太政官第16号を確認することができます。

国立公文書館「ようこそ歴史資料の宝庫へ」参照

https://www.archives.go.jp/exhibition/digital/rekishihouka/h26contents/26_3151.html



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

「公文録」は、明治元(1868)年から明治18(1885)年までの間に、太政官が各省との間で授受した文書を、年次別・機関別に編纂したもので、総冊数4000冊を超える資料群です。明治前期の様々な施策を今日に伝える重要な資料であり、索引や添付されていた図面・表とともに、平成10(1998)年に国の重要文化財に指定されています。

公園設置に関する明治6年太政官第16号は、件名「府県公園地御定ノ儀伺」として、国立公文書館デジタルアーカイブに所蔵されています。本史料には、太政官第16号本文とともに、本件を担当していた大蔵省が太政官正院に宛てた井上馨大蔵大輔名の伺書が添付されています。

伺書には「別紙御布告案相添」と書かれており、大蔵省は布告を出すよう太政官に伺いを立てていたことがわかります。



国立公文書館「ようこそ歴史資料の宝庫へ」参照

https://www.archives.go.jp/exhibition/digital/rekishihouko/h26contents/26_3130.html

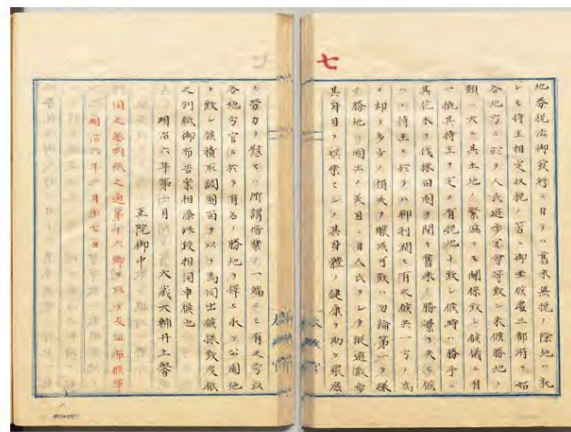
国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp>



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY



公布された太政官第16号



大蔵省から太政官正院に宛てた伺書

国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵 <https://www.digital.archives.go.jp>



「太政類典」は、慶応3（1867）年から明治14（1881）年までの太政官日記及び日誌、公文録などから典例条規（先例・法令等）を採録・浄書し、制度、官制、官規、儀制等19部門に分類し、年代順に編集したものです。

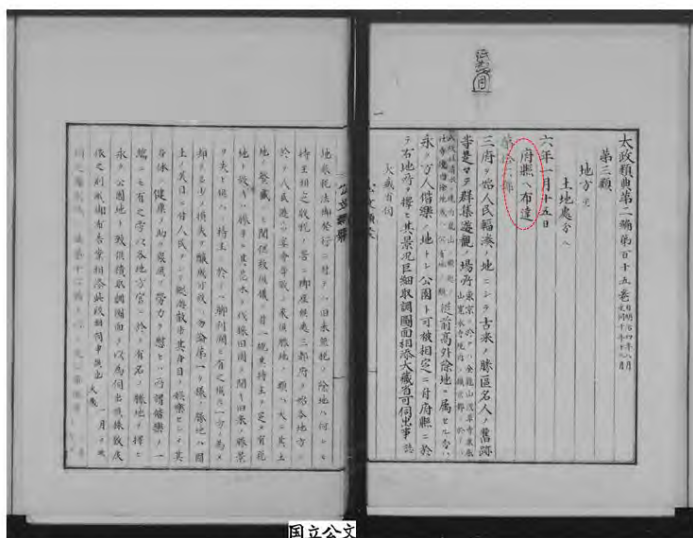
本史料も公文録と同様、国立公文書館デジタルアーカイブに所蔵されています。デジタルアーカイブでは、全体の構成を把握しやすくするため、分類項目と各簿冊との関係が表形式で整理されています。

公園設置に関する明治6年太政官第16号は、構成表の第2編（明治4年8月～10年）の第三類・地方・土地処分に分類され、所蔵されています。簿冊標題は「太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第一百五巻・地方二十一・土地処分八」、件名は「府県二公園ノ地所ヲ択ハシム」となっています。

大蔵省の伺書が添付されているのは公文録と同じですが、太政類典では、冒頭に「府懸へ布達」と書かれています。



国立公文書館デジタルアーカイブにある太政類典の構成
<https://www.digital.archives.go.jp/dajou/>

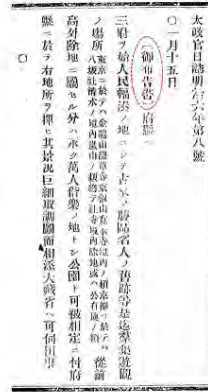


国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵
<https://www.digital.archives.go.jp/dajou/>



③ 行政文書録・太政官日誌

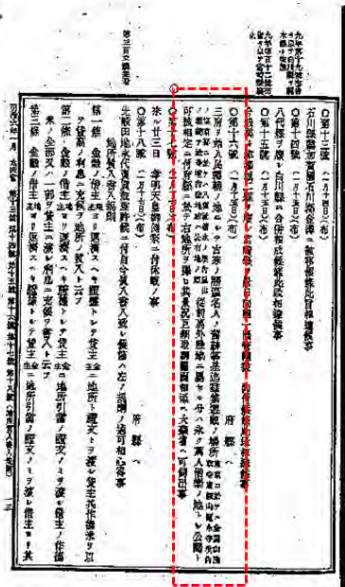
「太政官日誌」は、明治政府成立直後の慶応4年から発行された(明治10年まで続く)日誌形式の機関紙です。国民に公布すべき新政府の政令等が掲載されており、のちの官報の前身とされています。これに掲載されている太政官第16号には、「御布告書」と記載されています。国立公文書館アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブにおいて閲覧可能であり、ここに収蔵されている太政官日誌は防衛省防衛研究所が所蔵しているものです。



国立公文書館アジア歴史資料センター(<https://www.jacar.go.jp>)所蔵



④ 法令全集・法令全書



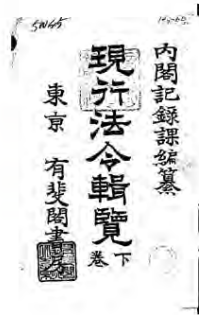
「法令全書」は、明治18(1885)年に創刊された日本国政府が官報において公布または公示した事項を、法律や政令など法令の種別ごとに編集・掲載し、1か月ごとにまとめて発行される定期刊行物です。明治45(1912)年7月までに発行された分は、国立国会図書館デジタルコレクションにおいて一般公開されています。公園設置に関する明治6年太政官第16号は、「明治六年法令全書」に所蔵されています。この明治六年法令全書では、太政官第16号は、「第16号(1月15日)(布)」と記載されています。

国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp>

都市公園制度制定150周年記念
公文史料にみる明治6年太政官第16号



⑤法令全集・現行法令輯覧



「現行法令輯覧」(げんこうほうれいしゅうらん)は、内閣記録課(今日の内閣官房)が編纂する総合法令集です。

国立国会図書館デジタルコレクションにおいて閲覧可能な明治40年の現行法令輯覧下巻では、「第21輯 土地 林野 治水 土功、第1章 土地、第8款 公園 墓地」に太政官布告第16号として収録されています。

国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵
<https://www.digital.archives.go.jp>

都市公園制度制定150周年記念
公文史料にみる明治6年太政官第16号



⑥東京都関連史料・記事類纂

東京府では、明治10年に記録科編修官が置かれ、文書の整理・編修が精力的に行われるようになり、「府治類纂」(ふちるいさん)の編纂が行われ、明治元年から5年までの公文書が、布令、会計、警備・消防、社寺などのテーマにわけてまとめられました。「記事類纂」(きじるいさん)は、府治類纂を引き継いで編纂されたもので、明治4年から7年までの公文書が収録(テーマによって収録期間が異なる)されており、東京都公文書館のデジタルアーカイブにおいて閲覧可能です。

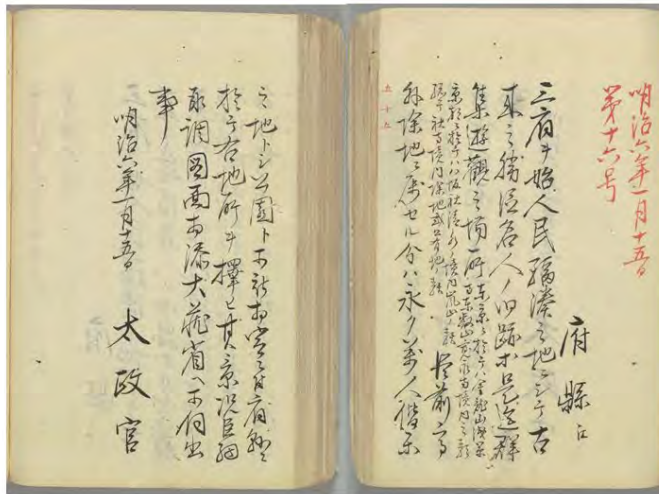
太政官第16号は、明治6年の「地輿・附地券、官舎邸宅、建築、測量、里程、鉄道」の巻に収録されており、ここには布告等の文書区分については記載されていません。



東京都公文書館デジタルアーカイブ(<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives>)所蔵



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY



⑥東京都関連史料・記事類纂

東京都公文書館デジタルアーカイブ(<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives>)所蔵

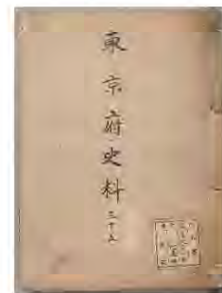


都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

⑦東京都関連史料・東京府史料

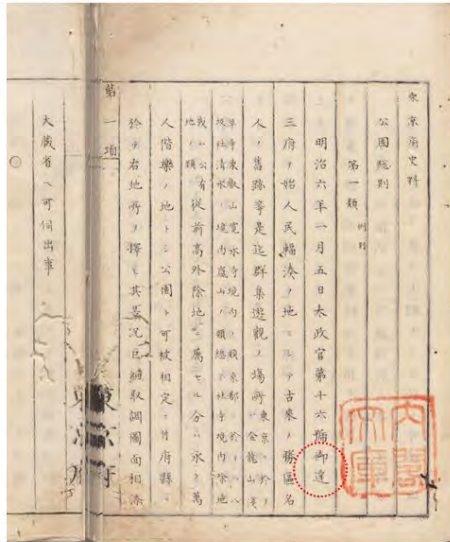
明治7年、新政府は各府県に沿革調査を命じ、それに対応して東京府が作成したものが「東京府史料」です。収録期間は明治元年から7年となっていますがテーマによって収録期間が異なっています。府治類纂や記事類纂と収録期間が重なっており、近い時期に編纂されたものではないかと思われます。公園に関する史料は「政治部 公園（明治6-10年）」の巻に所蔵されています。本史料は、明治初期の東京府における公園関連の史料を体系的に整理した貴重なものですが、その冒頭に明治6年太政官第16号が掲載されています。

これには、「太政官第16号御達」と記載されており、受け手側の東京府は「達」として受け止めていたことがわかります。



国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵
<https://www.digital.archives.go.jp>

都市公園制度制定150周年記念
公文史料にみる明治6年太政官第16号



⑦東京都関連史料・東京府史料

国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵
<https://www.digital.archives.go.jp>

都市公園制度制定150周年記念
公文史料にみる明治6年太政官第16号



⑧東京都関連史料・東京市史稿

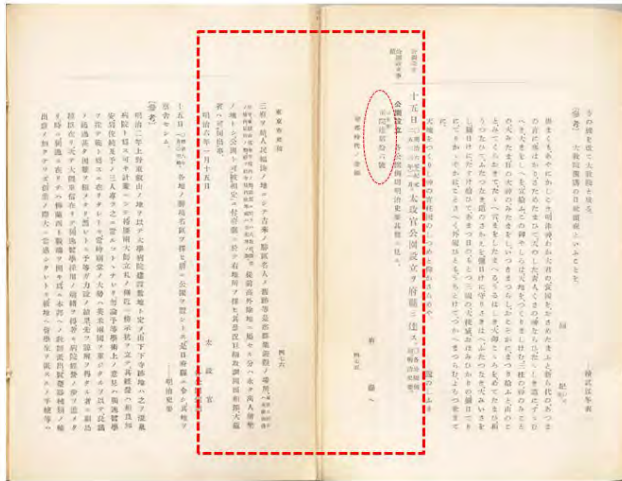
東京市史稿は、江戸・東京の歴史に関する資料を年代順にまとめた、編年体の史料集です。タイトルが「東京市史」となっているのは、旧東京市時代の明治34(1901)年に、「東京市の歴史」を執筆するための史料集として編さん事業が開始されたことによります。昭和18年に東京都となった後も、タイトルを変えずに、刊行が続けられました。
本史料の「遊園篇第四」に太政官第16号が収録されており、ここには「正院達第16号」と記されています。



国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵
<https://www.digital.archives.go.jp>



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY



国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵
<https://www.digital.archives.go.jp>

Ⅲ. 研究顧問等発表論文

1. 公園リノベーション事業は実は漠(ばく)として

読者の皆さんは、「都市公園のリノベーション事業とは何か?」という問いに対して明確な定義を与えられるだろうか。また、どのような公園でどのような事業を行えば、それは「都市公園のリノベーション」と言えるか、明確にその事業内容や範囲を設定できるだろうか。

近年、都市公園のリノベーションプロジェクトとされる事例が増えてきた。本誌でもその事例が数多く紹介されるようになってきたが、実は都市公園のリノベーション事業(以下本稿では単に「リノベーション事業」と称す)の定義も事業内容、手法や範囲も明確ではない。

新設事業であれば、緑の基本計画に位置づけた公園の基本計画を策定して都市計画決定を行い、用地買収、設計、施工、そして供用開始手続きと事業の手法も確立しているが、リノベーション事業に関しては、それに特化した計画制度も事業もない。

そのようななか、おりしも Park-PFI 制度が創設されたことから、都市公園の一角に民間施設(特に飲食店)を導入することがあたかも都市公園のリノベーション事業であるかのようなイメージが先行し、飲食店の導入自体が目的化している感さえある。一方で、1960年代に整備された街区公園の老朽化した施設を地道にコツコツと改修していつている自治体もあるが、これらはあまりリノベーション事業としては紹介されず、単に「改修事業」と認識されている面もある。かと思えば、大規模な公園全体を総合的に俯瞰して見直し、大胆に新たな施設の導入、既存施設の改良、再配置などを行っているところもある。

2. 市民の関わりも一様ではない

このように一言でリノベーション事業と言っても多様な事業内容を持っているので、それらと市民との関わりについては、いろいろな側面から考えていかなければならない。少なくとも、公園の管理運営に市民参加を導入して、公園に愛着を持ってもらう、さらにはそこからボランティア活動によって維持管理の一翼を担ってもらい、管理コストの縮減を図る、というような単純な関係性に帰着させてほしくない。

今一度、都市公園のリノベーション事業とは何の問題に対応するもので、そのために何をすべきで、その過程でどのように市民とともに進めていくべきなのか、を考えてみる時期である。

3. 時代は「新設」から「維持管理・改良」へ(公園リノベーションを取り巻く状況)

そこで、まず公園リノベーション事業の全体像を少しでも明確にしていくため、都市公園事業費のトレンドを見てみたい。国土交通省では、通常図1の「整備事業費総額」を示し、「都市公園の整備事業費は、ピーク時の約1兆2,600億円から、近年は約3,000億円強と約1/4に減少した」と説明する。

しかし、このデータには「維持管理費が示されていない」「事業費の内訳(新設、改良、用地費)が示されていない」という問題がある。しかし、これらのデータは、実際には整理されており(あまりグラフ化させることがないだけで、数値自体は毎年調査されている)国土交通省の資料から上記の二項目を含めてグラフ化すると図2のようになる。

これを見ると正確には「都市公園の事業費は、維持

公園の整備事業費と実績

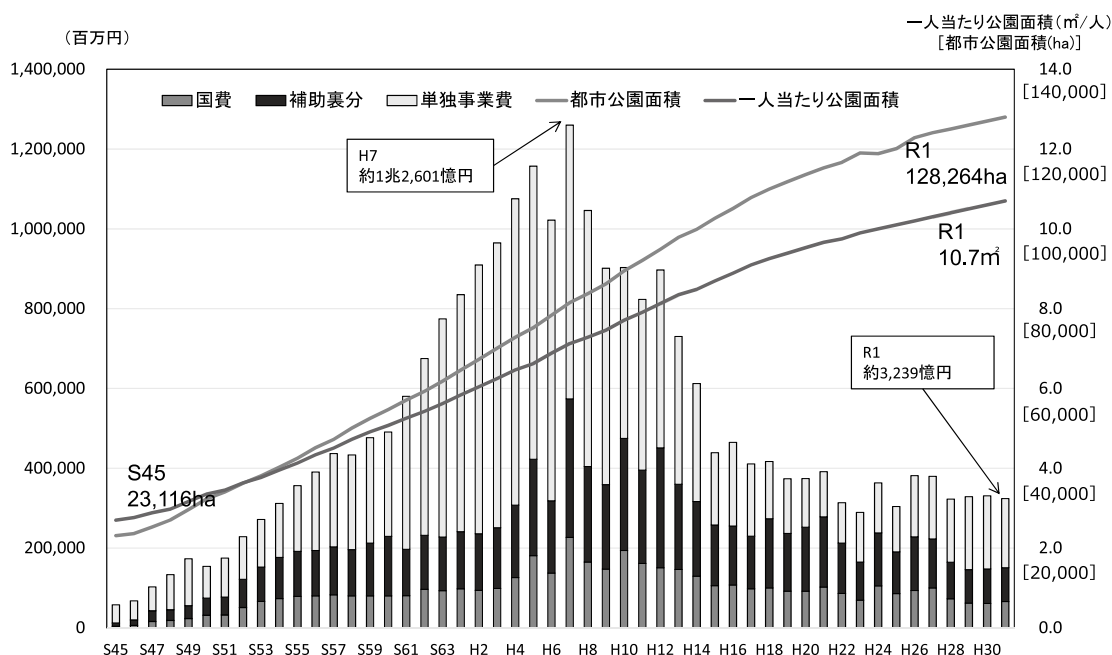


図1 国土交通省が示す都市公園事業費の推移（国土交通省資料より）

管理費を含めてピーク時には約1兆6,000億円から、近年は約8,000億円弱へと半減し、整備費に関してはすでに新設費よりも改良費が多くなっている」ということになる。さらに、今後はこれに Park-PFI 制度等による民間の事業費が加わってくる（図2 点線枠部分）。時代は、もう完全に新設から維持管理・改良の時代

に移っていることをこの事業費の実態は示している。

しかし、まだ多くの計画・事業制度は新設を前提としていないだろうか。

また、公園は一度作ればそれをずっと維持していくこと、長寿命化することを中心に考えてはいなかっただろうか。世の中の変化のスピードがますます増して

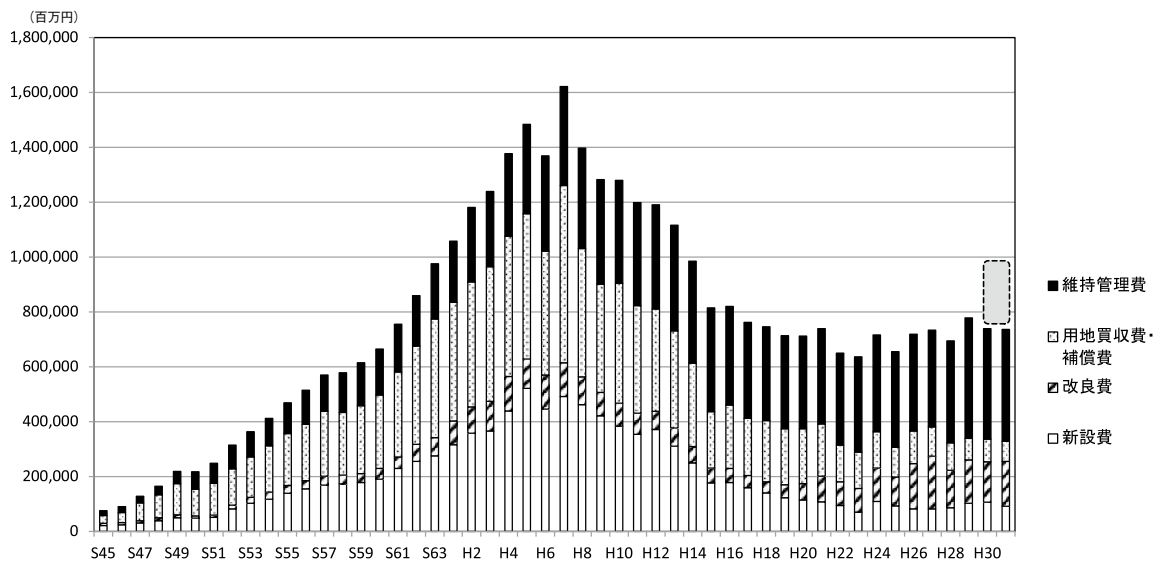


図2 都市公園事業費の推移（使途別）（国土交通省資料のデータを筆者がグラフ化）

いるなか、堅牢なものをつくって長く維持していただくだけではなく、最初から時代の変化に応じて機動的に改良していくことを前提とし、うまく運営しながら利用者のニーズに継続的に応えるという施設のあり方も重要になってくるのではないだろうか。

新規整備事業費の減少を嘆いているだけでなく、積極的に、計画的に改良費を増やしていくことを考えなければならない。

4. 「外圧」をきっかけとするのではなく、公園部局の主体的な計画でリノベーションを事業化へ（近年の公園リノベーション事業の構図から）

このような状況のなか、近年では「改良や改築」ではなく明確に「リノベーション事業」として紹介される事例が増えてきた。それらは、公園施設の機能維持のための補修・改修ではなく、すでに供用開始している公園の機能や魅力をより高めるために再整備を行い、新たに利用に供することを特徴としている。

しかし、それらの先進的とされる事例であってもそのほとんどは公園担当部局が独自に再整備を計画して事業化した、というよりも「外部から何らかの事業を公園内でやりたいとの申し入れ」あるいは「行政トップや外部機関からの指摘や提案など」が「突然あった」ことをきっかけにして事業化が進み始めたものであった¹⁾。

そして、事業に着手したとしてもこれまでの新規整備事業のようにハード施設を設計、施工するだけのものではなく、民間事業を公募して導入し、民間事業者と協定等の調整を行い…、とこれまでの事業手法のなかにはなかったような業務に取り組まなければならない、現場の担当者が困惑しながらも事業を進めていることがわかった¹⁾（図3）。

さらには、それらの調整から工事着手が遅れ、短期間でしかも開園している公園のなかで工事を進めていかななくてはならない状況のなかで、民間工事も含めた多くの工種が同時並行的に進む施工管理を行っていた。

このような状況は多かれ少なかれ、今のリノベーション事業と言われている現場ではどこもあるのではないかと想像される。

前述のとおり、今後時代の主流が維持管理・改良と

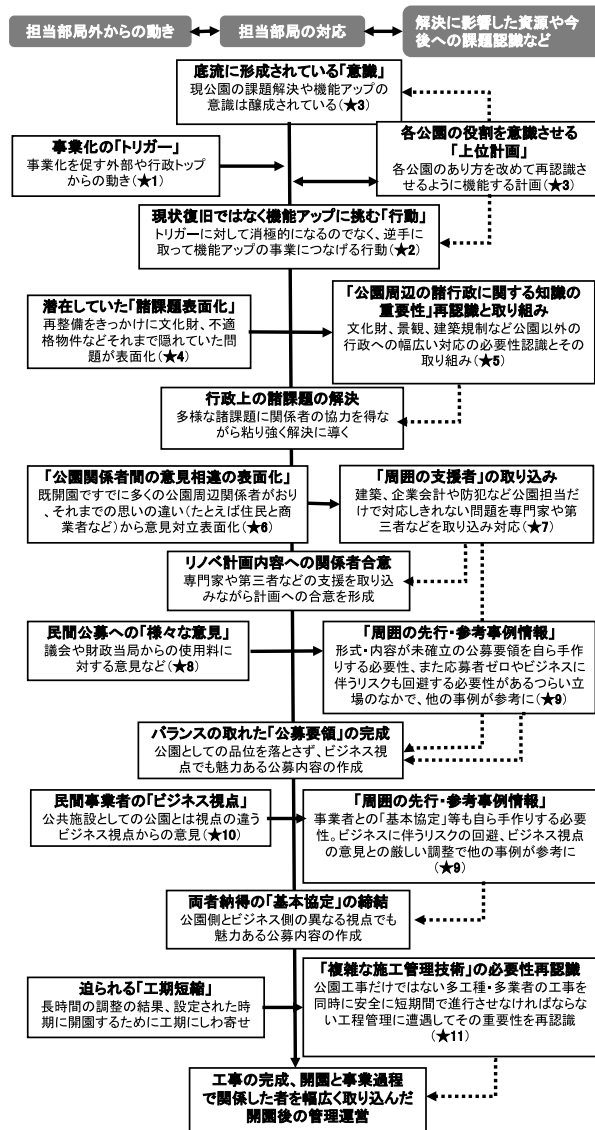


図3 近年の公園リノベーション事業プロセスの全体構図¹⁾

なるのであれば、このような「外圧をきっかけとした事業」に消極的に、そして手探りで対応していくのではなく、公園部局から主体的、戦略的、計画的にリノベーション事業を提案し、リノベーションをテーマに予算獲得、事業化に動いていかななくてはならない。図2が示すとおり、いつまでも新規整備にこだわってでは、将来の事業予算の確保はままならないのである。

5. 計画的に公園リノベーションを推進するために必要なこと（研究推進委員会での議論から）

日本造園学会「都市公園リノベーション計画技法研究推進委員会」（以下本稿で「研究推進委員会」）では、

このような観点から、リノベーション事業に直接関わってきた実務者を中心としたメンバーで計画的にリノベーション事業を推進する手法について2021年春から議論を重ねてきた。その成果については、現在図書にまとめて刊行する準備を進めているところであるが、ここでは、そのポイントを紹介することとしたい。

・リノベーション事業の必要性が高いのは身近な公園

前述の図1にも示されているが、全国の都市公園の面積は12万haを超え、13万haに達しようとしている(表1)。そして、箇所数で見るとこの12万haを構成するのは約11万箇所の公園である。そのうち約9万箇所が街区公園であり、地区公園までの住区基幹公園で見ると9万7千箇所と我が国の都市公園の実に87%が身近な公園なのである。そして、これらの多くが都市公園整備の歴史のなかで早い時代に整備されてきたことから、今その多くが施設老朽化等の問題を抱えている。リノベーション事業でまず考えるべきは、大きな公園や都心部の公園への飲食店の導入よりもこのような前時代に整備された圧倒的多数の身近な公園である。

表1 R2年度末 種別毎の都市公園等整備現況

R3.3.31 現在

	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	97,675	35,049
街区公園	90,031	14,457
近隣公園	5,832	10,513
地区公園(カントリーパーク含む)	1,812	10,080
都市基幹公園	2,228	39,470
総合公園	1,389	26,401
運動公園	839	13,069
大規模公園	230	15,789
緩衝緑地等	12,388	34,472
契約市民緑地	178	102
国営公園	17	4,306
合計	112,716	129,188

・市全体を見据えたリノベーション事業のマスタープランを

前項のように課題箇所の多さを認識する一方、現状ではリノベーション事業という事業制度が確立していないなかでその事業予算の確保も難しい。そのようななか、この根本的課題を放置し、公園への飲食店導入など事業として目に見えやすく、取り組みやすい事業ばかりを優先することは、より多くの課題を持つ公園

の放置を生み、そしてそのようすからの公園不要論を招く危険性をはらんでいる。このような状況に対して必要となるのが「時代の変化と全体の状況を見据えること」「課題の重要度を的確に判断すること」「施策事業の効果が最も高くなるよう対応の優先順位をつけること」「全体的・計画的な取り組みを議会や財政部局に丁寧に説明して予算確保につなげること」「計画の事業化プログラムも策定し、それにしたがって着実に事業を実施していくこと」である。つまり、個別の公園をリノベーションする前に「リノベーションをテーマとしたマスタープラン」を策定して、市全体の公園のリノベーション事業の必要性への理解を求めるとともに、それらが実現された暁に市民が得られる魅力ある公園とまちの姿を提示することである。

名古屋市では、平成21(2009)年ごろからこのような対応の必要性に気づき、「公園経営」をキーワードとしてさまざまな取り組みを進めてきており^{5) 6)}、それら一連の取り組みは、「全市の公園を見据えた公園リノベーションのマスタープラン」のモデルとも言える。

・ひとつひとつの公園についてもリノベーションのマスタープランを

前項のような全体を見据えたマスタープランの策定は個別の公園にも当てはまる。リノベーション事業は、公園内の老朽化した個々の施設の補修・改修として考えるのではなく、その公園が今、そしてこれから地域のなかでどのような機能・役割を果たしていくべきなのか、そのためにどのような施設とその運営が必要なのかを見極めて、それを実現していく作業である。

そのためには、公園内で問題が顕在化している箇所だけを検討するのではなく、地域のなかの公園として公園全体の今後のあり方を検討し、公園ごとにリノベーション事業のマスタープランを策定していくべきである。

身近な公園ではないが、東京都の上野恩賜公園は2009年に公園再生基本計画を策定しており⁷⁾、ひとつの公園のリノベーション・マスタープランとしてのモデルとなるものである。

・管理運営の蓄積をフィードバックするスパイラルアップ型の計画検討システムを

前項のようなリノベーションの計画を策定するにあ

たり最も重要なのは、現状の公園の内容（施設内容や管理運営内容）と今の市民の利用ニーズとの間でどこにミスマッチがあるのか、その原因は何なのかに関する情報をより多く、詳しく、そして早く収集することである。

では、そのような情報をどうやって効率的に集めるのか。まずは、利用者アンケートなどが考えられるが、そのようなものよりもリアルな情報は実は身近にある。それは、公園の管理の現場で寄せられる数多くの問い合わせやクレームなど、そして、それらへの対応を日々行っている公園管理者がその対応のなかで感じる「その公園内の施設がこのようであればそのようなクレームが少なくなるのに…」という実感である。

これらは、利用者がその公園を利用して実際に感じた不便さや、時には被った迷惑の内容を直接訴えかけるものであり、それらのどれもが真剣・切実なものである。それに対応している管理者の実感もまた切実なものである。そのような重要な示唆は、今、公園で管理運営を担う「指定管理者」に蓄積されている。その蓄積を次のリノベーション計画に活かすいわば「スパイラルアップ型」の計画検討システムを構築していくことが重要である（図4）。

このためには、Park-PFI 制度と同時に法的位置づけがなされた「公園協議会」の活用が重要となる。

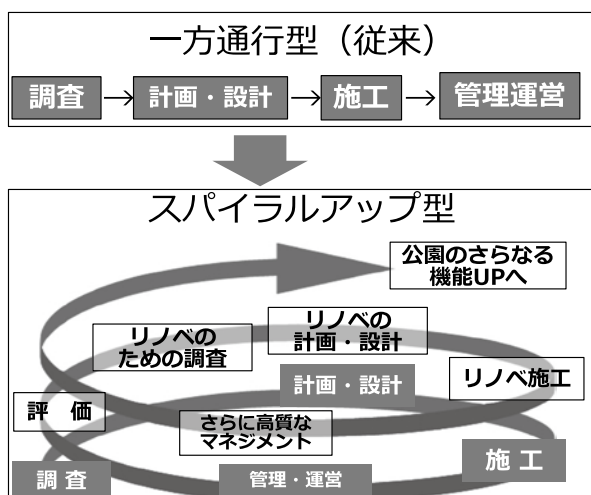


図4 スパイラルアップ型の計画システム

・パッケージ型の指定管理、コミュニティ団体との連携の推進によるまちコミュニティの課題解決

前項のような管理運営の蓄積から得られる情報をよ

り活用できるようにするためには、特に身近な公園のリノベーションを考えようとする場合、近年各地で取り入れられるようになってきた「複数の公園をパッケージで指定管理者に管理してもらう」運用の活用がより求められる。単体の公園の管理業務の場合、ともすれば公園の内側だけに目が行ってしまいがちであるが、複数の公園をパッケージで管理していく場合、おのずと公園どうしの関連、連携を考えざるをえず、そこから公園の枠を飛び出して、地域全体を見るようになる。そうすれば、公園内だけではなく地域のなかの公園、地域に貢献する公園という視点が生まれ、地域に貢献する方向が明確なリノベーションのプランが生まれやすくなる。

また、これまでのように造園界だけの組織や団体で管理していくのではなく、地域に根ざして地域のために活動している地域の団体との連携により、公園を地域に親しまれるようにしていくことにつながる。

・適正な公文書の保存、閲覧システムの整備

リノベーションを考える場合、ともすれば「今のニーズ、目に見えるニーズに即応すること」を優先しがちであるが、その公園には今、目に見えなくても将来にわたり地域で必要とされている機能が付与されている。リノベーションを行ってもそれが失われてしまっただけでは元も子もない。つまり、リノベーションの計画にあたっては「必ず押さえておかななくてはならないポイント」があるのであり、それが示されているのが計画当初の資料（公文書）である。

ところが、今これらの公文書の保存が不十分（見たいときに、すぐ見られない）であったり、公文書保存条例等の規定にしたがって廃棄されていったりする実態がある³⁾。その公園の事業化の趣旨、当初の計画意図などを記した文書は電子化、そして永久保存が求められる⁴⁾。

6. 計画的な公園リノベーションへの市民参画

以上のように公園リノベーションを計画的に進めていくための視点を整理してみたが、それを進めるにあたってその各ポイントにおいて期待される市民参画の形態は、それぞれに異なる。

以下、前項での視点の順にそれを考えいく。

・市全体を見据えたリノベーション事業のマスタープラン策定への市民意見の反映

まずは、マスタープラン策定段階での市民意見反映のための方策が必要である。前章で紹介した名古屋市公園経営基本方針策定にあたって、市は何度も市民フォーラムを開催し、市民と市の公園全体の今後のあり方について意見交換を重ねていた。

・個々の公園における市民参画の「協議会」でローカルルールづくりとリノベーションの計画づくり

個々の公園の再生に今後重要な役割を果たすのは都市公園法の改正によって位置づけられた「協議会」である。前章において、今後は「スパイラルアップ型」の計画検討システムが重要になることを述べたが、都市計画決定から設計、施工、管理運営というこれまでの一方通行型のシステムをループにするのに重要な役割を果たすのがこの協議会であると考えられる。この協議会に利用者・周辺住民である市民と管理者、そしてリノベーションの計画者である行政が一堂に会することによって一方通行の線がループとなるのである。

・地域コミュニティ団体が主役となった利用者目線でのリノベーションと管理運営の促進

前項の協議会で作られたローカルルールやリノベーションの計画を実施していくのは、今後は行政中心ではなく、地域のコミュニティ団体の比重が増すと考えられる。地域にはこれまでの公園愛護会のような公園の管理自体を目的とした団体以外に、子育て支援、高齢者福祉など、地域の問題を公園で解決したいと考えている団体が増えており、またそのような団体が直接公園の管理運営やリノベーションに関わる事例も増えている(本号でもその事例が紹介されている)。

このような動きを促進することにより、行政が作って住民サービスとして住民に提供される公園ではなく、住民が自らのまちと暮らしをよくするために公園のありようを考え、実現しようとし、それを行政がサポートする、そのような公園が再生によってどんどん増えていくようにしたいものである。

それでこそ「公」園だから。

そして、このような事例の蓄積がリノベーション事業予算獲得のための材料になっていくのである。

参考文献

- 1) 平田富士男・橘俊光(2019)大都市部市街地の都市公園リノベーション事業優良事例から見た事業プロセスの全体構図、ランドスケープ研究82-5、493-498.
- 2) 平田富士男・橘俊光(2020)大都市市街地の都市公園リノベーション事業優良事例に見る民間公募要項作成上の重点、ランドスケープ研究83-5、533-538.
- 3) 平田富士男・橘俊光(2021)リノベーションへの活用可能性から見た公園計画設計資料の公文書としての保存状況、ランドスケープ研究84-5、499-504.
- 4) 橘俊光・平田富士男(2021)リノベーションへの活用を見据えた都市公園台帳の調書記載内容の拡充の方向性、ランドスケープ研究84-5、495-498.
- 5) 名古屋市(2012)名古屋市公園経営基本方針
<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000038060.html> (2022.10.10. 閲覧)
- 6) 名古屋市(2012)名古屋市公園経営事業展開プラン
<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000047402.html> (2022.10.10. 閲覧)
- 7) 東京都(2009)上野恩賜公園再生基本計画
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/grand_design/uenosaiseiplan2.html (2022.10.10. 閲覧)

これまででもこれからも「法食両輪」 布達第16号150年に学ぶ緑政の要諦

The Ideal and Reality have been and will continue to be the Two Essential Elements
The Essentials of Green Politics Learned in the 150th Anniversary of the Dajokan's
Proclamation No. 16

進士 五十八 東京農業大学 名誉教授 元学長 /
福井県立大学 名誉教授 前学長
Isoya SHINJI (Professor Emeritus of Tokyo Univ. of Agriculture/
Professor Emeritus of Fukui Prefectural University)



150年に思う歴史的・原論的視点の意義

2017年開催の「全国都市緑化よこはまフェア」は約600万人の参加者を集めたと高く評価され、2027年横浜市瀬谷区での「国際園芸博覧会」開催にもつながったようだ。私は、「水と緑の基本計画」や「横浜みどり税と緑アップ計画」などの策定、また環境先進都市への広汎なまちづくり政策を議論する環境創造審議会会長として手伝ってきたので、横浜ならではの緑化フェアを考えたいと思った。

YOKOHAMA といえば MM21 や関内、だからここそこには市花のバラ街道を！横浜市の郊外部には市民の森が広がるので里山ガーデンを！市民ボランティアが元気な各区にも分散会場を！

そして日本の公園百年史のメモリーである「彼我公園」の平和の思想をアピールしたい。もとは彼我公園、それが今の横浜公園。残念ながら実体は横浜スタジアムの付属緑地でしかない。

緑化フェアを花と音楽と映像の祭典だけにしてはな

らない。「彼我公園」は居留民の要望で作ったが明治人の平和希求の思想であって、There and Here で異文化交流の意義を表現したもの。後さらに GHQ 接收解除後の平沼横浜市長は雪見灯籠に Casting the Light of Everlasting Peace (恒久平和の灯をともし) と刻んだ「ピースランタン」をポートランドなど米国各都市に贈呈している。平和への先人の思いはぜひ全国民に知ってほしい。これがスタジアム付属緑地を「彼我庭園」に昇格させたかった所以である。

もう一つ全国にアピールしたかったことは、横浜のアーバンデザインの影に隠れて地味だが、バラバラであった公園部門と農政部門を一体化した「緑政局」を創り緑と農の総合化を進めたことである（現在は、「環境創造局」に発展）。こうして緑政局時代の実績をきちんと見える化すべく『公園とみどり・横浜の150年』（2017、横浜市環境創造局政策課刊行）が、なんと40名近い現役公園マンによって完成した¹⁾。私の考えでは農とエコロジーとランドスケープの総合化が「緑政」であったのだ。



写真1 現横浜公園内の彼我庭園



写真2 彼我庭園に置かれたピースランタン
(ポートランド日本庭園の平和灯籠の写し)

私がいいたいのは、まず「歴史」を知ること。それがより良き「緑政」の第一歩ということである。もうひとつのメッセージ。それは、公園マンにとって「造園」の本質、土木建築など他分野との違いと共通点をしっかり考えていること。いわば「造園原論」的思考の意義である。

いうまでもなく横浜市は全国的にアーバンデザイン先進都市として知られる。都市を個々の建物でみるのではなく家並み、町並み、水辺、山辺、山並みとして捉えるのが「ランドスケープ」の見方・考え方だというのが私の思想でもあり、田村明と「アーバンデザイン」また、長洲一二神奈川県元知事の「文化の時代と行政の文化化・地方の時代」には強く共感し、私は田村さん発意の「神奈川都市緑化政策連合」や「自治体学会」、また県文化懇話会の『かながわ風景づくり』（1981年）も執筆した。

ただ、私の造園観や環境デザイン観では、自然風土に根ざし、地場（ぢば）材料（ざいりょう）と地方（ぢかた）技術（ぎじゅつ）を大切にすることで、「樹木十年・樹林百年」の「Agingの美」、本当の「美（うま）し国づくり」を目指すことが第一であったので、コンクリート二次製品など画一的な工業製品を多用するアーバンデザインには、批判的でもあった。拙著『緑からの発想』（思考社、1983）のサブタイトルを「郷土設計論」としたのは、アーバンデザインに対するランドスケープデザインからのオルタナティブであった。

研究者には物事を正しく見る批判精神が重要である。その点『小寺駿吉論文集』²⁾（千葉大学風景計画論研究室編刊、1926）では、横浜と札幌の公園発達史や現行法制度研究も多いが政策批判の語がついたタイトルもみえる。そこには単なる歴史記述でない適確な批判眼の存在をみる。近年では、行政経験を踏まえた研究者もたくさん輩出しており、より実学的な政策研究、すなわち「緑政学」の成果が期待できて楽しみである。なお本誌『公園緑地』（83巻4号から84巻3号）では「都市公園制度制定150周年記念」が企画され公園150年の精華と現在、そして未来への展望などすぐれた史的視点の論考が続く。

よって以下私はこれまで学び、体験し、また考えた雑感を述べる。これから「緑政」に当たられる皆さんに対しその要諦は何か感じていただければありがたい。

社寺緑地・公園緑地・緑地保全・都市緑化・オープンスペース、そしてランドスケープへ

明治6（1873）年、新政府は「太政官布達第拾六号」を発出する。徳川時代に市内外の社寺境内地や名所などで群衆遊観の場所となっていて高外除地（それまで税金が免除されていた土地）については、図面を添えて大蔵省に申請すれば「公園」として承認し免税、国民の利用に供するというもの。近代日本の公園制度の始まりとされる。

上野寛永寺境内に大学東校（現東大医学部）用地の選定の相談を受けたボードウィンが、西洋ならこのように豊かな緑地は「公園」とするものだと提言したのが契機とされ、上野公園にはボードウィンの胸像もある。ただ、私にはもちろんこのことが市民福祉への政策的優先度が低かった明治初年にそれまでに無かった「公園」誕生の理由となるとは思えない。むしろ新政府財政確立に不可避の課題である旧幕時代の高外除地（課税の除外対象地）の取り扱いにおける方便として“庶民の行楽行動とその場所を保証”すべく「公園」の新呼称を付して新政府からの恩恵として国民に与えるとしたと思われる。その後、文明開化の潮流がすすみ明治末に到って初の洋風公園（日比谷公園）が新設されることになるものの、富国強兵の国策では「道路港湾は国の本、公園などは末」の時代が続き、公園制度百年を迎えるタイミングでようやく「第1次都市公園等整備5カ年計画」が始まる。高度経済成長期、大幅に遅れていた日本の市民生活環境（シビルミニマム）を欧米水準に近づけようとの気運もあり、官民手を携えて公園関係者が尽力した大きな成果であった。永らく折角の公園が、公共建築用の敷地とみなされることが多かったことから緑被地を守るべく、公園関係者はやっと昭和31（1956）年「都市公園法」公布を実現できた。これで、公園の建ぺい率を規制。次いで、昭和47（1972）年第1次で約1兆円、第2次約2兆円弱、第3次約3兆円弱、第4次約3兆円強、第5次5兆円と、数次にわたる5カ年計画でわが国の国民ひとり当たりも総公園面積も大幅増強が図られた³⁾。布達第16号が起点にあつての100年の努力がようやく本格的な国費投入の流れになったのだ。ここまでの進展を導いた先人には頭が下がる。

日本公園緑地協会が刊行会を設け『日本公園百年史』(総論・各論全2巻、1978年)を発行したのもこの頃⁴⁾。総論のすべては前島康彦。各論は各都道府県の代表的公園の解説と公園統計で、日本公園緑地協会黒沢昇太郎事務局長、渡部拓三らで。私も鳥取から沖縄へ17県分のとりまとめに参加しており、いま150年特集に寄稿する縁を感じる。前島は公園発達に尽くした先人らの貢献を高く評価、賛辞を捧げているが、「公園」の社会的認知も制度も不十分な状況下で使命感をもった関係者の働き方を、これからの公園行政マンも大いに学ぶべきだろう。

ともあれ量的拡大期の後は、「都市緑地保全法」(1973年)や「生産緑地法」(1974年)など、営造物公園のみならず地域制の緑農地の保全や緑化の義務化を含めた緑の都市計画施策が着々と充実する。さらには、「自然再生推進法」(2002年)から「歴史まちづくり法」(2008年)、「景観法」(2004年)へとオープンスペースの多機能・多面性を広汎に発揮する環境共生都市、いわゆる“緑のまちづくり”の総合的かつ質的な充実期へと大きく飛躍させる。ことに「緑のマスタープラン策定」(1977年通達)や「緑の政策大綱」「緑の基本計画」(1994年)等への制度化は、オープンスペースの体系的保全創造に“計画行政推進体制強化”をもってサポートする大きな意義があったと考える。

一方、「海洋博」(1975年)、「花博」(1990年)はじめ「全国都市緑化フェア」(1983年から順次)の開催など「イベント・オリエンテッド・ポリシーの展開」は市民の花と緑、そして私のいう『グリーン・エコライフ』⁵⁾(2010年)意識の志向を大いに高めた。

国際的には生物多様性や気候変動対策、国内的には地方創生・地域活性化や防災・国土強靱化(グリーン・インフラ)へと、地球的かつ国土的スケールでの対応が強く要請されつつある。それにはこれからもさらに、①国、地方自治体、公園緑地、史的造園などそれぞれの空間スケールと地域性・場所性に応じた歴史的研究とレビュー、②オープンスペースとランドスケープへ、その根本的意義を踏まえた大局観、③公園緑地・景観行政実務を着実に展開発展させる具体的事業への経験知の蓄積、④行政庁の緑地・環境政策の深化(緑政学)、⑤成熟した市民の期待に応え参画を促進する情報とパークマネジメント力の強化充実(緑のまちづくり学)、が益々強く求められよう。

公園行政は实际的だが、しかし理想を忘れてはならない— 井下清

公園設計よりも、公園経営の方針を先に考えよ —長岡安平

諸外国の一流ホテルには「パークホテル」が多いし、若者は「白いブランコ」に憧れる。市民にとって「公園」は好ましいイメージであり憧れの舞台であった。だから“公園の井下”はこれに応えようとしてきたのだろう。

「公園行政は实际的であるが、しかし、理想を忘れてはならない。」東京市の総合的公園行政を大発展させた井下先生らしい言葉だ。事実、先生の論考には、「公園とルンペン」、「公園の夜間利用」、「街路並木」など実際のテーマが並ぶ。一方で、当時の市民生活からは想像もできなかった郊外部に初めて風致公園(井の頭公園)を提案したり、寺院境内の墓地が常識の時代に西洋式森林墓地を参考にわが国初の多磨霊園を設計、さらには人間の尊厳を守るべく東京市独自の葬送業務の霊園事業を確立した。また震災復興に当たっては小学校の校庭と小公園を一体的に配置して防災対応とコミュニティコアの形成に有効な52カ所もの復興小公園を実現するなど、理想的公園行政と時代をリードしている⁶⁾。

井下のこの考え方は、いわゆる実学主義であろう。井下は東京農学校(現、東京農業大学)を明治38年に卒業し東京市庁に入庁するが、学校の創立者榎本武揚、また初代農科大学長横井時敬農学博士も「農業のことは、農民に聞け」「農学栄えて、農業減ぶ」と警句を残して実学の重要性を語っている。井下は長岡の考えをより深く徹底して「公園経営」について論及することも多かった。公園の独立採算制も井下の成果で、現在の「パークマネジメント」や「指定管理者制度」の先駆者と言ってもよい。ちなみに東京市で井下は、お茶人でもあった長岡安平を公園設計の師と仰ぎ、その遺稿集をまとめてもいる⁷⁾。造園家は設計図を描けばよいと思っているようだが、設計より前に「どのように、その公園を経営していくか?」を検討し決めておくべきである。」とは長岡の言葉。榎本、横井、長岡、井下、いずれも実学主義の人物であった。

私自身も長く江戸東京の下町深川で育ち、井下先生を尊敬していたし、東京農科大学長として実学教育をす

すめてきた。大学経営においても、また、公園さらに緑地オープンスペースであれ、広くまちづくり行政においても“実学主義”は極めて重要な指針として強調しておきたい。実は2016年から私は福井県立大学長を6年務めた。その間すべての県民のための大学、福井県の持続可能性を支える公立大学をめざすべく「福井県立大学オープン・ユニバーシティ宣言」を発出したり、「地域貢献人材養成の強化を目的に2学科1学部の増新設」をするなど公立大学の理念を実体化しようと努力したつもりでもある⁸⁾。

理想か現実か! ちょっぴり理想に生きたい! 「法食両輪」が緑政やまちづくりの要諦 — 道元禪師開山の永平寺

さてここで冗長に過ぎるかもしれないが、福井県立大学長(2016~2022年)としての私と永平寺、そして道元の禪の考え方を紹介したい。私にとって第2のふるさと福井県ということもあるが、モノの時代にココロや自然の意義(禅語に、沢庵の天地中和、良寛の天上大風などあり。自然と人間の関係性が前提の公園や造園の意義にも通じるはず)を考えたり、高層ビル林の巨大都市社会においてその対極の「緑とオープンスペースがいかに重要か」を強調したいからでもある。

県立大学のメインキャンパス所在地は永平寺町で、私は学長就任後初めて出会った永平寺小林監院の禪の里構想に共感し、県市に協力して門前の修景整備事業のアドバイスと監修もし、2024年春の北陸新幹線福井・敦賀(つるが)延伸を機に“福井・スピリチュアル・ツーリズム”を具体化すべく、いまも永平寺サポーター勝手連のつもりでいる⁹⁾。

道元は、関白家に生まれたが母の菩提を願い比叡山、そして入宋江南各地に求法を重ね、ついに天童山の如浄禪師(釈迦、迦葉、達磨、慧可、慧能へと伝法された50世に当たる)に出会い指授、仏祖(釈迦)の眼蔵を面授し51世の禪師として帰国後の1243年には先師如浄の教えと縁(禅修行の場は、繁華な都市から遠い深山窮谷の環境たるべし。如浄は越州の生まれ)を踏まえて、越の国(越前)志比庄の吉峰寺に入りここで『正法眼蔵』を著す。開基は地元有力者の波多野義重。後、現在地に大仏寺を開山、数年後永平寺と改称した。

ツキノワグマも棲む豊かな大自然のなか大仏寺と永平寺川に挟まれた斜面の背山臨水地に七堂伽藍が建築される。中国の杭州大工の手になる宋様式の禅院だ。

禅院の伽藍配置は人体をなぞるが七堂とは、山門、法堂(頭)、仏殿(心臓)、僧堂、庫院、浴室、東司で、すべて階段回廊でつなげられ冬は雪に埋もれる。右手にあたる僧堂は雲水らの行住坐臥・弁道の場で、正に起きて半畳寝て1畳、仏法に一行三昧の世界。僧堂には法(おしえ)と知恵の守護文殊菩薩が祀られる。一方仏殿を挟んで対面するのが、左手にあたる庫院(くいん)、いわゆる台所で正面中央には足が早い守護神韋駄尊天(いだそんてん)が祀られている。対聯(ついでん)には「法食(ほうじき) 両輪(りょうりん)」の文字が見える。道元禪師は『典座(てんぞ) 教訓(きょうくん)』で食事への感謝、生きることでの食の大切さを説き、食前食後に唱える「五観の偈(ごかんのげ)」¹⁰⁾を教導している。私も偈を唱えてみたが、飽食の現代人がいかに「食」を軽視しているかを思い知らされる。道元禪師は「法はこれ食、食はこれ法」「食そのものが仏道修行(食を正しくすることで、人としても正しく生きられる)と教えている。

ここで「法(ほう、おしえ)」はあるべき本質、いわば「理想」の意。「食(しょく、ジキ、食事)」は、生きるために不可欠の「現実・実際」の意。理想と現実とは、それは車の両輪だということである。もちろん私はここで「法食両輪」が緑政展開においても要諦だと言いたいのである。「法食両輪」は、どんな時代、どんな分野の仕事に向き合うときでも真理であり、社会政策としての公園緑地においてはなおのこと、事に当たったの基本姿勢であるべきだと思っている。

ところで、もうひとつ凄いことを永平寺西田副監院に伺った。対置される文殊菩薩像と韋駄尊天像の目の位置は、文殊が少し高くしてあるそうである。現実だけに目を奪われていては、未来はない。「現実」には対応すべきだが、いつでも少し「理想」を目指すことが人間としての生き方というものだと考えたいとおっしゃる。

私は学生時代京都での1カ月近い庭園見学(合宿)に参加し、後「禅の庭否定論」を『日本庭園』誌に発表したことがある。

子どもの頃、母と共に福井の大本山永平寺に親戚の和尚さんを訪ねた思い出があるが、京都の禅寺のような枯山水のイメージが全く無かったのに京都では「禅

の庭」ばかり。それで釈尊伝、禅の考え方と禅宗史などを読むようになる。そして私なりに、仏教は「宗教」というより「人間は如何に生きるべきかの哲学」ではないか。先祖崇拝や祈祷の気持ちもあるが、只管打坐：坐禅で悟る方法は釈迦の本位であったろうと考えた。

それが禅なら、その環境やその場所はどこがいい。心頭滅却すれば火もまた冷しともいうが、凡人はそう簡単に心頭滅却できぬ。釈迦は大樹の下で坐禅。そこは静かで涼やかな風が吹いていただろう。道元の弟子寂円は宝慶寺裏山の銀杏峰からのパノラマで長年、坐禅を続けた。

私には、政治権力うずまく臨済宗の京都五山の禅院では本物の自然は無理。二次自然の代償的枯山水で心の自然を観るしかなかったろう。そんなこともあって私は「禅の思想」の造形で「枯山水」や「禅の庭」が出来たとするのには違和感を憶えた。禅の庭は、もっと多面的要請による庭園形式であったと結論したのだ。

そして遂に在福7年、禅の庭ならぬ「禅境（ぜんきょう）」を曹洞禅の根本道場永平寺や宝慶寺に発見した。人間と自然の共生環境—川の水の音も、風にゆらぐ葉の音も仏の声だと道元禅師はおっしゃる。

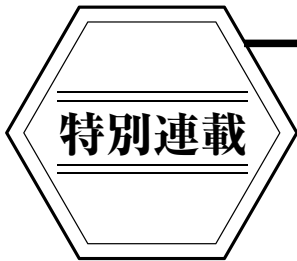
これこそ公園緑地や都市自然・緑のまちづくりは都市に生きる人々の糧と考える造園家の思想でもある筈だ。ご関係の皆さんには細部の技巧に走らず、自然と生命、緑の心をもって公園・緑政に取り組んでいただきたいとお願いしたい。

【参考文献】

- 1) 横浜市環境創造局編刊、公園とみどり・横浜の150年、2017
- 2) 小寺駿吉論文集、公園史と風景論、千葉大学風景計画論研究室、1926
- 3) 進士五十八、アメニティ・デザイン、学芸出版社、1992
- 4) 日本公園百年史刊行会編、日本公園百年史（総論・各論）、日本公園緑地協会、1978
- 5) 進士五十八、グリーン・エコライフ、小学館、2010
- 6) 井下清、井下清著作集・都市と緑、（編集、前島康彦）、東京都公園協会、1973
- 7) 井下清編、祖庭長岡安平翁造庭遺稿、1926
- 8) 進士・徳前編、地方公立大学の挑戦、福井県立大学出版部、福井新聞社、2022
- 9) 進士五十八、進士五十八の風景美学、マルモ出版、2019
- 10) 関口・川端・渡辺編、禅と食の対話、ドメス出版、2001

◎五観の偈〈食の観想〉仏道に学ぶ食事のこころ（現代文・永平寺西田正法）

- ①まず、食事を頂く前に思い巡らしましょう。同じ命としての存在が、食べる私、食べられる物になったのは、どれ程の縁が働いたことであるかと。（智慧による実相の観察）
- ②次に、頂くに当たって、自ら為すべきを為したかどうか、やり残しかなかったか謙虚に反省し、やり残しを成し遂げるためにも供養に応じます。（智慧による反省）
- ③三つ目には、貪り・瞋り・癡さが中心の煩惱から心を防ぎ、過ちを犯さないように、適度に食欲を満たします。（智慧による現実の把握）
- ④四つ目には、食事を優れた薬として、食べなければ衰弱して死に至るこの体を、治療する為に頂きます。（智慧による食の目的）
- ⑤頂いた命に報いんと、道理に適った生き方を致します。（智慧による食への誓い）



日本の公園150年史 (1) 太政官布達:日本初の公園法制度から150年を迎えて

The Dajokan's Park Proclamation : 150 Years after the Japan's First Park Law System

越澤 明

北海道大学 名誉教授 / 一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
Akira KOSHIZAWA (Professor Emeritus, Hokkaido University)

1. 日本の公園法制度150年と太政官布達

日本における近代的な洋風公園の誕生は幕末の開港都市、神戸、横浜、函館であり、欧米の公使、居留民団からの要望で設置された。

明治4年、横浜、山手公園(史料1)

明治6年、神戸、内外人公園地(史料4)

明治3年、明治政府は大学東校(長崎医学校を移転、東京大学医学部の前身となる)の建設用地を上野の山(寛永寺跡地)に決定していた。現地を見聞したオランダ一等軍医ボードワン(長崎医学校、大学東校の外人教師)は公園にすべきと当局に献策した。

明治初期に、明治政府は東京の膨大な官有地(旧幕府用地、旧大名屋敷、旧社寺境内寺)を官庁、軍隊、大学、官営工場、大使館などの用地に割り当て、利用・転用を進めていた(土地処分という言い方になる)。

開港都市における公園設置の希望、ボードワンの公

園設置の献策は、明治政府の首脳部に影響し、官有地の利活用に関する政府の政策転換に結びつき、明治6年太政官布達に至ったことは間違いない。これに加えて、東京府から民間を中心とした公園開設の要望、全国の勝地・城址などで公園開設の動きなどが明治政府に影響したと考えられる。

明治6(1873)年1月15日、明治政府は公園設置に関する太政官布達を全国の府県に発した。この布達は公園の設置・管理を可能とした日本初の法制度である。

明治6年太政官布達の内容は、官有地となっている景勝地(当時の用語では勝地)において、国民大衆の娯楽、健康、レクリエーションなど「偕楽」の場所を「公園地」にすることが出来るという内容の指示であった。

明治6年太政官布達の内容は、官有地となっている景勝地(当時の用語では勝地)において、国民大衆の娯楽、健康、レクリエーションなど「偕楽」の場所を「公園地」にすることが出来るという内容の指示であった。

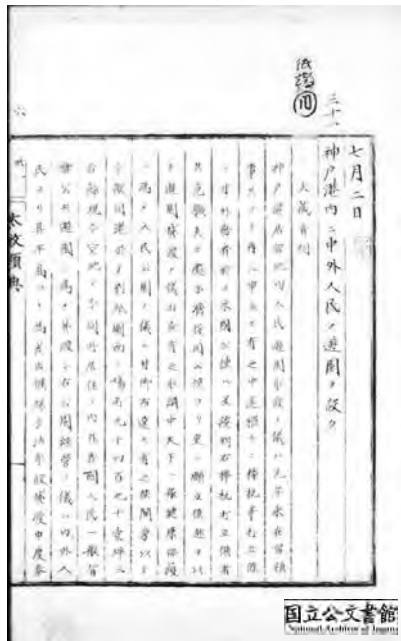
明治6年太政官布達の内容は、官有地となっている景勝地(当時の用語では勝地)において、国民大衆の娯楽、健康、レクリエーションなど「偕楽」の場所を「公園地」にすることが出来るという内容の指示であった。

明治6年太政官布達の内容は、官有地となっている景勝地(当時の用語では勝地)において、国民大衆の娯楽、健康、レクリエーションなど「偕楽」の場所を「公園地」にすることが出来るという内容の指示であった。

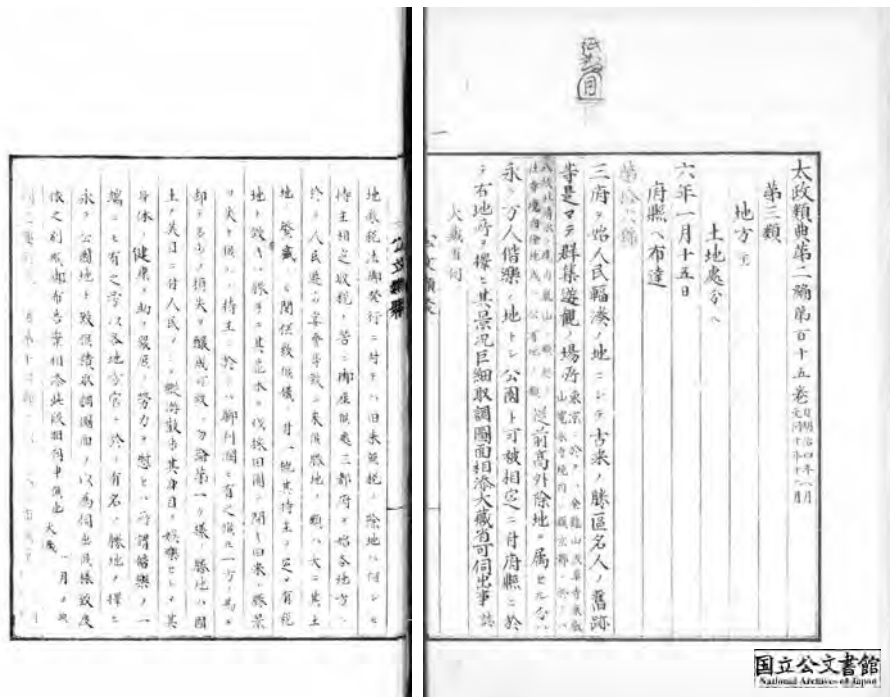
この明治6年太政官布達は太政官布告とも呼ばれていた。内閣官房記録課が編集した『現行法令輯覧 昭和17年2月現在 目録索引』では、「明治6年太政官布告第16号(勝区旧跡等衆庶遊観ノ場所へ公園設置)」と記載している(注2)。



史料1 明治4年2月、神奈川縣下武州北方村妙香寺朱印地外国人公園地ニ貸與セントス



史料4 明治6年7月、神戸港内ニ内外人民ノ遊園ヲ設ク



史料2 明治6年1月、府県へ布達、第16号、府県ニ公園ノ地所ヲ拓ハシム

また、昭和32年の都市公園法制定時に衆参両院での法案説明ならびに都市公園法附則第9号では「明治6年太政官布告第16号」としている(注3)。参議院建設委員長赤木正雄の法案説明を引用する。

「わが国の都市公園につきましては、明治六年の太政官布告第十六号のほかは、都市計画法及び土地区画整理法に建設に関する規定が散在するばかりで、管理に関する法制はなく、その結果、公園管理の適切を欠くもの、あるいは荒廃し、減少して行くものが少なくない状況にあります。本法案は、かかる事態

に対処し、かつ近來都市における住宅の高層集団化の傾向にかんがみ、都市公園の健全な発達をはかり、市民の公共の福祉を増進するため、都市公園の設置及び管理について基準等を定めようとするものであります。」

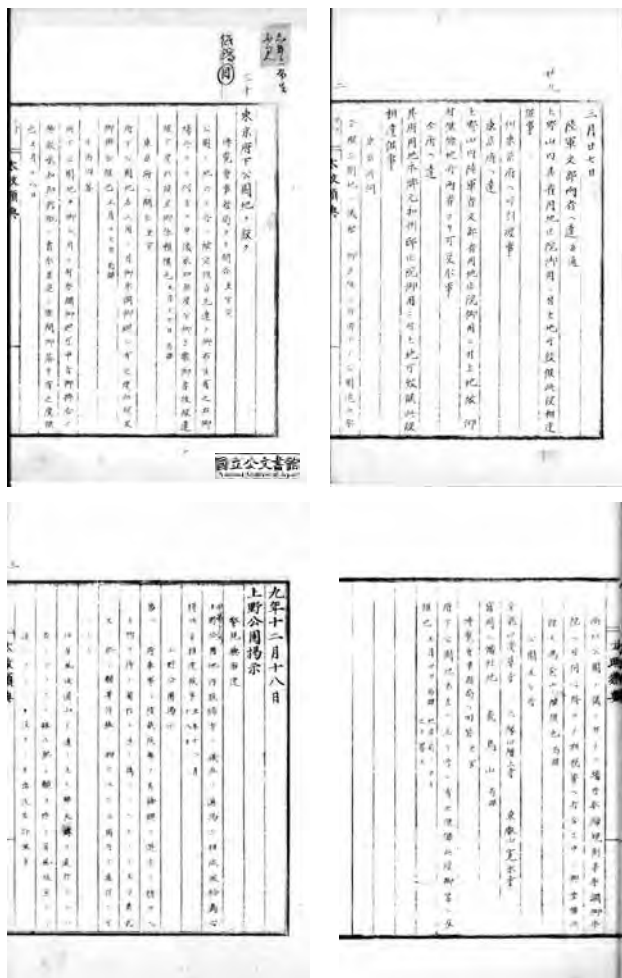
明治6年太政官布達(布告)は、戦後、公園に関する2つの重要な法律が制定されたことで、その役割を終えた。

その1つは、昭和23(1948)年6月に公布された国有財産法であり、国有普通財産を公園緑地墓地等に無償貸し付けすることが可能となった。この条文は、旧軍用地(城址、歩兵連隊、飛行場、軍需工場など)の公園化を意図していた。この結果、全国各地で旧軍用地が公園となり、著名な城址の多くが城址公園になった。また、太政官公園に多かった「地盤国有公園」は国有財産法によって管理されることになった(注4)。

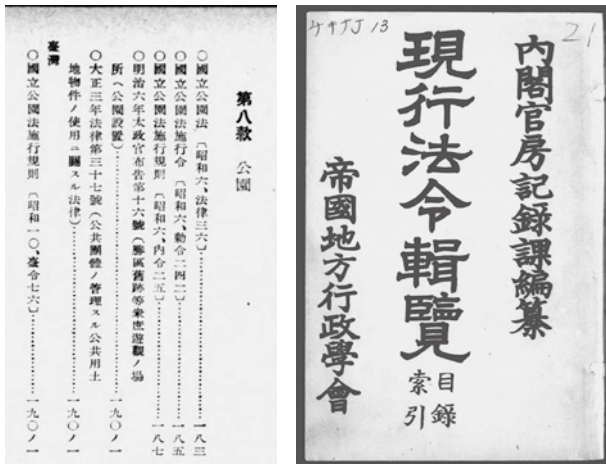
もう1つは、昭和31(1956)年4月に公布された都市公園法である。この結果、公園の設置・管理に関する総合的な法制度が確立した(注5)。

明治6年太政官布達は既存の官有地で景勝地の公園化を推進するものであったが、大正期に都市内で公園の新設を計画し、実現することを意図した法制度が誕生した。それが大正8(1919)年4月に公布された都市計画法である。都市計画法は、都市計画施設の1つとして公園を位置づけた。

都市計画法の実務を担当するため、内務省の本省(大



史料3 明治6年3月、東京府下ニ公園地ヲ定ム



『現行法令輯覽 目録索引』国立国会図書館デジタルアーカイブ

臣官房都市計画課)と府県の出先機関(都市計画地方委員会)が設置され、法律事務官、土木職、建築職と並んで造園職の定員が誕生した。この結果、公園行政を専門とする公務員の身分が内務省と府県庁で明確になった。旧制国立大学、旧制国立専門学校の農学・林学を卒業し、国や府県庁の公務員となる道が拓けた。

大正末期からは公園の法制度は設置・管理の分野、計画・建設の分野という両輪の体制となった。

実際の公園新設は六大都市(東京、大阪、京都、名古屋、横浜、神戸)や大きな県庁所在地が多かったが、戦後になり、戦災復興事業が実施されることによって全国各地で公園の新設が進むことになる。

昭和初期に、公園行政は転換を迎えた。それは「緑地」という概念が誕生したことである。昭和7(1932)年、内務省は都市計画東京地方委員会に東京緑地計画協議会を設置して、東京50キロ圏、1府3県の緑地計画の立案を開始した。昭和14年4月、東京緑地計画協議会は環状緑地帯などを内容とする東京緑地計画大綱を内務大臣に報告した(注6)。

この動きに合わせて、昭和11年に公園緑地協会(日本公園緑地協会の前身)が設立され、昭和12年に機関誌『公園緑地』が創刊された。つまり、昭和初期に、これまでの公園という概念から公園緑地という新たな概念、新たな政策に展開した(注7)。

昭和15(1940)年4月、都市計画法が改正され、都市計画の目的に「防空」が加わり、都市計画施設に「緑地」が追加された。東京、神奈川、名古屋、大阪では実際に緑地が決定され、事業が開始された。その際、昭和12年4月に公布された防空法により国庫補助が実行されたため、防空緑地と呼ばれた。この防空緑地は今日、

大都市における貴重な大規模公園となっている。

以上のように日本における公園の法制度・政策は、①明治期の太政官布達、②大正期の都市計画法、③昭和期の緑地計画、④昭和31年の都市公園法、という四段階を経て、発展してきた。

戦後の高度成長期、昭和41年と昭和48年に、⑤古都保存法、近郊緑地保全法(首都圏、近畿圏)、都市緑地保全法という緑地保全の法制度が制定された。

さらに平成に入り、平成16年と平成20年に、⑥景観法、歴史まちづくり法が制定されたことで、六段階となり、公園行政の法制度は歴史文化環境まちづくりの骨格法制度となった。

戦後は、国における公園行政の主管課の名称は、戦災復興院、建設院、建設省を通じて施設課であり、中央官庁の課の名称に「公園」はまだ存在しなかった。

昭和36(1961)年11月の建設省組織改正の際に、従来の計画局施設課は都市局公園緑地課と改組され、中央官庁の課の名称に「公園緑地」が初めて誕生した。そして平成20(2008)年7月の国土交通省の組織改正で、公園緑地課は公園緑地・景観課と改称され、歴史文化環境整備室が設置された。このような国の組織名称の変遷には、公園法制度の発展と社会的な要請が反映している。

太政官布達から150年の公園法制度を大きく六段階であることを述べてきた。次に、太政官布達によって全国で誕生した公園の概略を取り上げ、続いて、国立公文書館の公文書をたどりながら、明治期に公園が開設されたことで生じた諸課題を考察する。

2. 全国での公園開設

明治16年太政官布達にもとづき明治20年までに全国各地で80以上の公園開設が国によって認可された。開設公園数は既刊図書によって少し異なるが、『日本公園百年史 総論・各論』によると、次の通りである。

明治6年	25公園
明治10年まで	25公園
明治15年まで	21公園
明治20年まで	12公園
合計	83公園

明治期に開設された全国の主な公園(東京、京都、大阪の三府と外国人居留地を除く)について、概要(開

設年、都市名、公園名、由来)を北から南へ列記すると次のようになる。

明治11年、函館、函館公園、新設
明治17年、札幌、中島公園、新設
明治8年、鶴岡、鶴岡公園、城址
明治13年、白河、南湖公園、松平定信造営
明治6年、水戸、偕楽園公園、天下三名園
明治17年、大宮、氷川公園、武蔵一の宮
明治6年、新潟、白山公園、神社林園を整備
明治8年、高岡、高岡公園、城址
明治7年、金沢、兼六園、天下三名園
明治9年、岐阜、岐阜公園、城址
明治6年、高山、高山公園、城址
明治10年、津、津市公園、旧藩主別邸
明治13年、奈良公園、興福寺・春日神社境内地
明治17年、岡山、後楽園、天下三名園
明治17年、津山、旧藩主別邸
明治6年、広島、厳島公園、厳島大社神苑
明治12年、萩、指月公園、城址
明治8年、高松、栗林公園、旧藩主別邸
明治6年、高知、高知公園、城址
明治15年、福岡、東公園、千代の松原
明治7年、長崎、長崎公園、江戸期の勝地
明治16年、島原、霊丘公園、江戸期の勝地
明治8年、竹田、山下公園、旧藩主別邸

公園の由来は、城址や旧藩主別邸が多く、次いで、社寺の林苑・樹林地であり、江戸期からの景勝地が公園として認可されたものもある。新規に建設されたのは北海道の開拓都市である。

城址の公園化、旧藩主別邸の公園化の経緯はさまざまである。官有地となり公園化されたケースもあれば、地元有志が土地を購入して寄付したり、嘆願をして公園開設が実現した事例も少なくない。明治6年太政官布達は、全国各地の知事、地元民間人に公園開設の関心、気運を高めたことは間違いない。その意味では明治6年太政官布達の意義は大きかったと言える。

太政官布達により大阪では住吉公園(住吉大社の境内地)と浜寺公園(白砂青松の海浜)が開設された。住吉公園では指定管理共同体(民間)が中心となり、リーフレット『住吉公園歴史探訪』を発行するなど150年記念事業に取り組んでいる(注8)。

3. 明治の公園開設後に生じた諸課題

国立公文書館が所蔵する明治期の公文書について、既刊の公園史に関する著書・刊行物では精査をしていなかった。そのため、公文書が写真で掲載されることもなかった。近年、国立公文書館デジタルアーカイブが整備されてきたことによって、所蔵している公文書の内容・精査がかなり容易になってきた。

明治期では広い意味で公園に関連した公文書は330件の存在が確認できた。検索の仕方によっては件数はさらに増える可能性がある。その中から、特徴的なものを選択して、明治期に公園が開設されたことで生じたさまざまな課題を考察してみたい。330件の公文書を概観すると、主に5つに分類することができる。

- ①公園の開設の認可、用地確保に関すること
- ②公園の利用規則と維持費用に関すること
- ③公園地を鉄道・道路に割譲すること
- ④公園地と学校、博物館の建設に関すること
- ⑤公園地と博覧会、国葬など国家行事に関すること

このたび精査した国立公文書館の文書群で最も古い文書は、史料1「明治4年2月、神奈川県下武州北方村妙香寺朱印地外国人公園地二貸与セントス」である。これは江戸幕府時代からの懸案であり、山手の外国人居留地で公園(日本初の洋風公園である山手公園)を設置するために、妙香寺の朱印地を使用する案件である。

同様に、神戸の外国人居留地でも長年、公園設置の要望が再三あった。史料4「明治6年7月、神戸港内二内外人民ノ遊園ヲ設ク」は内外人民(日本人も外国人も)が共に楽しめる公共遊園(パブリック・プレイクラウンドの直訳と思われる)を設置し、公園経営を認めた案件である。

明治6年太政官布達の公文書の写真はこれまで著書・刊行物で紹介されたことはなかった。史料2「明治6年1月、府県へ布達、第16号、府県ニ公園ノ地所ヲ拓ハシム」が国立公文書館で所蔵する公文書である。

史料2によって新たに判明したことが枝葉末節であるが、存在する。六年一月十五日の次の行は「府県へ布達」と書かれている。『日本公園百年史 総論各論』では「府県へ」となっている。

国立公文書館の原文では句読点は存在しない。『日本公園百年史 総論各論』では句読点が入っている。

国立公文書館の原文では「京都ニ於テハ八坂社清水ノ境内嵐山ノ類総テ社寺境内地」と書かれているが、『日本公園百年史 総論各論』では「京都ニ於テハ八坂社境内、嵐山ノ類総テ社寺境内地」となっており、「清水ノ」が脱字となっている。

また、国立公文書館の史料2は、明治6年太政官布達に続いて、布達を稟議・決裁した際の説明資料の可能性のある大蔵省の文書があり、この内容は従来は知られていない。史料8と史料9は、大阪と名古屋における大公園の新設に伴う土地収用の決裁文書である。

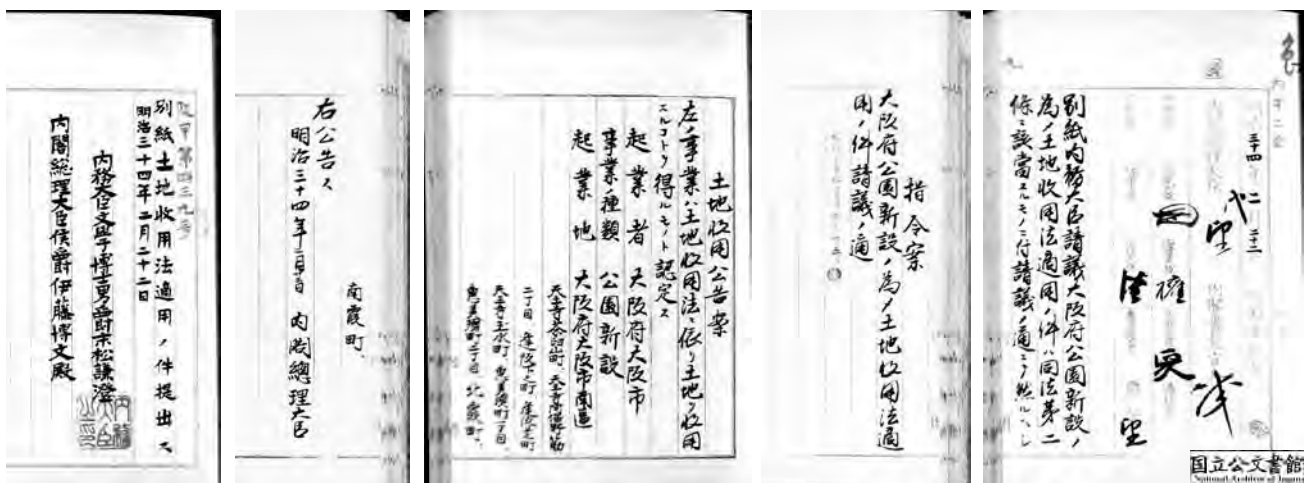
明治34年、大阪市会は「公園新設の件」を議決し、大阪南部のセントラルパークといえる南公園（天王寺公園と改称）新設の取り組みを開始した。明治36年、第五回内国勸業博覧会を開催し、博覧会場の後地整

備として明治37年に天王寺公園を開設した。その後、明治45年に西部地区を拡張、大正11年に住友邸が寄付され、昭和8年に拡張整備を終えた。

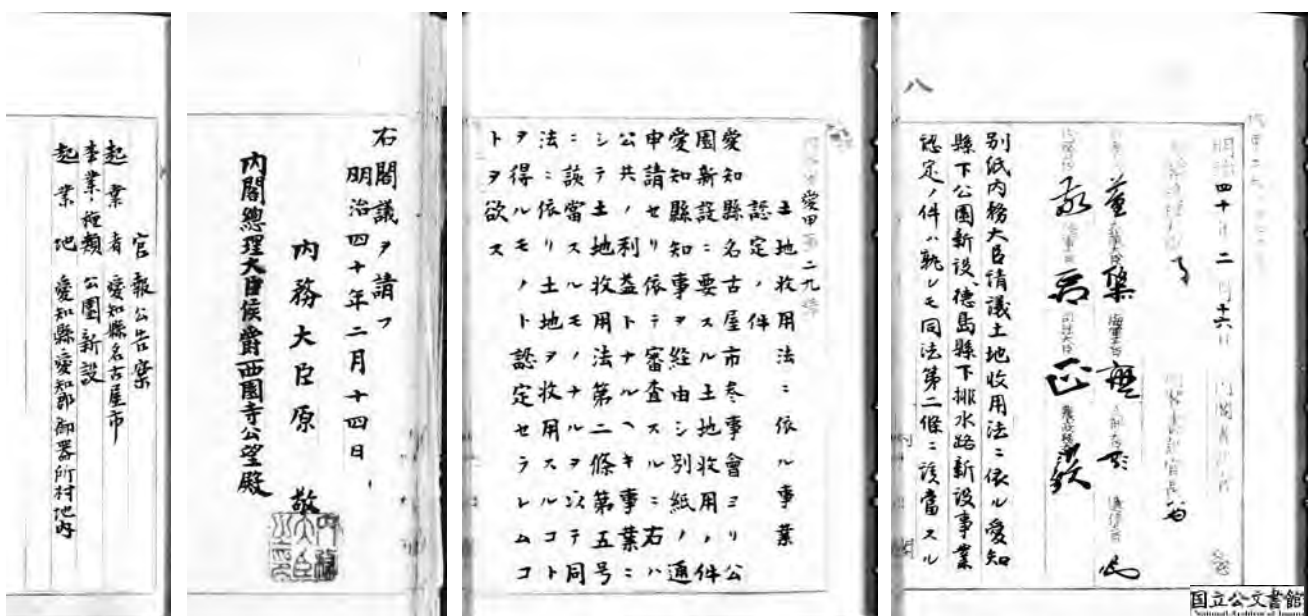
史料8は明治34年、天王寺公園の用地買収を開始するため土地収用法の適用を受けたものであり、土地収用の事業の種類は「公園新設」と記載されている。

名古屋市は六大都市の中で近代公園の設置が立ち遅れていた。明治39年に就任した加藤重三郎市長は広小路など幹線道路、大公園の新設、博覧会（関西府県連合供進会）の開催を推進した。明治42年に新設・開園された鶴舞公園は名古屋のセントラルパークであり、関西府県連合共進会が開催された。

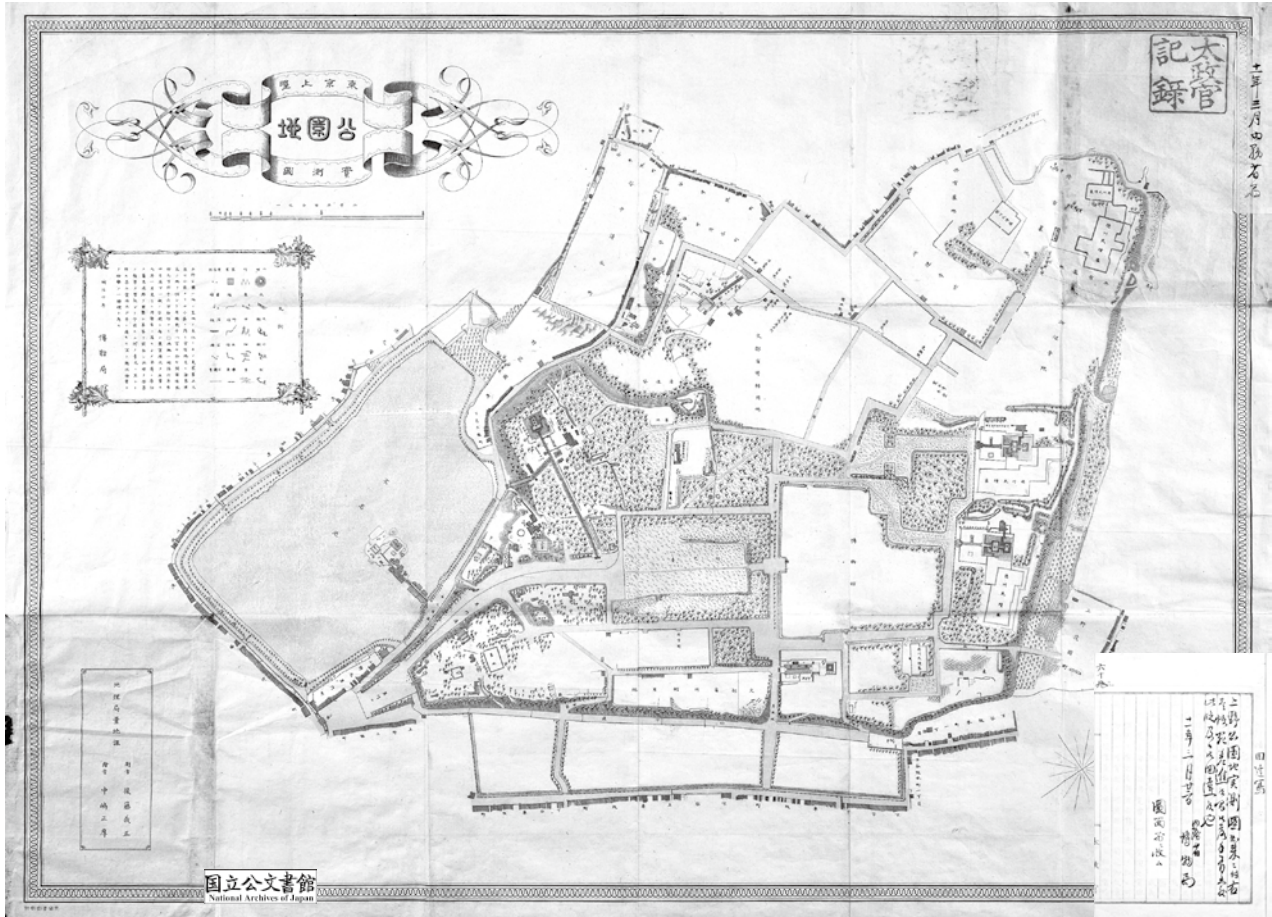
国立公文書館が所蔵する史料9「明治40年2月、土地収用方二依ル愛知県下公園新設、徳島県下排水路新



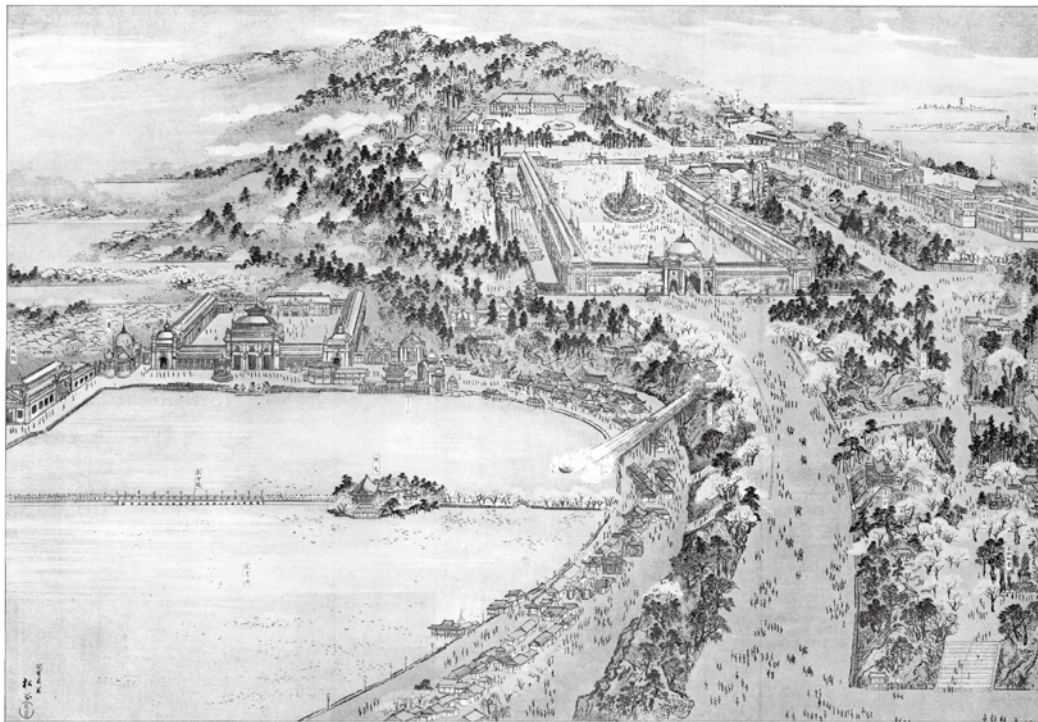
史料8 明治34年2月、大阪府大阪市公園新設ノ為メ土地収用法適用ノ件



史料9 明治40年2月、土地収用方二依ル愛知県下公園新設、徳島県下排水路新設等ノ事業認定ノ件



東京勸業博覽會全圖



図(上)史料6 明治11年3月、東京上野公園地実測図上呈、公文附属ノ図、国立公文書館所蔵
 図(下)政府は内国勸業博覽會を東京上野公園で3回、京都1回、大阪1回、合計5回開催した。明治40(1907)年の第6回は日露戦争の財政悪化で中止され、東京府主催で開催された。図の出典:『東京勸業博覽會図会』(風俗画報増刊)、東洋堂、明治40年3月、越澤 明所蔵。



史料5 明治10年2月、上野公園地内華族徳川家達所有地上地交換届



史料10 明治42年10月、故枢密院議長公爵伊藤博文国葬類、葬儀祭場トシテ日比谷公園使用方



設等ノ事業認定ノ件」は愛知県御器所村内での土地収用を名古屋市が実施することを内閣総理大臣が認めた文書である。

史料8と史料9が明らかにすることは、公園を新設する際、土地収用の法制度の整備が必要であるということである。このことは大正8年都市計画法によって制度化され、都市計画事業の決定により土地収用が可能となった。

史料6「明治11年3月、東京上野公園地実測図上呈、公文附属ノ図」は、上野公園の精緻な実測図、カラー印刷である。文部省所轄用地(現在の東京芸大の付近)、博物館(現在の東京国立博物館)、竹の台(現在の噴水広場)、寛永寺本堂、徳川氏墳墓、黒門道、上野黒門町などの文字が鮮明に読み取れる。

東京の太政官公園の5箇所のみで精緻な図面の存在が国立公文書館で確認できたのは上野公園のみである。

なお、『東京の公園 110年』30ページには、印刷が不鮮明で文字が潰れた白黒図面で、所蔵機関が明示されていない上野公園図が掲載されている。その原図はこの史料6であることが今回、判明した。

上野公園に編入された徳川氏墳墓の取り扱いについては、史料5「明治10年2月、上野公園地内華族徳川家達所有地上地交換届」の公文書が存在する。徳川宗家16代の徳川家達から先祖墳墓の地を徳川家として所有維持するために、上野公園内の徳川家私有地との交換の申し出があり、それを明治政府は認めた。

上野公園地の東側部分(現在の東上野駅の敷地)については日本鉄道の敷設が開始されたことで土地の割譲を



(場舎一掃) 館業工作型 和 平 館業工準化 會覽博京東全記和平

上野公園、来場者1,100万人となった大正11年、平和記念東京博覧会、越澤明所蔵

認めている(史料の掲載は省く)。当時の国策で開催された第二回内国勲業博覧会の場所は上野公園となり、さらに、博物館を建設するため主な土地の管理が文部省に移管された。

史料10「明治42年10月、故枢密院議長公爵伊藤博文国葬書類、葬儀祭場トシテ日比谷公園使用方」は東京市文書の写しであり、伊藤博文の国葬に日比谷公園を使用するための手続きである。日比谷公園では昭和5年3月に帝都復興祭が挙行されるなど、国家的な重要行事でたびたび使用されてきた。

このように大都市における都心の公園は国家的な行事の場所として活用されていった。

注

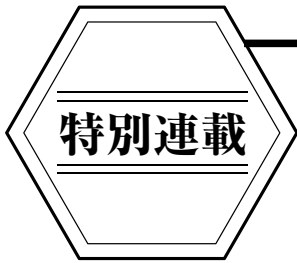
- 1) 日本公園史、東京公園史の代表的な既刊の著書・刊行物は次の通りである。佐藤昌氏、前島康彦氏の研究である。
 - ①佐藤昌『日本公園緑地発達史』上下巻、都市計画研究所、1977年1月。佐藤昌は元・日本公園緑地協会会長。
 - ②日本公園百年史刊行会(日本公園緑地協会内)編集発行『日本公園百年史 総論・各論』、昭和53年8月。編集委員会委員長は前島康彦。
 - ③東京都公園協会編集発行『東京の公園80年』、昭和29年。
 - ④東京都公園協会編『東京の公園 この90年の歩み』東京都建設局公園緑地部発行、昭和38年。前島康彦が編集担当、東京都が監修。
 - ⑤東京都建設局公園緑地部管理課編『東京の公園 110年』東京都情報連絡室公開部都民情報課発行、昭和60年3月。
- ③、④、⑤の文献は明治～昭和20年代はほぼ同じ内容。
- ⑥前島康彦『東京公園史話』東京都公園協会編集発行、平成元年11月。機関誌『都市公園』の連載。

- 2) 内閣官房記録課編『現行法令輯覧 昭和17年2月現在 目録索引』帝国地方行政学会発行の108ページ、「第11輯土地 第1章土地 第8款公園」の箇所に掲載されている。国立国会図書館デジタルアーカイブで公開。

- 3) 都市公園法の衆参両院の審議記録は以下で公開されている。「都市公園法 昭和31年4月20日法律第79号、日本法令索引」。赤木正雄の法案説明は「第24回国会 参議院 本会議 第28号 昭和31年3月30日、国会会議録検索システム」に掲載。

都市公園法の制定時の条文は『都市公園法解説』(建設省参事官鶴見良一郎監修、建設省計画局施設課事務官松垣五郎著、公園緑地協会、昭和32年)を参照。また、インターネットでは「衆議院」のサイトで制定時の都市公園法の条文が掲載されている。法律第七十九号(昭三一・四・二〇)(www.shugiin.go.jp)

- 4) 内務省大臣官房会計課『地盤国有二属スル公園ノ概況調』昭和8年12月、謄写本。昭和47年10月に『日本公園百年史』編纂の参考とするため、日本公園緑地協会が復刻した。同書は昭和初期の全国の公園に関する重要な文献である。
- 5) 都市公園法の附則第二項は太政官公園(地盤国有公園)の取り扱いを定めた。昭和31年10月13日、建設省計画局長から都道府県知事あてに「都市公園法施行に伴う地盤国有公園の取扱について」を発した。『都市公園法解説』、昭和32年の174～188ページ。
- 6) 越澤明『東京の都市計画』岩波新書、1991年。
- 7) 『日本公園緑地協会五十年史』日本公園緑地協会、昭和61年5月。年表は565～611ページ。
- 8) 『住吉公園歴史探訪』第1号～第16号(継続中)、都市公園住吉公園指定管理共同体、2018年～2022年。



日本の公園150年史 (2) 明治期に全国で公園が支持され、広まった

Evolution of Japan's Parks in the Meiji Era (1868-1912)

越澤 明

北海道大学 名誉教授 / 一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
Akira KOSHIZAWA (Professor Emeritus, Hokkaido University)

1. 公園法制の父は井上馨

連載2回目の前半では、連載1回目の補足として太政官公園法制の名称、公園法制の父は誰かを考察する。後半では、明治期における全国各地の主な公園について経緯と特色を取り上げる。

明治前期(慶応3年10月大政奉還から明治18年12月内閣制度発足まで)に政府が発した法令について、その分類整理、法改正の確認、デジタル化が近年、国立国会図書館、国立公文書館によって進展した。

国立国会図書館は、「当時の法令名は明確でない」と記している(注1)。明治6年当時は太政官の法令名称(達、布達、布告)が混在していた。明治19年に公文式(勅令第1号)が発布されるまでは法令を公布する方法や制度が未確立であった(注2)。

以上の予備知識を踏まえて、国立公文書館、国会図書館の政府公文書を精査・確認した結果は、明治6年の日本初の公園法制は、太政官布達第16号ではなくて、太政官布告第16号という記載が適当というのが結論である。下記の(1)～(4)に記載するように、太政官公園法制度の名称は公文書でも一定しておらず、さまざまに記載されてきた(注3)。本号の浦田啓充日本公園緑地協会常務理事の論考で詳しく取り上げている。

(1)『太政類典』(連載1回目で掲載済み)では、「府県へ布達 第十六号 府県ニ公園ノ地所ヲ拓ハシム」と名称で記載されている。布達という言葉が明示されている公文書はこの1点である。しかし、「太政官布達第16号」とは書かれておらず、「太政官第16号(布告)」を府県に布達したという解釈も可能である。

(2)『公文録』の簿冊「第109巻、明治六年一月、大蔵省伺(二)」では、目次に「府県公園地御定ノ儀伺」という名称で記載されている。

「大蔵大輔井上馨から正院御中」という伺い文が存在しており、立法理由を説明した公文書である。この大

蔵省の伺い文には「御布告」と記載されている。伺いの隣に、朱筆で、「伺ノ趣別紙之通太政官十六号ヲ以テ及公布候事」と添え書きが記載されている。続いて、公布の文案、続いて、別紙として実際の公布文(案と同一文面)が収録されている。

「第十六号 府県へ(本文掲載は割愛) 太政官」ここでは達、布達、布告のどれか、記述はないが、大蔵省伺い文では「御布告」と記載されているため、「太政官布告第16号」と解釈する事が適切と言える。

日本初の公園法制の制定過程で、所管官庁の大蔵省の公文書が存在し、その公文書では井上馨の名前が明確に記載されている(本号のカラーグラビアに掲載)。

明治初期、日本政府(太政官制度)では大蔵大輔の地位と権限は内閣制度における大蔵次官より権限が強かった。大蔵卿と同等の権限を持ち、大蔵大輔から大蔵卿を経ずに太政大臣に対して伺いを出す(決裁を求める)ことが可能であった(注4)。

明治6年1月の太政官公園法制の制定時期は、ちょうど岩倉使節団の派遣時期(明治4年11月～明治6年9月)の最中であった。大蔵卿大久保利通は岩倉使節団の副使であった。留守政府(三条実美、西郷隆盛、大隈重信、板垣退助、井上馨、山縣有朋、江藤新平などが首脳)では大蔵省の所管事項は井上馨が全権を握り、留守政府の中でも発言権が強かった。官有地の処分(土地利用)は大蔵省の所管であり、明治政府の他の首脳(司法卿、文部卿など)が関わる事案ではない。したがって、明治6年太政官の第16号布告という公園法制の制定は井上馨が単独でトップとして判断して、政策決定したことは確かである。

大蔵大輔井上馨から正院御中あて伺い文書が正院の事務方に提出され、正院の事務方から太政大臣三条実美の裁可を仰いだ。太政大臣の決裁後に、正院の事務方は御布告の番号を決定した。その後、正院の事務方は、省別に公文書を『公文録』として整理した。また、



写真1 井上薫肖像
出典：国立国会図書館「近代日本人の肖像」

正院の事務方は年月日順の記録として『太政官日誌』の原稿を書き記し、後になって『太政類典』を編纂した。このような経緯であったと筆者は推察する。

『公文録』と『太政類典』には正院作成の起案説明文書は収録されていない。その理由は大蔵省伺い文とは別に、新たに正院側で起案説明文書を作成する事はしていない、その必要性がなかったと推論する(注5)。

(3) 明治24年編纂の内閣官報局『法令全書 明治6年』。目次は「第十六号 人民輻湊ノ地ニ公園ヲ設クルヲ持テ地所ヲ選択稟奏候セシム」と記載されている。『法令全書』の本文は「第十六号 一月十五日(布) 府県へ(本文掲載は割愛)」となっている。

(4) 昭和17年編纂の内閣官房記録課『現行法令輯覧 目次索引』(連載1回目で掲載済み)では、「明治六年太政官布告第十六号(勝区旧跡等衆庶遊観ノ場所へ公園設置)」と記載されている。布達ではなく布告と明確に記載している。昭和10年代に政府の内閣官房が、当時の現行法令の全体を精査、分類をした上で「太政官布告第16号」と記載した意味は大きい。

日本初の公園法制度(明治6年太政官布告第16号)は明治政府の首脳部の中では、誰が公園法制実現を推進したのか、これまで不明確であった。それが英国留学(長州五傑)の経験があり、大蔵大輔の井上馨(1836～1915年)であることが、このたびの一連の明治期公文書から判明した。つまり、井上馨は日本の公園法制の生みの親であると断言してよい。井上馨はその後、農商務大臣、外務大臣、内務大臣、大蔵大臣など要職を歴任して、元老の1人となる。

井上馨が明治政府内で公園法制を推進したことを最初に指摘した研究者は京大農学部林学科での大学院博

士論文を出版した丸山宏(名城大学名誉教授)と白幡洋三郎(国際日本文化研究センター名誉教授、故人)である。丸山宏は大蔵省伺い文の全文を活字化して著書に掲載している。この丸山・白幡説が適切であったことが、より明確になったと考えている(注6)。

明治6年10月に政府内に政変が生じて西郷隆盛、後藤象二郎、板垣退助らが職を辞し、下野した。明治6年11月に内務省が設置され、内務卿に大久保利通が就任し、政権の実質的なトップになる。これ以降は、公園は内務省が所管する。そのため、実際の公園地指定は内務卿となった大久保利通、伊藤博文、山形有朋などの意向が反映していると考えられる。

結論として、明治期の一連の公文書から確認できたことは、明治6年制定の日本初の公園法制度の名称は、今後は、「明治6年太政官布告第16号」、「明治6年太政官第16号を布告」、「明治6年太政官第16号布告を布達した」と記述した方が適切である。このことによって、昭和31年都市公園法制定時の参議院・衆議院での委員長報告、都市公園法附則とも整合性が取れることになる。また、昭和39年開催の都市公園制定90周年記念行事における建設大臣の挨拶、衆議院議長と参議院議長の祝辞とも整合性が取れる(注7)。

2. 全国における公園の展開

明治6年、政府が太政官布告第16号を布達した結果、全国各地で公園開設の動きが広がった(注8)。

明治期の公園開設の動向は、大正期も含めると、以下の7種類に分類してよい。名古屋の鶴舞公園、福岡の大濠公園に代表されるように、複合的な意図や経緯で公園開設が実現する事例も多かった。

- ①明治6年太政官布告はすでに官有地となっていた土地での公園開設を想定していた。東京の5公園(上野、芝、浅草、深川、飛鳥山)、大阪の住吉公園、浜寺公園など。京都の円山公園では用地買収で拡張している。
- ②旧藩主、地元有志から土地寄付による公園開設の動きが生じた。津の偕楽公園、高岡の古城公園など。
- ③明治期の都心づくり(官庁街の整備、中央公園の新設)の一環として新たなインフラである公園が新設された。東京の日比谷公園、大阪の天王寺公園、名古屋の鶴舞公園、函館の函館公園、山形の千歳公園など。
- ④産業振興の博覧会開催を契機に開場の確保、跡地の



写真2 津の偕楽園 越澤明所蔵

整備として公園が新設・改修された。東京の上野公園、京都の岡崎公園、名古屋の鶴舞公園、福岡の大濠公園、長野の記念公園など。

- ⑤景勝地・行楽地での公園の新設。官有林など国有地の借り受け・払い下げの願いが出た。美濃の小倉公園、明石の明石公園、京都の円山公園、大阪の箕面公園など。
- ⑥御大典・御大礼など皇室の慶事(成婚、即位)に記念公園が開設された。また下賜による恩賜公園も開設された。長野の記念公園、福岡の水上公園、大阪城公園、名古屋城など。東京の井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、旧芝離宮恩賜庭園、浜離宮恩賜庭園など。
- ⑦明治の市区改正条例(その後、大正期の都市計画法に発展した)による新設公園。東京の日比谷公園、関東大震災の東京・横浜の復興公園。

このように明治期に公園という新たなインフラ、公共施設は国民から支持されて、全国で開設と拡充の動きが広がった。

前号と本号ではカラーグラビアとして、筆者が研究のために収集してきた明治大正期の彩色絵葉書の公園写真を初めてカラーで掲載・公開した。これまで帝都復興公園は筆者の著作で使用したが、他の時期の公園写真はこれまで掲載する機会がなかった。

このような彩色絵葉書に描かれた公園写真については、公園史、造園史、都市史、都市計画史の歴史資料として価値があると筆者は考えている。しかし、行政、公園管理者、研究者の多くは、そのような認識は薄く、自治体の公園担当課、公共図書館では収集されてこなかったのが実情である。当時のリーフレット、パンフレット、冊子なども合わせて、公的な機関や団体で収集・保存されて、世に公開されることが望ましい。

3. 三府と東京府

明治6年の公園法制(太政官布告第16号)の本文の冒頭箇所について、句読点とカッコ書き補足字句を加筆すると、次のようになる。

「(東京、京都、大阪の)三府(=三大都市)を始め(として)、人民輻湊(=人々が集まっている)の地について、古来の勝区(昔からの景勝地)、名人の旧跡(=著名人の旧跡)等、これら群衆遊観(=大衆の遊覧・観光)の場所」。

明治2年に版籍奉還が実施され、明治4年に廃藩置県が実施された。明治2年に旧幕府領では東京、大阪、京都に府が置かれ、他の旧天領は県となった。さらに明治4年に旧藩も県となり、県の統合・分離を繰り返して、明治22年に3府42県となった。

三府の府とは、江戸時代から東京、大阪、京都が三都であり、<三大都市>であったことを反映している。江戸期では三都に次ぐ大都市は金沢、名古屋であった。

大正11年、「六大都市行政監督二関スル法律」が公布され、東京府東京市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市という<六大都市>に対して、大都市としての権限を与えられた。今日の政令指定都市の前身である。

三府のうち東京府では、明治6年1月太政官布告を受けて、府知事大久保一翁(旧幕臣)は公園開設に向けて速やかに動いた。明治6年2月、営繕会議所(有力平民の自治組織、前身は江戸時代の町会所)に選定を依頼し、浅草寺、寛永寺、増上寺、富岡八幡宮の4カ所が相応しいとの意見をもらった。東京府は飛鳥山も追加して、5か所を公園地の候補に決定した。

明治6年3月、東京府知事大久保一翁は大蔵大輔井上馨に、民活による公園経営(請負を応募、茶店などに貸し付けた収益を公園費に充てる、今日のパークPFIと同じ発想)による府下公園設置方の伺いを出し、大蔵省租税頭の陸奥宗光と協議を続けた。

明治6年5月、東京府は、戸長あての町触(つまり告示)案、公園取締心得(つまり公園管理規則)を添付して、府知事から正院に上申書を提出した。明治6年10月、太政官が回答したが、東京府とは考えに相違点があり、明治7年10月、東京府知事大久保一翁から太政大臣三条実美に再度、伺いが出された。明治7

年11月、政府内では公園の所管が大蔵省から内務省地理寮(山林と官有地を所掌)となった。明治8年11月、政府は東京府の考え(公園出稼人からの借地料を財源)を認め、明治11年10月、東京府は東京府公園出稼仮条例を制定し、公園維持の制度が定まった(注9)。

しかし、現実には、東京府4公園(浅草、芝、飛鳥山、深川公園)の公園収入は浅草公園の附属地(浅草公園六区と仲見世)に多くを依存していた。浅草公園六区は観光、演劇、飲食の街として繁栄していく。上野公園地は戊辰戦争で境内地が焼失し、都心部に大きな未利用地が誕生した。上野公園は公園地に指定されたが、国策として土地利用を行う場所となり、明治9年1月、上野公園地は東京府から内務省博物館(国立博物館、文化庁の前身となる組織)に移り、国の博覧会の開催、博物館の設置、美術・音楽学校の設置など国の文化観光エリアとして活用されていく。

上野公園地内の東側(低地)は鉄道に割譲され、上野駅となった。現在の地図と対比させると、上野駅は上野公園地であったことが良く分かる。明治期に鉄道会社は東京の一等地、上野の市街地(細分化された町人地)を面的に広く用地買収する事が困難であったことが読み取れる(前号の『公園緑地』表紙をご参照)。

4. 大阪の公園、京都の公園

明治6年太政官布告にもとづき、大阪府では明治6年12月、住吉公園と浜寺公園が開設され、今日まで大阪府の府営公園となっている。住吉公園は、旧官幣大社、摂津国一宮である住吉大社の境内地(馬場と黒松林)に開設された。住吉大社は大阪湾に面した航海・港の神が祭神であり、江戸時代は海浜の黒松林は庶民の行楽地であった。明治17年、阪堺鉄道(南海電車の前身)が開通し、往来が増え、大正7年に近代公園としての改良工事が実施された。

浜寺公園の場所は中世より白砂青松、風光明媚が知られており、江戸中期から御三卿田安家の領地となった。明治元年、禄を失った田安家が松林を伐採して新田開発を開始した。明治6年7月、たまたま当地を訪れた大蔵卿大久保利通は伐採の惨状を嘆き、堺県令の税所篤(薩摩藩士)に指示して、伐採を中止させ、公園設置の許可を進めた。明治30年、南海電車の開通で公園利用者は増加し、海水浴場が設置され、公園周囲



写真3 箕面公園 越澤明所蔵

は別荘地となった。

大阪府の北部丘陵に位置する箕面公園は滝、紅葉、森林浴で知られる景勝地である、明治6年、箕面の公園地指定は内務省は却下した。明治31年、大阪府は公園地の資格ありと再申請し、今度は許可され、国有林を大阪府が管理した。しかし、明治32年の国有森林原野下戻法制定の結果、公園地が瀧安寺したもどし(民有地に戻す)となった。そこで、明治40年、大阪府は瀧安寺から公園地を用地買収した。明治43年、箕面有馬電気軌道(阪急電車の前身)が開通し、利用者が増加した。昭和42年、明治百年記念事業として「明治の森箕面国定公園」が指定され、広い範囲で自然保護、自然公園が推進されている。

明治6年公園法制は、箕面公園に見られるように、自然公園の先駆けとも呼べる内容を含んでいた。同様の事例としては、岐阜県立の養老公園(明治13年開設)、京都府立の嵐山公園(明治39年開設)などがある。香川県立の琴弾公園(明治30年開設)と琴林公園(大正4年開設)は、昭和31年、瀬戸内国立公園の区域に指定された。

大阪市の天王寺公園は大阪のセントラルパークと呼ばれる新設公園である。明治34年、大阪市会は公園施設の件を議決し、明治36年、第5回内国勸業博覧会の開催場所とした。明治37年、博覧会跡地で公園を整備し、博覧会建物の一部は継承し、温室を新設した。明治42年、日本庭園が新設され、和洋折衷の公園となり、大正4年、動物園が開設された。

博覧会会場に隣接して住友家の本邸があり、住友家第15代当主・住友友純は博覧会協賛会長に推挙され、住友邸には徳川慶喜、伊藤博文も来遊した。

住友家第15代当主・住友友純(号は春翠、風流人、西園寺公望は実兄)は明治30年に欧米を視察して、欧

米実業家による慈善活動、メセナに感銘を覚えた。明治33年、住友友純は大阪府立図書館（昭和49年、重要文化財に指定）を建設し、府に寄付した（注10）。

大正10年、住友友純は本邸（敷地4万坪、うち2万坪は慶沢園で小川治兵衛の作庭）と周囲の土地を大阪市に寄付する申し出をした。大正14年、贅を尽くした本邸を取り壊し、住友家は兵庫県住吉村（現・神戸市）に本邸を移した。住友家は本邸跡地に大阪市立美術館を建設することを寄付の条件とした。

本邸を取り壊した理由は、住友友純の長男寛一によると、「芸術的創造品」であった本邸を残すと、住友家が贅沢な暮らしをしているとの社会的影響を考慮し、建物は取り壊して土地と庭園のみを寄付したという。これを記した作道洋太郎（大阪大学名誉教授、経済史、故人）は住友邸寄付は大阪富裕町人の企業メセナ（社会文化貢献活動）の伝統であると評価している（注11）。

当時の大阪市長は大阪の都市政策、インフラ整備を精力的に推進した池上四郎（会津藩士、警察官僚、紀子妃殿下の曾祖父）であり、美術館建設にも意欲を持っていた。大阪市は茶白山（大坂冬夏陣の本陣）も用地買収した。

昭和8年、天王寺公園の大拡張工事が完成した。天王寺公園は住友友純のメセナ、池上四郎の都市政策が合わさって誕生したと言える。池上四郎の没後、天王寺公園には池上四郎像が建立された（注12）。

太政官布告第16号でも言及されている京都の群衆遊観の地に対しては、明治19年に京都市内で最古の公園として円山公園が開設され、明治39年に京都府は嵐山中島公園（その後、嵐山公園と改称）を開設した。日本でも有数の著名な公園、観光地であるため、本号では詳しい記載は省くことにする。

京都府知事（明治14年～明治25年在職）の北垣国道は琵琶湖疎水の実現で知られているが、道路拡幅（路面電車とセット）と円山公園も北垣知事の功績である。

明治22年、円山公園は京都府から京都市に移管され、拡充整備を続け、昭和5年、京都市全域の風致地区の指定の際に区域内に入り、昭和6年、円山公園は国の名勝に指定された。2016年3月、京都市は『京都市名勝円山公園保存管理計画』を策定した。京都市ホームページで全文公開されている（注13）。

この計画書には円山公園の経緯が詳細に記されているが、『公園緑地』の前号と本号に掲載した筆者所蔵の

彩色絵葉書2点は未掲載である（もう1点所蔵）。彩色絵葉書を庭園の作庭、造園施工の専門家が分析すると明治大正期の円山公園の姿がより正確に判明する可能性がある。

5. 楠本正隆、三島通庸、徳久恒範

明治期に公園が全国で広がった理由の1つは、公園の新設に熱心な地方行政官（県令、県知事）が存在したことである。その代表例は、新潟県令の楠本正隆、山形県令の三島通庸、香川県知事の徳久恒範である。しかし、県史・市町村史でも記載が少ない。地元の小中学校教育でもあまり紹介されていないと推察される。

楠本正隆（1838～1902年）は大村藩士で、外務大丞、新潟県令、東京府知事、衆議院議長などを歴任した。新潟県令時代に県議会開設、第四銀行設立、地租改正、白山公園新設などを推進し、大久保利通から行政手腕を高く評価されたとされている。

白山公園は明治6年に全国で開園した25公園の1つである。江戸時代から景勝地であり、町民の行楽の場所で、白山神社の神苑地であった。明治5年、楠本正隆は市民遊覧の地として「新潟遊園」（その後、白山公園と改称）の造成を開始した。明治6年7月、白山公園内に建立された「新潟遊園碑」は太政大臣三条実美の題字、秋月種樹が碑文を記した。秋月種樹（1833～1904年）は高鍋藩の世嗣、江戸幕府の学問奉行を務めた有数の知識人で、明治5年外遊、元老院議員であった。碑文は英仏魯米蘭に言及し、東洋の孤島の日本では勉強が必要であり、その場として身体を鍛え、博物知識を学ぶ場として遊園を官民協力で作り上げた意義を格調高く記した（注14）。

楠本正隆が公園開設を推進した理由は、新潟は開港5都市の1つとして発展する一方、江戸時代から湊町・町人町であり、城址などの緑が存在しないため、外務大丞としての見識から公園新設を着手したのではないかと、推察する。1989年に新潟市制100周年を記念して白山公園内に楠本正隆像が設置され、2018年に白山公園は国の名勝に指定された。

明治15年、新潟県議会議事堂の移転場所は白山公園の隣接地が選定され、翌年竣工した。1969年、この建物は重要文化財に指定された（新潟県政記念館）。新潟市内の当地では名勝と重要文化財が隣り合っている。



写真4 栗林公園の商品陳列館 越澤明所蔵



写真5 琴平公園 越澤明所蔵

長岡安平(1842～1925年)は東京府、東京市で公園整備を担当し、明治30年代・40年代に、全国各地の公園設計を行ったことから、日本初の公園設計家(ランドスケープ・アーキテクト)と評価されている。

長岡安平は大村藩士の4年先輩である楠本正隆を頼り、楠本家の執事となり、明治11年、東京府に37歳で中途採用され、20年間在職した。最初の職は東京府土木掛仔馬並土木用機械収納方で、臨時職員扱いと推察する。長岡安平は楠本正隆との縁で公園・庭園専門家として大成する道が開けた。この点でも楠本正隆は日本の公園史にゆかりがある(注15)。なお、長岡安平の長男、長岡隆一郎は一高、帝大法科卒で内務官僚となり、内務省都市計画局長、土木局長、社会局長官、警視總監を歴任し、貴族院議員となった。

三島通庸(1835～1888年)は薩摩藩士、東京府参事、山形県令、栃木県令、内務省土木局長、警視總監を歴任した。東京府参事(副知事に相当)の時に、銀座煉瓦街を推進した。内務卿大久保利通に対して初代山形県令として述べた抱負は、①道路を開き、民力を養う、②学校をつくり、人材養成、③製糸器械場を設け、博物館による実物教育など、7項目であったという(幕内満雄『評伝三島通庸』暁月書館、2010年)。県令時代に道路建設、県庁舎を中心に官庁街を整備したが、公園も新設したことはあまり知られていない。

明治9年、三島通庸は郊外の千歳山公園を開設した。明治11年、県庁の東側に果樹試験場を兼ねた千歳園(第一公園、現在の山形東高校の場所)を開設し、噴水も設けた。今日、山形県がフルーツ王国となった基礎は三島通庸の千歳園である。

明治17年、折田知事は千歳公園を出羽国分寺薬師堂の裏に移した(薬師公園)。再移転の理由は新設の山

形県初の中学校(現在の山形東高校)の敷地確保のためと推測する。明治34年、山形駅に鉄道が開通し、第二公園も開設された。大正5年、奥羽六県共進会が開催され、公園の再整備が実施された。

徳久恒範(1844～1910年)は佐賀藩士、富山県知事、香川県知事、熊本県知事などを歴任した。楠本正隆、三島通庸と比べると知名度は低いが、香川県知事として栗林公園の大拡張、琴弾公園の新設、琴平公園の新設を行った業績は公園史として知られてよい(注16)。

天下三名園と同格と評価される特別名勝の栗林公園は高松藩主の大名庭園である。明治初期に香川県は蚕糸製造所とするため払い下げを政府に申請したが、明治6年太政官布告を踏まえて、明治7年、名東県は公園地とすることを申請したが納税地が混在しているため不許可となった。明治8年、内務省は公園地指定を許可したが、公園の維持管理策を条件とした。竹木、果実の売却益を公園の財源とし、地元有志も協力した。

明治30年5月、徳久恒範知事は官有財産管理規則(明治23年勅令第275号)にもとづき、栗林公園周囲の官有林の譲与を農商務省に申請し、許可された。これが今日の栗林公園の範囲である。明治36年、東宮行啓の際に殿下より公園維持金を下賜された。その後、大正11年に名勝、昭和6年に風致地区、昭和28年に特別名勝となり今日に至っている。

明治30年5月、徳久恒範は官有財産管理規則にもとづき、観音寺町琴平八幡神社境外の官有林と琴平町琴平山(金比羅山)官有林を農商務大臣に対して譲与を稟請し、許可された。明治31年に、前者は県立の琴弾公園として開設され、昭和11年名勝に指定された。後者は県立の琴平公園として開設され、昭和24年名勝に指定された。

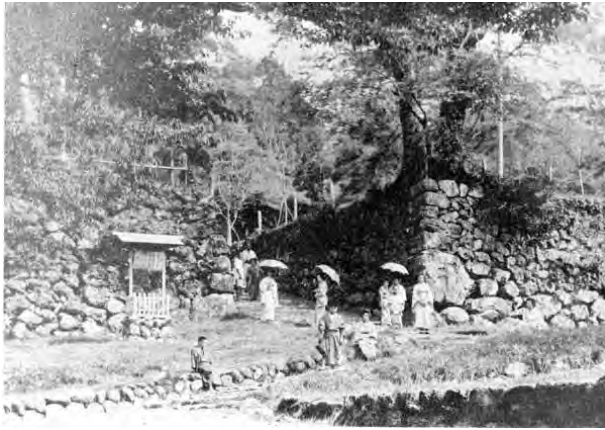


写真6 美濃の小倉公園 美濃市所蔵

6. 美濃と明石の城址公園

美濃町（現・美濃市）は初代高山藩主の金森長近が関ヶ原合戦で加増され、成立した上有知藩の城下町である。金森長近は川湊を整備し、長良川の水運、美濃和紙、山林経営を行い、高台の安全な場所に町人地が広い城下町を建設した。茶人大名である金森長近は京都に因んで小倉山と命名し、隠居城として小倉山城を築城した。孫が名高い茶人、金森宗和である（注17）。

上有知藩は二代目で無嗣断絶し、尾張藩の上有知代官領となった。卯建のある豪商の街並みは発展したが、廃城となった古城は鬱蒼とした山林となり、明治期に御料林となった。

明治24年、濃尾地震の復旧材として御料林が伐採された。明治33年、美濃町は払い下げを受け、公園として暫定開放した。美濃町は長岡安平に公園設計を依頼し、明治45年に大改修の工事が完成し、桜の名所、遊覧の場所となった。美濃市教育委員会には長岡安平の設計図が保存されている。

全国各地の城址公園は、城下町の枢要部の土地であるため、簡単には公園地とはならず、紆余曲折を経て公園化した事が少なくない事は、今日、あまり知られていない。例えば、兵庫県の明石公園では次のような経緯で誕生した。

明石公園は明石城の石垣と櫓が現存し、兵庫県内で最もお城の雰囲気を感じられる。四隅の隅櫓のうち1か所は明治14年に小学校の建築資材とするため解体されたが、2か所は現存している（昭和32年、重要文化財に指定）。明治14年、旧士族など有志が県に対し

て城跡保存を出願した。明治16年、公園開設が許可され、民間有志が官有林を借り受け、明治21年から民間の明石公園保存会が管理した。

明治30年、兵庫県は農学校を建設し、明治31年、明石公園は兵庫県に移管された。ところが同じ年に明石公園は離宮予定地となり、公園は廃止され、宮内省に移管された。大正元年に離宮は中止となり、大正7年に兵庫県が宮内省から借り受け、公園を再度開設した。大正10年に県立農学校が移転し、昭和3年、御大典記念で拡張整備した。そして昭和31年、国体開催で再整備された。2004年、明石城跡は国の史跡に指定された。

7. 長野の公園、福岡の公園

長野市で初の公園は「記念公園」である（現在の名称は城山（じょうやま）公園）。場所は善光寺に隣接しており、明治33年、東宮（後の大正天皇）の御成婚という慶事を記念して公園が新設されたことから記念公園と命名された。

明治44年、記念公園は一府十県連合共進会の会場となり、メイン建物（参考館）は保存され、長野県商品陳列館として活用した（その後、長野市立公民館となる）。大正4年、公園が拡張され、大噴水（当時、日本一と称された）と西洋式庭園が整備された。記念公園からは善光寺平を一望できた。2021年、城山公園の再整備が実施され、隣接地に長野県立美術館が新設され、公園と美術館の一体的な整備が行われた。

福岡市内の博多湾に面した2か所の景勝地に東公園、西公園が開設された。その背景には福岡という都市の博多町人と福岡士族の対抗意識が存在した。明治9年、白砂青松の松原に博多町人が推進し東松原公園（後の東公園）が開園した。明治14年、藩士行楽地であった荒津山を公園（後の西公園）とした。明治23年、東公園愛園会。西公園愛勝会という財産区が公園経営する特異な方式が実施された。2公園は明治33年に福岡県に移管され、県立公園となった。

福岡市は、大正13年、東宮（昭和天皇）の御成婚の記念事業として、都心部の那珂川中州の三画地に、小規模ながらも景観上は重要な場所に公園を新設した。御成婚日に合わせて開園し、水上公園と命名した。2016年、水上公園は民活導入（西鉄）で再整備され、



写真7 大濠公園で勤業博覧会 越澤明所蔵

シッパス・ガーデンという建物が開業した。

福岡市は、大正14年、当時としては市街地の郊外である福岡城の外濠(元々は博多湾の入江)の約半分を埋め立て、造成地45ヘクタールのうち、36ヘクタールを公園に、9ヘクタールを住宅地として売却し、公園造成の財源とすることを決定した。造成工事中に昭和2年、東亜勤業博覧会を開催し、昭和4年に大濠公園が開園した。売却した住宅地は今日、高級市街地となっている。昭和31年、福岡市は国有水面を無償借り受けし、水面と一体の公園となった。

このように時代の要請と創意工夫で、全国各地で公園が広がっていった。その発端は明治6年の太政官第16号の公園法制であった。

自治体が作成する「歴史的風致維持向上計画」、「緑の基本計画」、公園管理運営計画、「文化財保存活用地域計画」では公園の歴史的な資料(古い公文書、当初の設計図、彩色絵葉書、古写真、碑文など)を探索・収集する努力をした方がよいと考える。

注1) 国立国会図書館「日本-明治前期の法令の調べ方」リサーチ・ナビ、2022年9月27日 (ndl.go.jp)

注2) 国立国会図書館は記す。「大政奉還から公文式(明治19年勅令第1号)制定までの間、法令の制定・公布に関する制度は整備されていませんでした。維新後の諸政改革に伴って非常に多くの法令が発出されましたが、法令の形式や相互の効力関係、法令の周知方法等は必ずしも明確ではありませんでした。」日本-明治前期の法令の調べ方、2022年9月27日 (ndl.go.jp)

注3) 国立公文書館デジタルアーカイブ、国立国会図書館デジタルコレクションで確認できる。

注4) 柏原宏紀「明治初年太政官制下の卿輔関係についての一考察」『年報政治学』2013年、64巻2号。

注5) 公園史の大著を記した佐藤昌先生、前島康彦氏は、『太政官日誌』、『公文録』、『太政類典』、大蔵省伺い文は引用していない。佐藤昌先生、前島康彦氏は太政官布達と記すが、『東京市史稿』を参照していた可能性がある。前島康彦氏は正院の決裁文書は見つからないと記すが、大蔵省伺い文が太政官第16号決裁の説明文書と考える。

注6) 丸山宏『近代日本公園史の研究』思文閣出版、1994年、21～43頁。白幡洋三郎『近代都市公園史の研究—欧化の系譜』思文閣出版、1995年、178～185頁。両書は『太政類典』、『公文録』を参照引用している。布告第16号、大蔵省伺い文の写真掲載はしていない。

注7) 東京都建設局長の言葉、建設大臣の主催者挨拶、東京都公園協会会長の主催者挨拶、衆議院議長の来賓祝辞、参議院議長の来賓祝辞は、全員が、明治6年の「太政官布告」と発言している。『都市公園制定90周年記念行事記録』東京都公園協会編集、都市公園制度90周年記念行事事務局発行、昭和39年2月。

注8) 『日本公園百年史 総論・各論』日本公園緑地協会内日本公園百年史刊行会、昭和53年。また各自治体の公園関係のホームページ等を参照した。

注9) 『東京の公園 その90年のあゆみ』東京都、昭和38年。『東京公園史話』東京都公園協会、平成元年。関係ある公文書の長文引用や写真掲載はしていない。そのため、国と東京都の公文書を改めて精査すると、新たに判明する事実があるかもしれない。

注10) 呉谷充利「住友吉左衛門友純と大阪府立図書館」『相愛大学人文科学研究研究所研究年報』1号、2007年。住友グループ広報委員会ホームページ「住友の歴史>ゆかりの建築物>大阪府立中之島図書館>人物編」。

注11) 作道洋太郎「慶沢園と住友春翠」『大阪春秋』95号、平成11年6月。

注12) 池上惇『池上四郎の都市計画』京都大学学術出版会、2022年。越澤明「大阪市長池上四郎知られざる都市計画草創期の先覚者」『新都市』2020年12月号。

注13) 京都市情報館「京都市名勝円山公園保存管理計画について」2017年7月18日。

注14) 佐藤昌『日本公園緑地発達史』上巻、1977年に全文掲載。

注15) 『わが国ランドスケープの嚆矢 長岡安平』東京都公園協会、平成27年。なお、本刊行物には美濃の小倉公園の図面・写真は掲載されていない。

注16) 『香川県史 別編Ⅱ 年表近代』平成3年。

注17) 越澤明編著『近江国金森と金森長近 都市計画と産業振興の名手』守山市発行、令和4年3月。

1

林 まゆみ 一般社団法人みどり・人・まち研究所 代表理事 / 兵庫県立大学 客員研究員

Mayumi HAYASHI (Representative, Research Institute for Green, People and Society, Research fellow, University of Hyogo)

1. 公園を活用した社会的包摂とは

国土交通省が令和4年10月に発表した「都市公園の柔軟な管理運営の在り方に関する検討会の提言」には以下の6つのキーワードが挙げられている。それらは「持続可能な都市を支えるグリーンインフラ」「心豊かな生活を支えるサードプレイス」「人と人のリアルな交流、イノベーションを生み出す場」「社会課題解決に向けた活動実践の場」「機動的なまちづくりの核」である。本稿では、上の提言に関わる内容として、いくつかの社会課題に対応する公園緑地のあり方について検討を試みたい。社会課題と言っても、今日状況では、パンデミックとなったコロナ禍に始まる市民生活の危機から、社会制度等、恒常的な課題等まで多岐にわたるものである。海外の事例を紹介しながら、公園や緑地を活用した先進的な取り組みや、国内における状況を比較していきたい。

兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 / 淡路景観園芸学校では、令和2年度、海外からゲストを招くウェブセミナーを開催していた。世界で活躍する第一人者を連続して招聘することができ、米国、英国、韓国、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、スイス等各国の研究者や実務家が参加した。共通するテーマを「コロナ後のランドスケープ」としたが、同時に各国で最前線のプロジェクトに関わっているスピーカーには、そのプロジェクトについても話を聞いた。そこでは、公園緑地を活用した社会的包摂に関連する事例も数多くみられた。

公園を活用した社会的包摂とは、市民生活のQOLの向上を目標とする中で、現代社会の抱えている様々な問題に対処し、実践と共に制度上の仕組みづくりを実現していくものではないだろうか。挙げられた問題

には、公園緑地の活用をめぐる喫緊の課題としての「コロナ禍への対応」から始まって、「貧困」「コミュニティの育成」「子ども達への教育」「環境保全」「生物多様性」「都市開発」「都市農業の促進」「IoT化に伴うデータベースの作成やスマートパークの推進」、そして「公園緑地の管理運営への市民参加」等多岐にわたった。

スピーカーは、ランドスケープや地域計画、そして公園緑地の管理運営が専門の研究者や実務家であるが、それぞれの国や地域での社会的課題に対して、鋭く反応して実直に取り組まれている。全体の報告ができないことは残念だが、いくつかのテーマを抽出し、筆者のこれまでの取り組みと合わせて検討した。

2. 震災復興における公園や緑地の活用

まずは、ニュージーランド（以下NZ）の事例から挙げてみよう。NZと日本に共通することは、2011年に震災が起こったことである。NZでは南島のクライストチャーチ市とその周辺に震災が起こり、日本では未曾有の東日本大震災が発生した。クライストチャーチ市の震災は、亡くなった人の数こそ少なかったが、湿地化したエリアが出現し、広い地域にわたっていわゆる既存不適格の地域が生じた。

NZでは震災の発生後、数多くの緑地を活用した取り組みが行われている。「社会的包摂」という意味では、NZの施策は、継続的なシステムの構築という観点からも、先導的なものと言えるだろう。

例えば、震災復興や新たな緑地の創設の中で、“The Green Lab”と呼ばれているNPOが行政の支援を受けて、アルコールなどの「依存症」の回復や「家族の融合」などのいわゆる「メンタルケア」に取り組む“Family Recovery Garden”がある。緑と関わりながら様々な

プログラムが実施された。同NPOが主導した「Restless Forest」というプロジェクトも、自生種による移動式の樹林が各地を巡回して、自然環境と都市の融合を訴えている。いずれも行政による手厚い支援がある。震災は、2011年に発生したが、その後の展開として使われたモチーフは“Recovery Plan”や“Recovery Project”で「震災からの復興」「人としてのリカバリー」等、重層的な意味を有している。



写真1 Family Recovery Garden ©The Green Lab

“Cultivate Christchurch”という活動では、更地になり、いわゆる既存不適格となった建造物の建てられない緑地や空間を活用して、農作業をする取り組みが推進された。地域住民のための野菜作りにとどまらず、社会参加や社会復帰を必要とする人たちへ、雇用された専門家(教育や心理、園芸や農業の専門家等)が介入したり、NPOが支援したりしている。問題を起こした若者たちも、園芸やガーデニングを学ぶことを通じて社会復帰を目指している。

さらには、緑地と共に、園芸やガーデニングのスペースを有する敷地に若者の社会復帰のための施設(住宅も準備され、再教育、心理カウンセリング等が行われる)が計画されている。NPOが企画している“Youth Hub”という施設で、1,250万NZドルの補助を行政から得て、近年開設される予定である。

2020年に始まったコロナ禍においても、NZでは公園緑地を舞台にした様々な取り組みが行われている。特徴的な取り組みは、公園緑地における環境保全を目的とした「雇用の促進」である。NZ政府は、2020年度の国の予算で約11億NZドルの追加予算を計上し、環境保全対策として、侵略種の抑制や、国立公園における新たな観光資源やルートの開発を目的として多くの雇用を創出した。

元々、NZでは、公園緑地のための「管理運営計画」がその市民参加を前提とした策定プロセスや内容と共に充実している。管理運営計画は、法的にも担保されており、国立公園、州立公園等では、“Reserve Act”(いわゆる公園法になる。NZでは、国立公園や地方自治体の公園は全て公有地にある)や“Local Government Act”(地方自治法)等で策定プロセスやその内容が細かく規定されてきた。公園の大きな改変は、無意味な開発を避けるため、市民参加による合意形成のプロセスが必要とされている。

日本では、各地で復興事業が進む中、筆者らも三陸海岸を中心とした支援活動を継続し、仮設住宅への緑化支援から始まって、東松島市宮戸島の湿地の復元、雄勝の市民ガーデンの創出、石巻市の復興祈念公園の自生種緑化等、参画型の復興に参加してきた。

東日本の震災復興支援では、園芸療法士と共にメンタルケアを目的としたプログラムも継続的に提供した。制度的なプログラムの構築には至らなかったが「緑の交流フォーラム」というネットワークが形成された。

3. シアトルから発信される公園緑地と社会的課題

公園緑地と社会的課題との関係性については、米国ワシントン州とニューヨーク州の事例を紹介したい。

まず、最初の取り組みとしては、シアトル市に位置するワシントン大学教授のJeffery Hou氏が社会的課題への対応として長年取り組んできた、コミュニティガーデンや小規模な公園における市民農園の発展が挙げられる。コロナ禍においても、このような公園内の農園は数多く開設され、行政当局による水の補給支援等も継続されている。継続という意味では、特にコロナ禍後は市民による農作業の空間を恒常的なものとして位置付けられている例も少なくない。長年の実績のあるコミュニティガーデンにおいてもだが、地域社会の交流にとって重要であるだけでなく、食糧供給という目的も有している。米国では貧困の問題は大きな課題であるが、コロナ禍ではさらに顕在化している。

先年訪問したヨセミテ国立公園局でのヒアリングでは、車等でヨセミテまで来られるのは中間層以上の家族連れが主で、移民等の低所得層の家族はまれであるようだ。公園局では、できるだけ多くの子ども達にヨ

セミテを訪問してもらい、自然体験や環境教育の機会が与えられるよう、学校との連携等を工夫して行ったり、NPOに委託することにより環境教育の充実を図ることを目的としたりしているという話であった。

日本でも、子どもの貧困率が7人に1人と言われるようになり、全ての子ども達が平等に公園や緑地を楽しめる環境にあるかを注意深く見守っていかないといけない。このような子どもと貧困という課題に関して私たちはどれほどの意識を持っているだろうか。子ども達が豊かな自然や、思い切り楽しめる施設のある公園で過ごすことは健全な発育に大きな影響をもたらす。子ども達は次の社会を担っていくのである。

次は、米国でのプレイスメイキングについて述べてみよう。これは市民による新たな発意と工夫で、空間のそれまでの利用の枠を超えて、新たな活用を目指したプロジェクトである。プレイスメイキングは、タクティカル(戦略的)・アーバニズムとも関連している。米国に始まったこのウェーブは、各国にも広がっている。例えば、コロナ禍では、特に歩道の密を避けて、車道にも、歩道を拡張した遊歩道やオープンカフェのためのスペース、小さな子ども達の遊べる広場や路上図書館等、様々なアイデアが実践されている。都市計画においても、車道を遊歩道に改造したり、四辻を広場にってしまう計画が各地で提案されてきた。これらの取り組みは、比較的小さな空間を対象としている。

では、大きな空間や公園緑地においても、市民が主体的に取り組むプレイスメイキングは成立するのだろうか。Hou氏は、事例としてシアトルにあるマグナソン公園はその最たるものであると述べている。この公園は、大規模な公園におけるプレイスメイキングとして重要だ。元々は軍事用の飛行場であったところを1975年から屋外レクリエーションとオープンスペース全体のマスタープランが作られたことに端を発する。2004年には、湿地帯とスポーツフィールド等のマスタープランが策定された。さらに、実際に市民が色々な目的で使用するようになり、それらに応じて整備や改良が加えられていった。運動場、散歩道、パブリックアート、コミュニティガーデン等市民による多様な土地の使い方が認められて計画に反映されていったのだ。

このように市民の使い方によって、計画自体を戦略的に変更したり改良したりする手法は、オープンエンドでもある。つまり最終ゴールが決まらない計画づく

りとなる。それは、デメリットではなく、市民の使い方でも何度もデザインを作り上げていくプロセスが必要なことがむしろメリットとなる。参加することで、変化をもたらしていくことがプレイスメイキングで、日本国内でも、まさにいくつかの試みが始められている。ParkPFIとの関連も多くみられるようになった。



写真2 マグナソン公園の芝生広場 ©Jeffery Hou

4.NY市役所に見られるパークマネジメント

米国のニューヨーク市役所に関しては、公園部局に勤務する島田智里氏から報告された。市は世界に名だたる大都市であるが、公園緑地部署の職員も6,000人以上を有する大組織で多数の技術者を活用した取り組みが行われている。

コロナ禍では、閉鎖の対象になったり支援物資の供給場所になったりしたことをはじめ、その影響は避けられないものであった。しかしパークマネジメントは、市の長期計画に連動して行われており「災害に強く、公正で自然と共生する公園づくり」が謳われている。毎週のように、地域で公園づくりやマネジメントプランの作成に関する協議が行われてきており、市民との連携がその基盤にもなっている。パークマネジメントには、市民との約束事が決められている。NPOやボランティアとの協働も進められており、“Green Thumb”というコミュニティガーデンとも強いつながりを持ちながら、市域全体の公園や緑地をつなげている。

GIS(地理情報システム)を活用した情報の可視化や各要素の関係性の把握、統合と分析等データの作成と発信が最適な意思決定やコミュニケーションの向上に大きく寄与している。例えば災害時には、その被害の程度と従来のデータベースを照らし合わせ、迅速な対

応とその結果が報告される仕組みとなっている。

このデータベースは市民協働のための情報発信やコロナ禍におけるバーチャル体験の促進、ミストや樹陰等といったまちの情報発信等、あらゆる場面で活用されている。



図1 猛暑対策として霧、水飲み場、屋外プール、緑陰のあるブロック、公園樹木による緑陰、熱リスクの高い場所等を示す地図
©New York City Parks

コロナ禍では、NYでもシアトルと同様に、車道への緑地空間の拡幅等も検討し、実践されてきた。プレイスメイキングは全米各地に広がっている。

5. ヘルシーパーク・ヘルシーピープル

Jo Hopkins氏は、オーストラリアのビクトリア州で20数年以上、ヘルシーパーク・ヘルシーピープル(以下HPHP)の取り組みに携わってきた。この取り組みは、世界中に影響を及ぼしている。公園での活動は、血圧や心拍数の正常化、気分が上がる、鬱傾向の改善等多くの健康促進に寄与していることが証明されてきた。しかしHopkins氏は、人々はより「ヘルシーパーク」の意義に関心を払わなければならないと述べている。氏はWCPA(世界保護地域委員会)の役職も務めているが、彼女は、「公園や緑地は人々が自然から健康上の恩恵を受けるために不可欠な存在である。一方、都市化が進み自然空間が縮小していることが原因となり、世界の人口の多くが自然から切り離されていることも周知の事実だ。"Parks Victoria(ビクトリア州公園局)"では、健全な生態系が健全な社会を支えるというコンセプトのもとでHPHPを展開している」と強調している。「環境問題そのものが、人々の健康に直結する危機を有している。しかし生物多様性の損失、生態系の崩壊、気候変動という技術的な問題以前に、最大の難関は人々の無関心ではないか」と。

環境保全が人の健康を守る、という意識を醸成することは喫緊の課題でもある。日本でも、HPHPを標語の一つとして「公園からの健康づくり」は随分と推進されてきたが、「ヘルシーパーク」の意味を再認識する必要はないだろうか。

同時に、「公園からの健康づくり」に関しても、それらが専門家の介入に対しての予算が担保されているかというと、その多くはイベントプログラムであったり、個人の意識やボランティア頼みになっていたりする。専門家による介入を担保する原資は行政の医療や福祉部署との連携も求められる。

6. おわりに

公園緑地を活用した社会福祉に関わる活動を実践するためには、管理運営計画(以下PMP)にもそれらの計画が反映されることが望ましい。しかし、設置者と市民との契約であるPMPの策定が参加型のプロセスで行われている例はまだ少ない。英国で実施されているグリーン・フラッグ賞はPMPの策定が前提になっているが、各国のPMPの策定は、推奨する組織や策定手法が整備されており、協働によるプロセスとして広く認知されている。

筆者らは、試行段階であるが、公園を活用した「園芸療法プログラム」を数か所で実践し、対象者を健常者から、高齢者や子どもたちに広げている。支援の必要な人への専門家の介入も実施する計画である。公園緑地の活用にはソフト・ハード両面において様々なセクターの連携が不可欠だ。

今ある社会的課題に眼を向けて、公園緑地における社会的包摂を目指すには、市民協働というゆるぎない船の上に、多岐にわたる専門家が介在し、複数の部局が連携することが期待される。柔軟で効率的な横断型の新たな仕組みづくりが進んでいくことを願っている。

参考文献

- ・林まゆみ編著・兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科/淡路景観園芸学校新展開プロジェクト会議監修(2022) オープンスペースから都市を創る、(株)マルモ出版、pp175
- ・林まゆみ(2022) 公園を活用した社会的包摂、ランドスケープデザイン、(株)マルモ出版社、pp56-61

IV. 資料

一般社団法人 日本公園緑地協会
研究所長・研究顧問 名簿

令和4年6月10日現在

研究所長	役職名
進士 五十八	東京農業大学名誉教授・元学長、福井県立大学名誉教授・元学長

研究顧問 22名	役職名
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
石川 幹子	東京大学名誉教授・中央大学研究開発機構機構教授
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長
勝野 武彦	日本大学名誉教授
金子 忠一	元東京農業大学地域環境科学部教授
亀山 章	東京農工大学名誉教授
小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
越澤 明	北海道大学名誉教授
後藤 春彦	早稲田大学教授
佐藤 信	東京大学名誉教授
島田 正文	元日本大学教授
下村 彰男	國學院大學研究開発推進機構教授
高良 倉吉	琉球大学名誉教授
中瀬 勲	兵庫県立大学名誉教授・兵庫県立人と自然の博物館長・兵庫県立淡路景観園芸学校学長
榎野 良明	元中央大学研究開発機構機構教授・公益財団法人都市緑化機構専務理事
根本 敏則	敬愛大学教授
平田 富士男	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授
古澤 達也	日本大学理工学部上席客員研究員
増田 昇	大阪公立大学大学院特任教授
森本 幸裕	京都大学名誉教授・公益財団法人京都市都市緑化協会理事長
師岡 文男	上智大学名誉教授
横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授

(五十音順 敬称略)

令和4年度 公園緑地研究所調査研究報告
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2022

令和5年6月9日 発行

編集・発行 一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所
〒101-0032

東京都千代田区岩本町3-9-13

岩本町寿共同ビル

電話 03-5833-8552

FAX 03-5833-8553